

第2次宇和島市総合計画

継承・共育・発信のまち

～ 世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇る
ふるさとわじまの実現を目指して～

後期基本計画

令和5年4月

宇和島市



ごあいさつ

平成17(2005)年8月1日に旧1市3町が合併して誕生した宇和島市は、まちづくりの基本方針となる「総合計画」に則り、各分野において施策を展開しております。

第2次宇和島市総合計画は、平成30(2018)年度から令和9(2027)年度までの10年間を基本構想の計画期間とし、これまでの5年間を基本計画の前期として、シティセールス、農林水産業、商工業者への支援、教育環境の整備などに努めてまいりました。

しかしながら、一方で、海洋ごみなどをはじめとする環境問題、急速化する少子高齢化や人口減少、激甚化、頻発化している自然災害などへの対応なども求められております。

このことを踏まえ、前期基本計画の進捗状況や社会情勢の変化などについて、時代に即した計画とするため、これからの5年間を計画期間とした、「第2次宇和島市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

後期基本計画では、まちの魅力を高め、市内外の多くの方々から「選ばれるまち」を目指すとともに、引き続き、平成30年7月豪雨災害からの復興にも取り組んでまいります。

また、高度なデジタル社会への対応として、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進するとともに、あらゆる分野において、人と人が支え合い助け合う市民協働のまちづくりも目指してまいります。

結びになりましたが、本計画策定に際し、熱心にご審議を賜りました総合計画策定審議会委員の皆様、並びにアンケート、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様に対し、衷心より深く御礼を申し上げます。

令和5年4月

宇和島市長 **岡原 文彰**

目次

第1部 総論	… 1
第1章 第2次宇和島市総合計画後期基本計画とは	… 2
1 計画策定の背景と目的	… 2
2 計画の位置づけと構成	… 3
3 計画の期間	… 3
第2章 宇和島市の将来像	… 4
1 目指すべき将来像とまちづくりの姿勢	… 4
2 施策の体系	… 7
3 人口の動向	… 9
第3章 踏まえるべき市民ニーズと新たな時代潮流	… 10
1 市民の意識・意向	… 11
2 新たな時代潮流	… 17
第2部 後期基本計画	… 19
第1章 にぎわい	… 20
1-1 農林業の振興	… 20
1-2 水産業の振興	… 25
1-3 商工業の振興	… 28
1-4 観光の振興	… 31
1-5 雇用対策と勤労者福祉の充実	… 34
1-6 移住・定住の促進	… 36
第2章 思いやり	… 38
2-1 健康づくり・医療体制の充実	… 38
2-2 地域福祉の充実	… 43
2-3 結婚・妊娠・出産、子育て支援の充実	… 46
2-4 高齢者支援の充実	… 49
2-5 障がい者支援の充実	… 52
2-6 社会保障の充実	… 55
第3章 支えあい	… 57
3-1 環境自治体の形成	… 57
3-2 水道の整備	… 60
3-3 下水道の整備	… 63

3-4 廃棄物処理体制の充実	… 65
3-5 墓地・斎場の整備	… 67
3-6 公園の整備と緑化の推進	… 68
3-7 消防・防災体制の充実	… 70
3-8 交通安全・防犯体制の充実	… 74
3-9 消費者対策の充実	… 77
第4章 住みよさ	… 79
4-1 計画的な土地利用の推進	… 79
4-2 市街地の整備	… 81
4-3 景観の形成	… 83
4-4 住宅施策の推進	… 85
4-5 道路・交通網、港湾の整備	… 87
4-6 デジタル化の推進	… 91
第5章 学びあい	… 93
5-1 学校教育の充実	… 93
5-2 生涯学習の充実	… 97
5-3 スポーツの振興	…100
5-4 文化芸術の振興と文化財の保存・整備・活用	…102
5-5 青少年の健全育成	…105
5-6 国際化・地域間交流の推進	…108
第6章 共に歩む	…110
6-1 人権尊重社会の確立	…110
6-2 男女共同参画社会の形成	…112
6-3 コミュニティの育成	…114
6-4 市民協働のまちづくりの推進	…116
6-5 自立した公共経営の推進	…119
第7章 つなぐ	…122
7-1 すまいとくらしの再建	…122
7-2 安全な地域づくり	…124
7-3 産業・経済の復興	…126

第1部 総論

第1章 第2次宇和島市総合計画後期基本計画とは

1 計画策定の背景と目的

(1) 総合計画について

2005年に、旧宇和島市、旧吉田町、旧三間町、旧津島町の4市町の合併によって誕生した宇和島市は、宇和海に面し、豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれ、特色ある農林水産業のまちとして発展してきました。また、宇和島藩伊達家の史跡、広域的な拠点都市としての機能、闘牛などの特色ある観光・交流資源といった地域特性を有しています。

本市では、これらの特性や資源を最大限に生かした“宇和島市らしい”まちづくりを市民とともに進めていくために、また、次代における本市の発展のため、市民の未来を見据えた政策、施策の展開を明らかにし、市民全員の力を結集して計画的にまちづくりを進めていくため平成30年(2018)3月に計画期間を10年間とする「第2次宇和島市総合計画」を策定しました。

「第2次宇和島市総合計画」の基本構想では、目指すべき将来像を「継承・共育・発信のまち～世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇る ふるさとうわじまの実現を目指して～」と定め、その実現に向けて、計画期間を平成30(2018)年度から令和4(2022)年度とする前期基本計画を策定し、これまで市民とともにさまざまな取り組みを実施してきました。

(2) 後期基本計画について

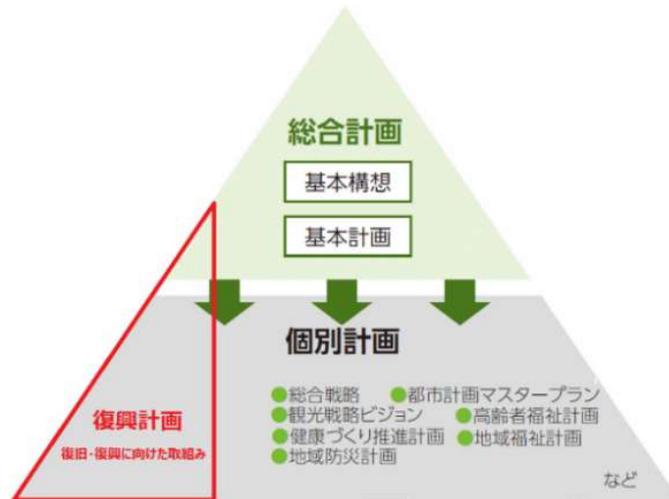
基本構想を実現するための施策の内容を体系的に示す「基本計画」は、令和4(2022)年度末をもって前期計画期間を終えることから、前期基本計画の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえて必要な見直しを行い、後期5年間(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)のまちづくりの指針として、ここに「第2次宇和島市総合計画後期基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと構成

総合計画は、まちづくりの基本的方向を総合的かつ体系的に示し、計画的に市政を運営していくための指針となるものであり、市の最上位計画として位置づけます。

「基本構想」は目指すべき将来像と、それを実現するための政策や施策などを示したもので、「基本計画」は基本構想に基づき、今後推進する施策の内容や主要事業などを各分野にわたって体系的に示したもので、各分野の個別計画の基本となるものです。

また、平成30年7月豪雨災害からの復興は、本計画の基本構想に掲げるまちの姿である「継承・共育・発信のまち」の実現でもあり、本市において変わることのない目指すべき将来像です。したがって、平成31年度から令和4年度までの4年間を計画期間として策定した「復興計画」は、本計画の一部を成すものと位置付け、長期的・継続的な視点で取り組むべき課題も多いことから、「後期基本計画」にその内容を引き継ぎ整理します。



3 計画の期間

この第2次宇和島市総合計画後期基本計画の計画期間は、基本構想(平成30(2018)年度～令和9(2027)年度)で定めた目指すべき将来像や政策目標等に基づき、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。



第2章 宇和島市の将来像

1 目指すべき将来像とまちづくりの姿勢

目指すべき将来像とまちづくりの姿勢は、第2次宇和島市総合計画基本構想に基づき、引き続き次のとおりとします。

(1) 目指すべき将来像

継承・共育・発信のまち

～世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇る

ふるさとうわじま実現を目指して～

継承・共育・発信のまち

現在、少子高齢化・人口減少、地方分権の進行、地方産業・経済をめぐる環境の深刻化など、本市を取り巻く情勢は、依然として向かい風となっています。今後ますます厳しさが増大していくことが予想されますが、大空を舞う鳥のように向かい風を飛翔力に変えていくために、今一度、地域資源を見つめ直していく必要があります。

本市は西に広がる宇和海、東にそびえる鬼ヶ城連峰に囲まれ、豊かな自然に恵まれています。そこから生み出されるマダイ、ハマチ、真珠、柑橘は全国有数の生産量を誇り、じゃこ天、宇和島鯛めしなど全国に誇る食文化も魅力の一つです。

また、宇和島伊達10万石の城下町として栄えてきた歴史があり、国指定の宇和島城天守をはじめ、無数の文化財が継承されてきました。さらには、遊子水荷浦の段畑、岩松地区の建造物群といった文化的に重要な景観や、牛鬼、闘牛といった地域に根付いた伝統があります。

この将来像は、先人から「継承」してきた自然・産業・文化など、本市にあふれる魅力を次世代を担う子どもたちと共に育て（「共育」）、希望ある未来を創造していくこと、さらにそれらを市内外問わず積極的に「発信」していくことを表しています。

本市が『帰ってきたいまち』、『住んでみたいまち』として広く認知されることで、子どもたちはもちろんのこと、子どもを支える大人や今後宇和島で暮らす人たちに希望あふれる未来を手渡すことができ、四国西南地域の中心を担う存在として胸を張れるのです。

世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇る ふるさとうわじま

「世代を超えて」は、就労世代だけでまちづくり活動を進めるのではなく、これまでの功労者である高齢者世代、そして次世代を担う子どもたちと共に進めていこうという意図を含めています。また、世代を超えて「自然を愛し」、「歴史を誇る」ことで、本市の魅力を再確認し、自然や先人たちに感謝しながら、真の豊かさを追求していく姿勢を示しています。

そして、宇和島の人たちが持つやさしさ、温かさにより、「宇和島の子どもたちが、一度宇和島を離れても、やっぱり帰りたい」、「市外から訪れた人が、宇和島に来てよかった、また来たい」、「宇和島に移住した人が、宇和島に住んでよかった、これからもずっと住み続けたい」と、誰の心にも「ふるさとうわじま」が感じられるまちづくりを目指すことをうたっています。

(2) まちづくりの姿勢

『宇和島ならではの』を追求し、発信します

本市ならではの特性や資源を活用し、豊かな自然や歴史文化、第1次産業を中心とした産業など、魅力的な『宇和島ならではの』を以下の7つの視点を中心に政策目標を掲げて創造・追求し、市民へ、あるいは市民と一体となって、市外へ情報を発信し続けるまちづくりを推進していきます。

にぎわい

豊かな農林水産資源を生かした食の展開や、魅力ある観光資源の情報発信を推進するとともに、雇用の場の創出に努め、宇和島を活気づけます

思いやり

四国西南地域の中核病院である市立宇和島病院の医療体制の充実をはじめ、子どもから高齢者まで安心していきいきと暮らせるように、医療・福祉・介護・子育て環境を充実します

支えあい

市民同士のつながりや、市民と行政等の協働により、宇和島の豊かな生活環境を守るとともに、地震や津波などの自然災害に備えた危機管理体制を推進します

住みよさ

四国西南地域の中核都市としての役割を果たすため、近隣自治体との連携を深め、市内外の人が住みたいまちづくりを推進します

学びあい

世代を超えた共育で、次世代を担う「宇和島人」を育成し、伊達文化をはじめとした宇和島の歴史文化を継承し、より発展させていきます

共に歩む

すべての人が尊重され、お互いを思いやり、多様性を重んじる社会の形成を目指して、市民と行政が共に歩むまち「宇和島」をつくっていきます

つなぐ

平成30年7月豪雨災害を踏まえて、「つなぐ」をキーワードとして、「未来咲くふるさとわじま」を人と人をつなぎあって、ともに創っていくため、3つの施策を柱として復興への歩みを進めます

2 施策の体系

目指すべき将来像及びまちづくりの姿勢を踏まえ、まちづくりの政策目標(分野別政策の柱)を次のとおり定めます。

政策 目 標 1		<p>豊かな資源と 魅力あふれる産業 人でにぎわううわじま</p>	<p>施策</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・農林業の振興 ・水産業の振興 ・商工業の振興 ・観光の振興 ・雇用対策と勤労者福祉の充実 ・移住・定住の促進
政策 目 標 2		<p>だれもが充実した人生を過ごせる 思いやりのまち うわじま</p>	<p>施策</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり・医療体制の充実 ・地域福祉の充実 ・結婚、妊娠・出産、子育て支援の充実 ・高齢者支援の充実 ・障がい者支援の充実 ・社会保障の充実
政策 目 標 3		<p>美しい自然とともに生き 快適さと安全が両立する 支えあううわじま</p>	<p>施策</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・環境自治体の形成 ・水道の整備 ・下水道の整備 ・廃棄物処理体制の充実 ・墓地・斎場の整備 ・公園の整備と緑化の推進 ・消防・防災体制の充実 ・交通安全・防犯体制の充実 ・消費者対策の充実

政策 目 標 4	 <p>住みよさ</p>	暮らしやすく集いやすい 便利で安全なまち 住みよいうわじま
		施策
		<ul style="list-style-type: none">・計画的な土地利用の推進・市街地の整備・景観の形成・住宅施策の推進・道路・交通網、港湾の整備・デジタル化の推進
政策 目 標 5	 <p>学びあい</p>	すべての人がよく学び 新たな時代を語り合う 学びあいうわじま
		施策
		<ul style="list-style-type: none">・学校教育の充実・生涯学習の充実・スポーツの振興・文化芸術の振興と文化財の保存・整備・活用・青少年の健全育成・国際化・地域間交流の推進
政策 目 標 6	 <p>共に歩む</p>	すべての人が尊重され 市民と行政が共に歩む うわじま
		施策
		<ul style="list-style-type: none">・人権尊重社会の確立・男女共同参画社会の形成・コミュニティの育成・市民協働のまちづくりの推進・自立した公共経営の推進
政策 目 標 7	 <p>つなぐ</p>	ともにつなぎ、ともに創ろう、 未来咲くふるさとうわじま
		施策
		<ul style="list-style-type: none">・すまいとくらしの再建・安全な地域づくり・産業・経済の復興

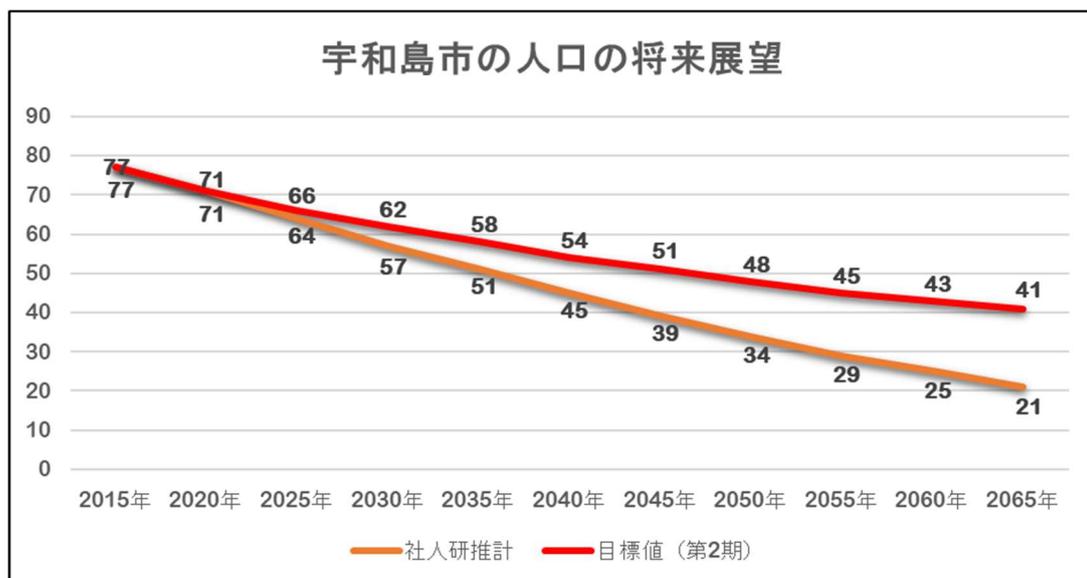
3 人口の動向

2015年の国勢調査で、7.7万人だった本市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後の見通しは、2040年で約4.5万人、2060年で約2.5万人と予測されています。

この現状を踏まえ、本市においては、「宇和島市総合戦略」を平成27(2015)年度に策定し、現在は、第2期の総合戦略事業として、第1期の評価・検証等を踏まえ、必要な見直しを行いつつ、切れ目ない取組を進めています。

① 第2期宇和島市人口ビジョン

「宇和島市総合戦略」では、調査・分析結果や目指すべき将来の方向性を踏まえ、人口の将来展望を以下のとおりとしています。



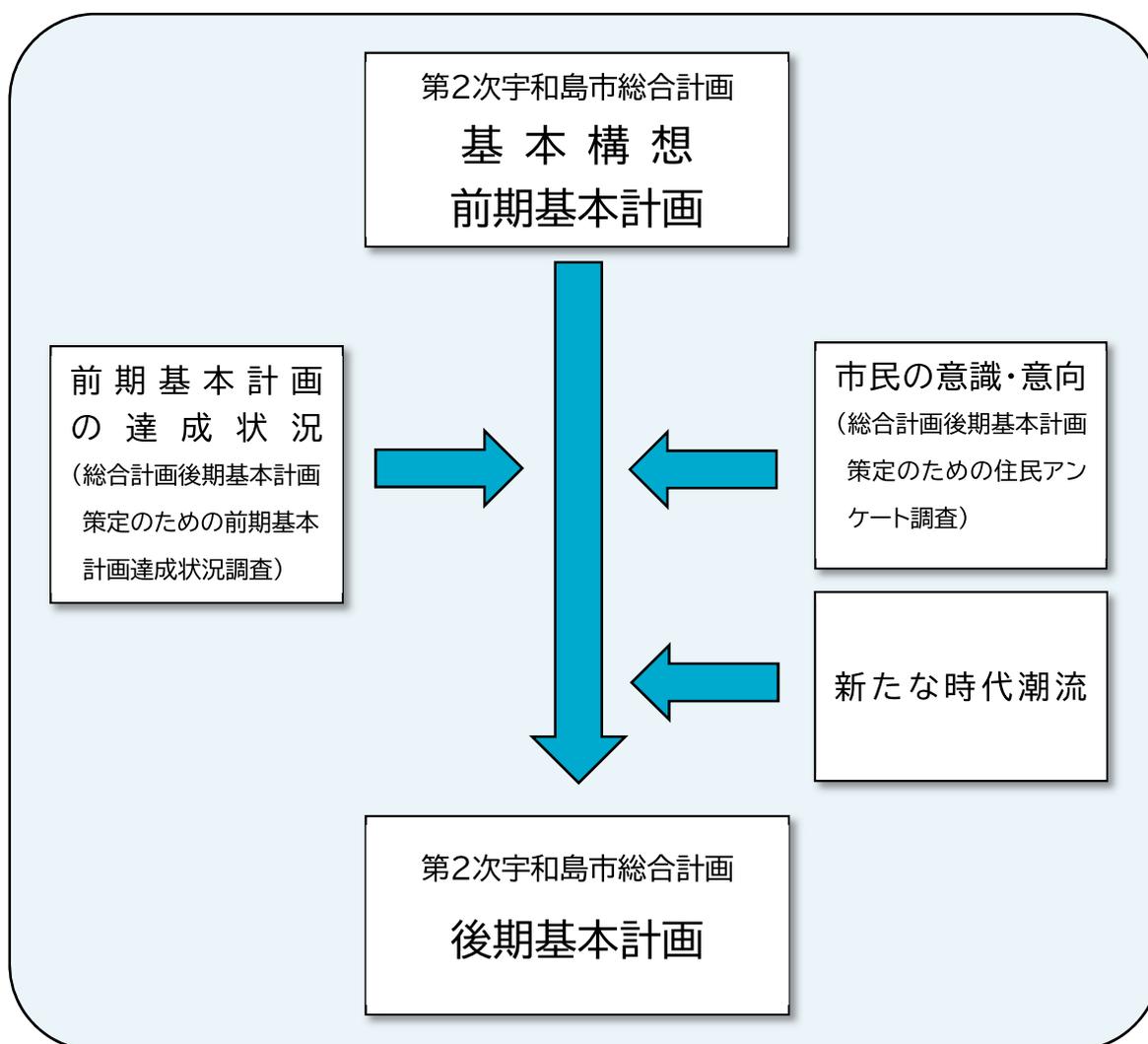
資料：第2期まち・ひと・しごと創生 宇和島市総合戦略

※第2期人口ビジョン：第1期人口ビジョンにおける分析を活かしつつ時点修正を行うとともに、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示するもの。

第3章 踏まえるべき市民ニーズと新たな時代潮流

後期基本計画の策定と推進にあたっては、第2次宇和島市総合計画基本構想に基づくこと、前期基本計画の達成状況を踏まえることはいうまでもありませんが、これに加え、直近の市民ニーズの意向と時代潮流を十分に踏まえ、新たな視点で取り入れていくことが必要です。

そこで、本計画において、踏まえるべき市民のニーズと代表的な時代潮流をまとめると、次のとおりです。



1 市民の意識・意向

本計画の策定にあたり、市民の意見を把握するために行ったアンケート調査の結果を示します。

なお、調査内容については、2016年度の第2次宇和島市総合計画策定時に行った項目を中心に市民の意識の動向の推移を調査しています。

(1) 満足度・重要度アンケート調査

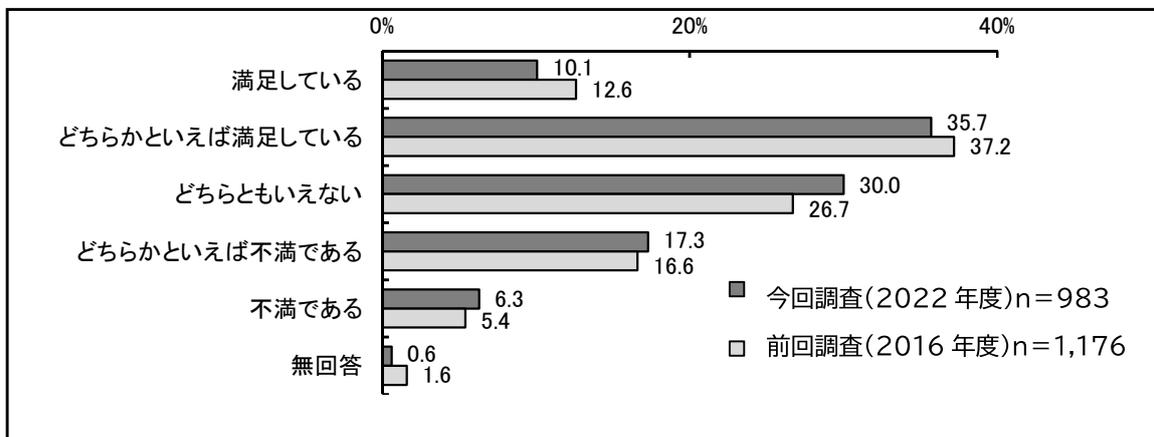
この調査は、本市の行政サービスに対する市民の満足度、重要度や市政への意見を把握するために市が独自で実施したものです。ここでは令和4(2022)年度の調査結果から、本市の現状や将来の方向性についての市民の意識や意向を抽出しています。

調査対象： 18歳以上の市民2,700人
(宇和島市住民基本台帳から無作為に抽出)
調査方法： 郵送によるアンケートの送付、郵便・インターネットによる回答方式
有効回収数： 983件

① 暮らしやすさ

本市の暮らしやすさについては、「満足している」が10.1%、「どちらかといえば満足している」の35.7%を合わせた“満足している”と回答した人は45.8%で、およそ半数を切る数値となっています。

2016年度の前回調査では、「満足している」が12.6%、「どちらかといえば満足している」の37.2%を合わせた“満足している”は49.8%で、前回より4%減少しています。



② 行政サービスに対する満足度

2022年度のアンケート調査において、本市の行政サービスについての設問全44項目中、満足度の高い3項目及び満足度の低い3項目は、次のとおりとなっています。

【満足度の高い3項目】

順位	項目
1	水道の整備状況
2	自然環境の豊かさ
3	ごみ処理・リサイクル

(参考:前回調査2016年度)

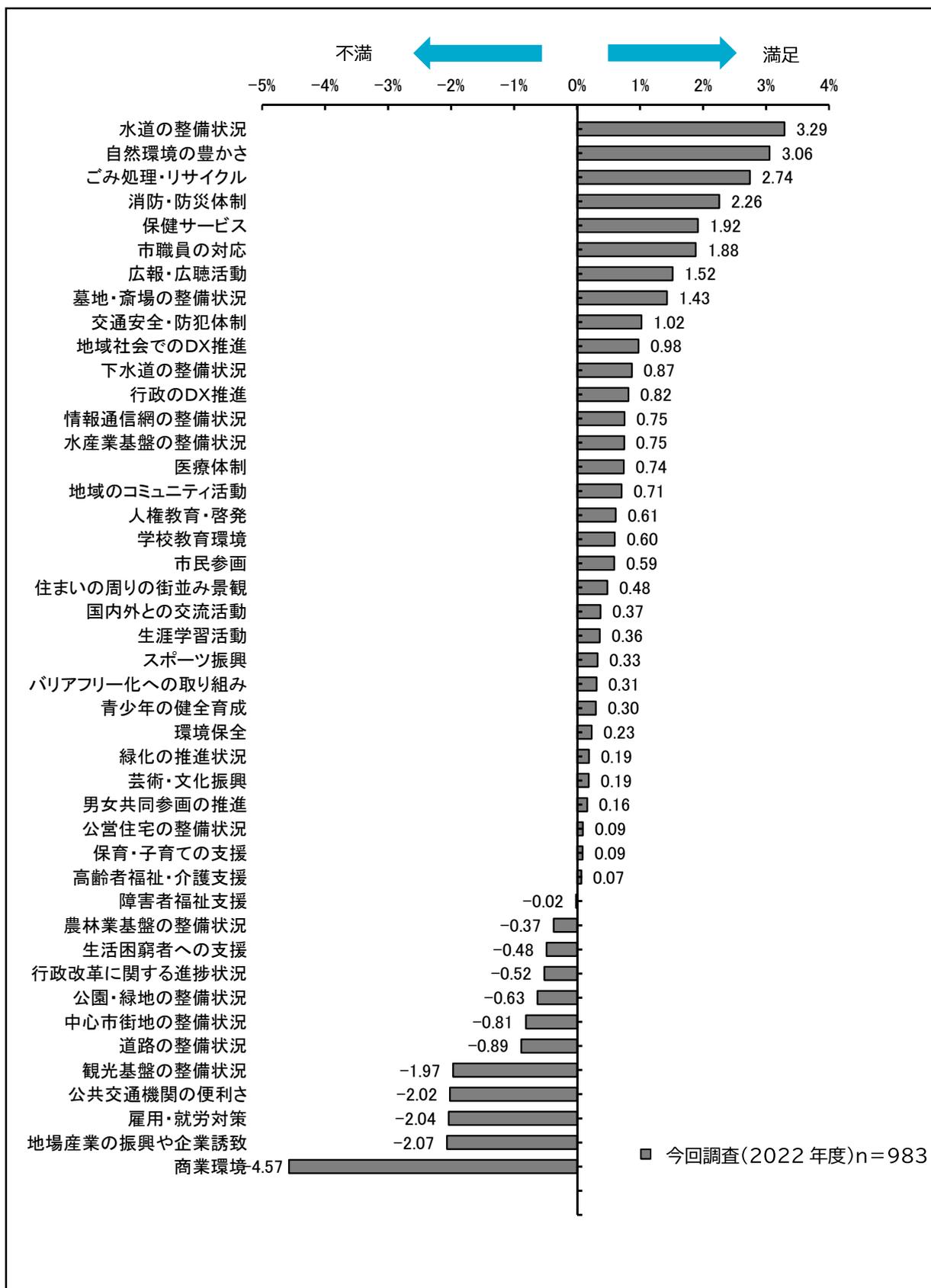
順位	項目
1	水道の整備状況
2	自然環境の豊かさ
3	ごみ処理・リサイクル

【満足度の低い3項目】

順位	項目
1	商業環境
2	地場産業の振興や企業誘致
3	雇用・就労対策

(参考:前回調査2016年度)

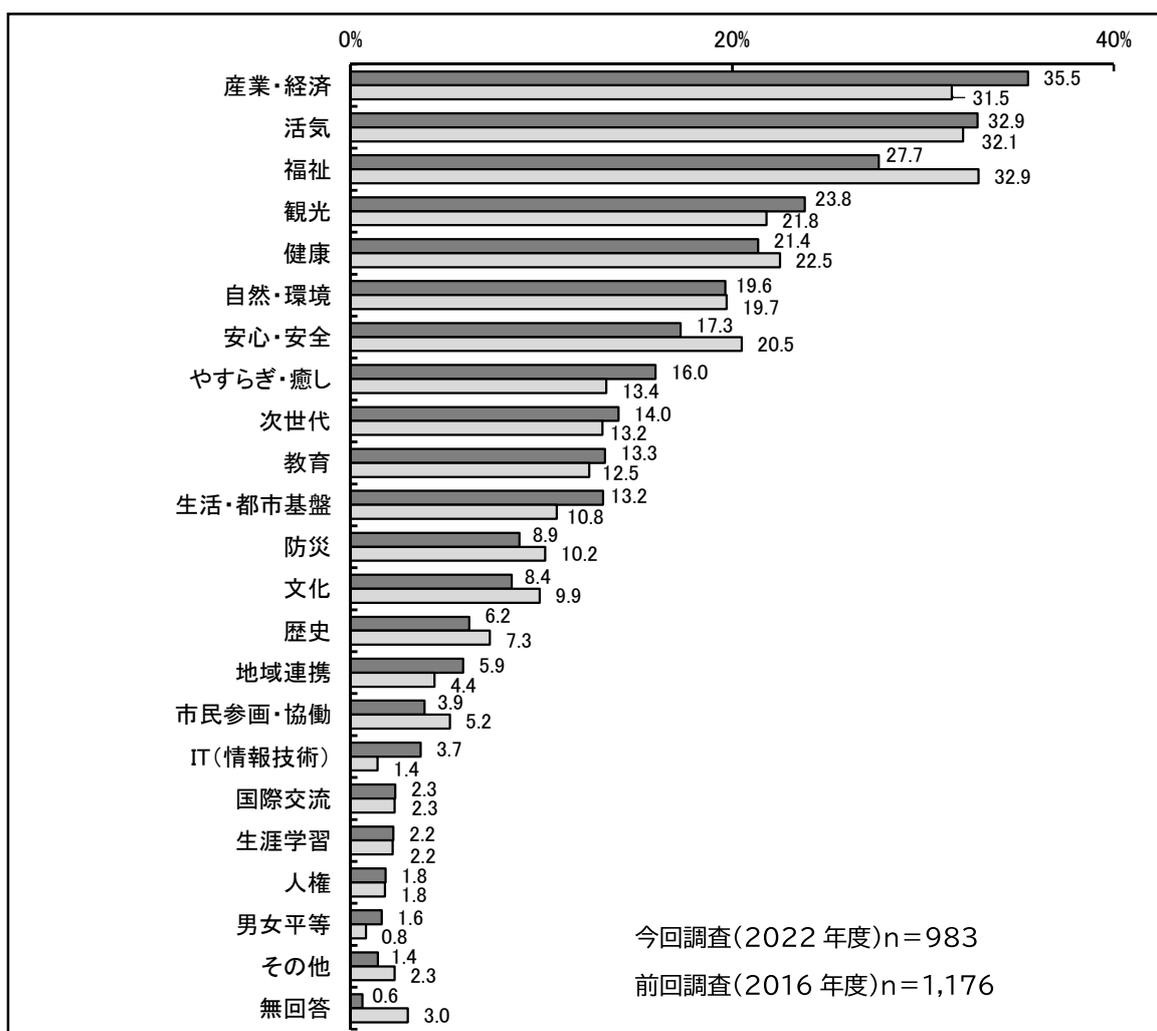
順位	項目
1	商業環境
2	雇用・就労対策
3	地場産業の振興や企業誘致



③ 目指すべきまちづくりの将来像を表すキーワード

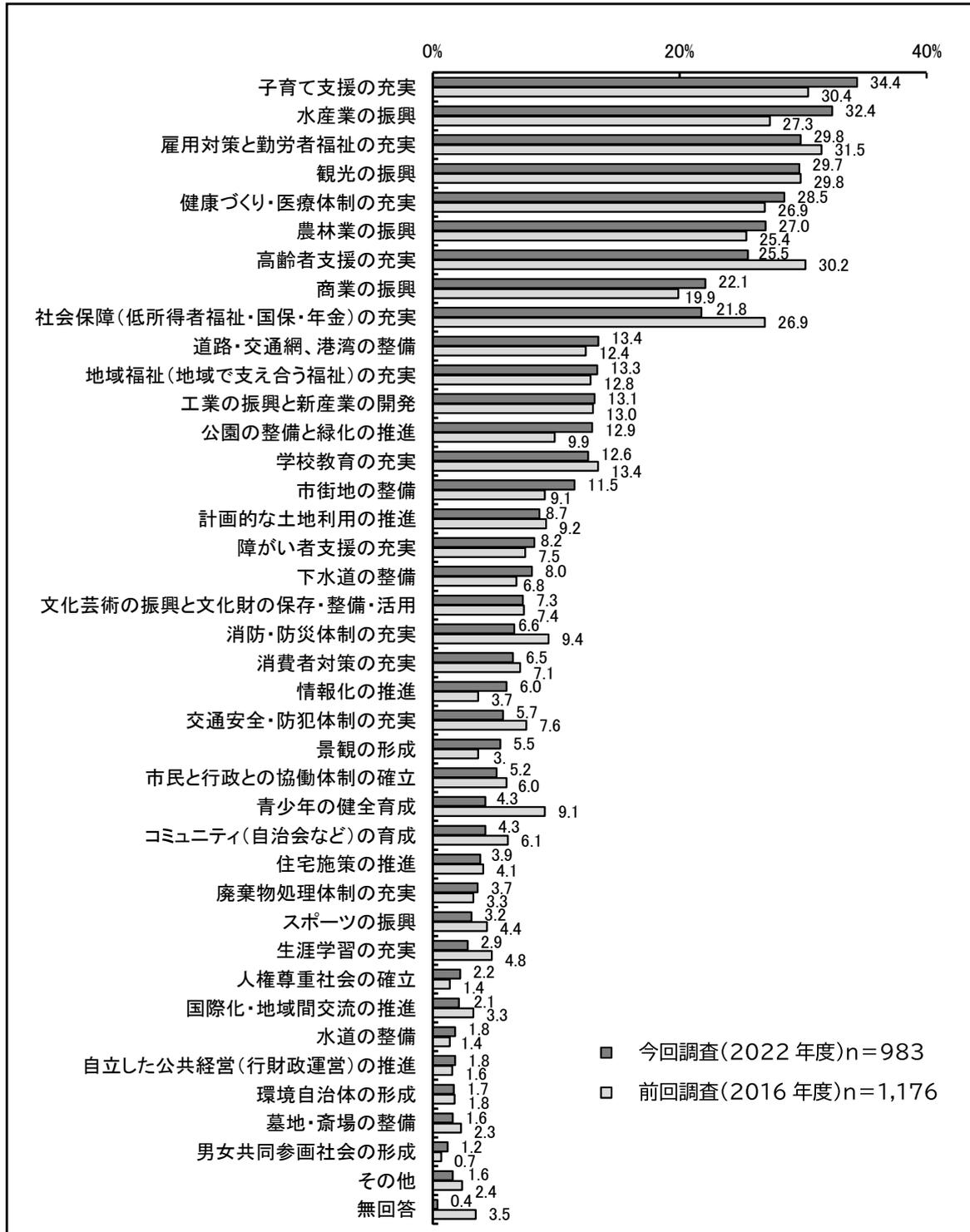
順位	キーワード	%
1	産業・経済	35.5
2	活気	32.9
3	福祉	27.7
4	観光	23.8
5	健康	21.4
6	自然・環境	19.6
7	安心・安全	17.3
8	やすらぎ・癒し	16.0
9	次世代	14.0
10	教育	13.3

将来像のキーワードについては、「産業・経済」が35.5%で最も多く、「活気」が32.9%、「福祉」が27.7%、「観光」が23.8%と続いています。



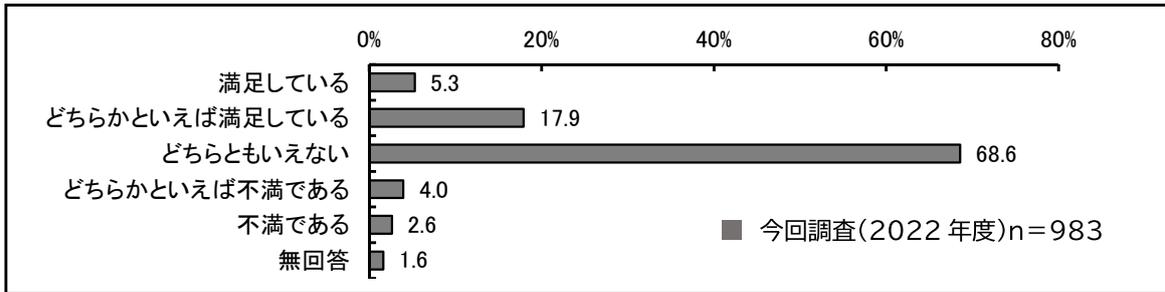
④ これからのまちづくりで特に力を入れるべき施策

「子育て支援の充実」が34.4%で最も多く、次いで、「水産業の振興」が32.4%、「雇用対策と勤労者福祉の充実」が29.8%となっています。



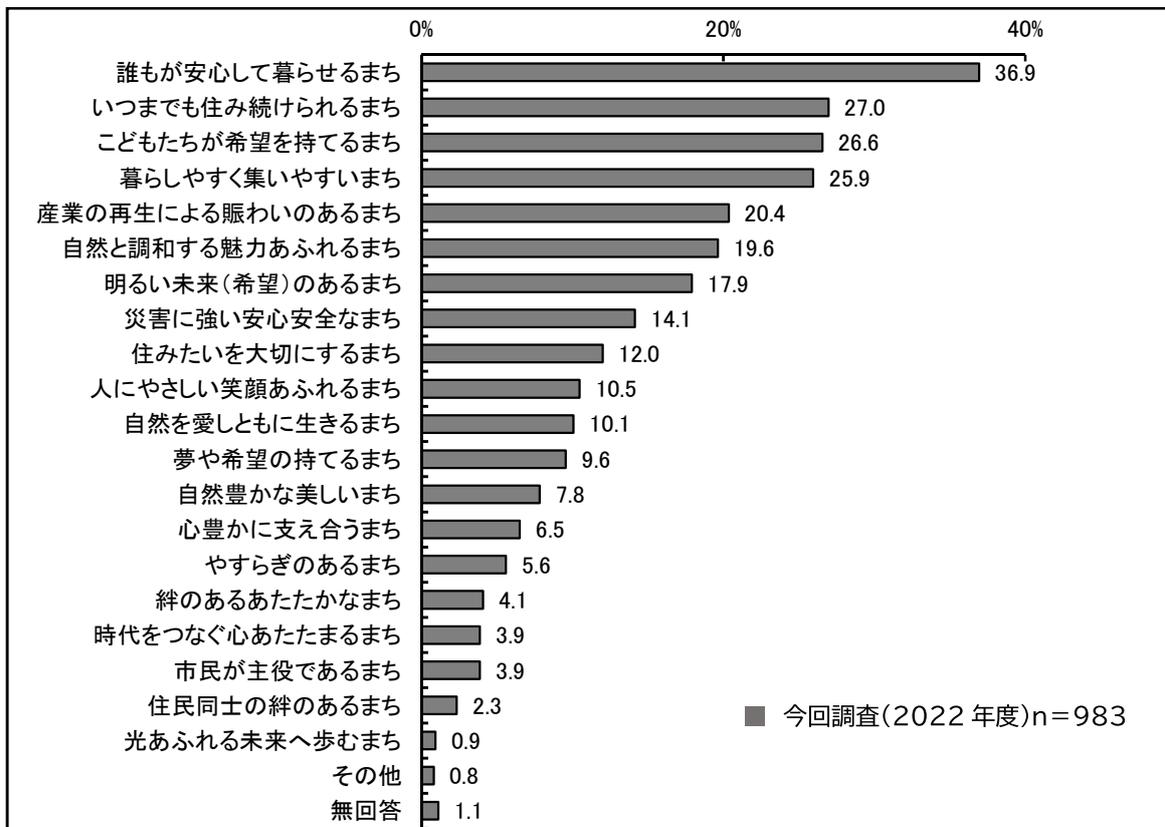
⑤ 新たな施策DX推進

宇和島市の行政におけるDX推進として、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化を進めていることへの満足度について、「どちらともいえない」が68.6%で最も多く、次いで「どちらかといえば満足」が17.9%となっており、DX推進に関する周知が必要となっています。



⑥ 産業・経済の復興

これからの宇和島市の将来を見据えた創造的復興を目指すまちのイメージは、「誰もが安心して暮らせるまち」が36.9%で最も多く、次いで「いつまでも住み続けられるまち」が27.0%、「こどもたちが希望を持てるまち」が26.6%となっています。



2 新たな時代潮流

基本構想・前期基本計画策定後およそ5年が経過しましたが、この間、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。後期基本計画の策定と推進にあたって、踏まえるべき代表的な時代潮流は、次のとおりです。

(1) 「選ばれるまち」へ

少子高齢化の進行に加え、人口減少も加速しており、「将来に渡るまちの担い手たちをいかに育成していくか」が大きな課題となっています。いま現在、どんなに素晴らしいまちであったとしても、それを引き継ぐ人がいなければ、そのまちは衰退を避けることはできません。

このため、今後のまちづくりにおいては、まちの魅力を高め、この地域の子どもだけでなく、市内外の多くの方々から「選ばれるまち」となることを目指す視点を一層取り入れていくこととします。

(2) 災害等からの再生

前期基本計画策定以降、平成30年7月豪雨災害、さらには、世界中にまん延した新型コロナウイルス感染症の影響が本市にも及び、市民生活や社会経済活動全般において、これまでに経験したことのない事態に直面しました。

このため、今後のまちづくりにおいては、引き続き堅実な財政運営に十分配慮しながら、地域経済の再生も含めた物価高騰・新型コロナウイルス感染症対策や平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を着実に進めていくことを目指す視点を一層取り入れていくこととします。

(3) DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

少子高齢化の進展により労働力不足が懸念されている中、今後の住民サービスの維持・向上を図る上で、各種行政運営においてもデジタル化の推進が求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響は、これまでの私たちの暮らしや仕事を大きく変容させており、これからの時代は、感染症対策と社会経済活動との両立が実現できる社会を構築する必要があります。

このような中、高度なデジタル社会への変革に注目が集まっており、今後のまちづくりにおいては、地域課題の解決や新たな価値の創造を図るため、DXの推進を強化していく視点を取り入れていくこととします。

(4) 市民協働のまちづくりの推進

近年、多くの地域では福祉、産業、環境など、様々な分野で担い手不足が顕著となり、地域の活力低下や持続可能な活動に対する影響が危惧されています。

これまでも、地域のさまざまな課題に対応するため、本来地域が持っていた、地域自らが解決する機能や支え合い助け合う機能が求められてきましたが、すべての世代の人が協働の担い手として、それぞれの得意分野を生かし、協働をさらに推進できる体制づくりが必要となっています。

このため、今後のまちづくりにおいては、あらゆる分野において、人と人とが支えあい助け合う市民協働のまちづくりと、コミュニティ機能の強化の視点を一層取り入れていくこととします。

(補足) 宇和島市復興計画について

平成30年7月豪雨災害からの復興は、本計画の基本構想に掲げるまちの姿である「継承・共育・発信のまち」の実現でもあり、本市において変わることのない目指すべき将来像です。

したがって、平成30年度から令和4年度までの4年間を計画期間として策定した「復興計画」は、本計画の一部を成すものと位置付け、長期的・継続的な視点で取り組むべき課題も多いことから、総合計画の後期基本計画にその内容を引き継いで整理します。

第2部 後期基本計画

第1章 にぎわい(政策目標1)

第2章 思いやり(政策目標2)

第3章 支えあい(政策目標3)

第4章 住みよさ(政策目標4)

第5章 学びあい(政策目標5)

第6章 共に歩む(政策目標6)

第7章 つなぐ (政策目標7)

第1章 にぎわい(政策目標1)

1-1 農林業の振興

[施策の方針]

四国西南地域の食産業の中核・拠点を担い、新たな時代のニーズや環境変化に適応できるよう環境整備と人材育成を高い次元で行います。また豊かな農林資源を守りつつ、にぎわいのあるまちづくりにつなげるよう計画的かつ総合的な取り組みを行っていきます。

[現状と課題]

わが国の農業情勢はますます厳しい状況を迎え、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地面積の増加などの問題がある一方で、消費者の品質に対する意識は高まっています。また農業の6次産業(※1)化や、ロボット技術、ICTを活用して超省力・高品質生産を実現するスマート農業の推進、あるいは新たなビジネスチャンスを求める若者が参入するなど、新しい局面も迎えています。

本市は温暖な気候と急傾斜地の多い地形、内陸部の盆地など独特の自然条件を生かし、古くから農業を基幹産業として発展を遂げてきました。現在、急傾斜地における果樹栽培と平野部における米の生産を中心に農業が行われ、全国有数の柑橘産地として、また県下有数の美味米産地として内外に広く知られています。

しかしながら、本市においても生産者の高齢化及び後継者不足などの問題と合わせて、消費者ニーズの多様化による消費量の減少、産地間競争の激化による価格低迷など、依然として厳しい状況が続いています。また、林業においては、全国的に生産活動が停滞傾向にあり、本市が保有するスギやヒノキなどは資源として本格的に利用可能な時期を迎えていますが、輸入材の増加による価格低迷や林業従事者の減少及び高齢化などの問題により、放置された森林が増加しています。これにより、森林機能の低下が懸念されています。

このような状況の中、本市では、農業生産基盤の充実、担い手育成、多様な人材育成、農産物の生産性・品質・安全性の向上、特産品の開発、環境にやさしい農業の促進、地産地消の促進と消費の拡大、都市・消費者との交流促進など多面的な取り組みを展開しています。また林業では計画的な森林整備の推進、林産物の生産振興、森林の保全と活用といった施策を展開しており、特に農業・林業ともに新規就業者対策において一定の成果を挙げており、明るい兆しも見え始めています。

今後は、これまでの取り組みを踏襲しつつ、特に担い手が就業しやすい環境づくりや人材育成、環境にやさしい農業の促進、地産地消の促進などに力を入れていきます。また、農林漁業者等による自ら生産した農林水産物の加工、消費者への直接販売、農家(漁家)民宿・農家(漁家)レストランでの提供等の6次産業化の取組を国や県と連携して推進していきます。豊かな

農林資源を守りつつ、にぎわいのあるまちづくりにつなげるよう計画的かつ総合的な取り組みを行っていく必要があります。

（※1）6次産業：農家など第1次産業にたずさわる生産者が、生産物を加工・流通販売まで行う経営形態

【施策の内容】

（1-1-1）農業生産基盤の充実

- ① 県・土地改良区と連携し老朽化した農業用施設の更新を図り、労力軽減・生産性向上・担い手の農地集積につながる農業生産基盤整備の充実に努めます。
- ② 「多面的機能支払交付金事業」に取り組む集落間の連携・合併を推進し、地域資源の適切な保安全管理を維持します。
- ③ 「農業振興地域整備計画」の電子化を推進し、整備された優良農地の保全及び有効活用に努めます。また、遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、関係機関と連携した農地パトロールの実施や、農業者への指導を引き続き実施します。さらに、農業生産活動を維持していく中で、集落の高齢化等の問題に対応するため、隣接集落等との連携強化・集落の広域化を軸に、「中山間地域等直接支払交付金事業」の活用を推進します。
- ④ 国や県の補助事業を有効活用し、有害鳥獣の駆除と被害防止施設の設置を継続するとともに、高齢化・減少傾向にある狩猟者の確保や狩猟技術の向上につながる取り組みを実施します。

【主要事業】

- 日本型直接支払制度
- 鳥獣被害対策事業

（1-1-2）担い手の育成・確保

- ① 農業支援センターを中心に関係機関が連携し、市外からの移住就農者の支援を引き続き行い、新たな担い手対策として、柑橘の新規就農者の育成機関「みかん学校」の取組に対し、包括的な支援により、担い手の確保・育成に努めます。
- ② 経営所得安定対策により販売農家への助成を行い、農業収入の増加に寄与します。また、地域振興作物を設定し、交付金を上乗せすることで低価格傾向にある水稲からの転作を促し、水稲のみに依存しない営農形態への転換を支援します。また、「宇和島市農業再生協議会」が用途を自由に設定できる産地交付金制度を最大限活用して、地域の実情に即した作物を栽培する農家を支援し、収入の安定や面積拡大による耕作放棄地の解消を推進します。

【主要事業】

- 担い手育成プロジェクト
- 農業人材力強化総合支援事業・新規就農者育成総合支援対策
- 経営所得安定対策

（1-1-3）多様な人材の育成

- ① 県南予地方局、JA 等と連携し、営農面・経営面の相談や指導等を行い、後継者や新規就農者の育成・確保に努めます。今後は、現在の相談体系を継続しつつ、先進農家や農業法人とも連携し、新規就農者の研修プログラムの確立を強化していきます。
- ② 家族内の役割分担を明確にする家族経営協定の推進を実施し、就農環境の向上に努めます。今後は、県南予地方局、JA 等と連携し、新規女性農業者の拡大及び女性農業者ネットワークの拡充を進めます。

【主要事業】

- 担い手育成事業

（1-1-4）農産物の生産性・品質・安全性の向上

- ① 消費者ニーズに合った野菜を戦略作物と位置づけ、転作農家への支援を行います。また、畜産は家畜保健衛生所と連携した指導を行い、生産性・品質・安全性の向上を図ります。

【主要事業】

- 経営所得安定対策
- 肉用牛産地強化支援事業

（1-1-5）特産品の開発

- ① 高級和菓子メーカーとの連携協定に基づき、原材料となる枇杷、柿等の生産振興に努めます。また、農林漁業者等による自ら生産した農林水産物の加工、消費者への直接販売、農家（漁家）民宿・農家（漁家）レストランでの提供等の6次産業化の取組を国や県と連携して推進していきます。

【主要事業】

- 新たな特産品づくり推進事業

（1-1-6）環境にやさしい農業の促進

- ① 化学肥料及び化学合成農薬の使用を低減する営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金事業」を行っています。今後も、希望する団体には積極的にこの事業を活用してもらい、環境保全効果の高い営農活動を推進していきます。

【主要事業】

- 日本型直接支払制度

（1-1-7）地産地消の促進と消費の拡大

- ① 交流拠点施設の活用等による農産物の直売体制の充実、学校給食や他の公共施設との連携、JA や農業関連企業との連携による PR 活動の強化、農業関係者講師による市内の幼保育園児等を対象にした食育活動を通じ、地産地消を促進します。

②国内外における様々な市場の開拓に向けて、県や関係機関とも連携しながら地元産品の販路開拓や消費拡大につながる事業を推進し、本市の認知度やブランドイメージの向上に努めます。

【主要事業】

- 食育推進事業
- 産業振興事業

(1-1-8)都市・消費者との交流の促進

①生産者と消費者の交流の場として、産業まつり等のイベントや、市民農園の運営をしています。また、NPO・民間が主体となり、農家・漁家民宿、レストラン、各種体験メニューの運営を行っています。今後も都市住民や消費者との交流を促進し、農林業振興の視点だけでなく、水産、商工、観光振興など関連する産業との連携を図ります。

②関係機関により設立された「南予地域農業遺産推進協議会」を軸に、日本農業遺産に認定された「愛媛・南予の柑橘農業システム」を幅広くPRするとともに周知活動を行い、交流促進に努めます。

【主要事業】

- 宇和島市産業まつり

(1-1-9)計画的な森林整備の推進

①補助事業を活用した林道開設・改良を行い、森林整備の基盤整備を進めています。今後も、森林整備の効率化と森林資源の有効利用のための基盤整備を関係機関と連携し進めていきます。

②市外からの移住就業者の確保を引き続き行うとともに、新たな担い手対策として、南予森林管理推進センターが開講した林業従事者の研修機関「南予森林アカデミー」に対する研修生への支援を行い、担い手の確保・育成に努めます。

③県、市、森林組合等の認定事業体と連携し、森林経営計画に基づいた、面的なまとまりを持つ、効率的な森林の施業と適切な森林の保護を行います。また、林業経営に適さない森林を対象として経営管理権集積計画に基づいた森林整備等を実施し、森林の有する公益的機能の維持増進に配慮した健全な森づくりを推進します。

【主要事業】

- 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業
- 林業就業者支援事業
- 森林経営管理事業

(1-1-10)林産物の生産振興

①県南予地方局、JA、森林組合等の関係機関と連携し、特用林産物の生産振興に努めます。

【主要事業】

- 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業

(1-1-11)森林の保全と活用

- ①「宇和島市森林と緑の推進協議会」との連携により、引き続き自治会や小中学校等の団体への緑化樹の無料配布を行い、緑化の推進や環境教育を通して、市民の森林への愛着や役割、環境意識等が得られるよう進めていきます。
- ②木材の利活用については、森林環境譲与税を活用した「南予の木で家づくり支援事業」の実施により、引き続き地域材の利用促進に努めるとともに、公共建築物等の木造化・木質化が推進できるよう関係機関と連絡調整を図ります。

【主要事業】

- 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業
- 南予の木で家づくり支援事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
耕作放棄地	ha	19.8	22.6
認定農業者数	人	461	480
農業者年金加入数	人	81	100
林道の整備延長	m	42,645	43,798
市の農業基盤の整備状況に満足している市民の割合 (※)	%	15.2	25.0

注)耕作放棄地の面積は、農業委員会が調査する、農地利用状況調査における遊休農地(再生利用可能な荒廃農地)を抽出し集計したもの。

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

1-2 水産業の振興

【施策の方針】

安全・安心でおいしい水産物を提供するため、これまでどおり水産施策や基盤整備を進めるとともに、時代に即した新たな施策を実施することで、水産業の振興を図っていきます。

【現状と課題】

世界的には、魚食ブームを背景に水産物の需要が大きく伸びている一方、わが国では、食文化の変化とともに人口減少の進行などから、消費が減退しています。また、燃油や配合飼料価格および原材料費など経費の高止まりで経営がひっ迫するなどの問題が発生しています。そして、消費者意識は、食の安全・安心が当然のこととなる一方、水産資源の持続的利用が社会的責任として求められるようになってきています。

本市は、恵み豊かな宇和海を生かし、古くから水産業のまちとして名を馳せてきました。従来からの漁船漁業のほか、現在では、マダイやハマチとともに真珠、真珠母貝の養殖が盛んに行われています。しかしながら、原料高騰による経営環境の悪化や漁業者の高齢化により漁業経営体数は減少しており、次世代の地域漁業の担い手不足が深刻化しています。

その対策として、これまで行ってきた水産基盤・漁場環境の整備、次世代を担う後継者育成を含めた経営体制の強化、水産物の品質・安全性の向上、大学など専門機関と連携した水産技術の開発、環境にやさしい水産業の促進、新たな販路の開拓などの取り組みを今後も継続していきます。

宇和島の安全・安心な水産物を全国・世界に向けて PR し、消費拡大を通じて、新たな時代の魅力あふれる水産業の実現を目指していきます。

【施策の内容】

(1-2-1)水産基盤・海岸の整備

- ①長期計画に基づく漁港・海岸の適正な整備を進めています。今後も、既存施設の管理に努め、必要な箇所の機能保全による延命対策を講じるとともに経済動向を勘案し、長期的な視点で適正な整備を進めていきます。

【主要事業】

- 水産物供給基盤機能保全事業
- 海岸保全施設整備事業

(1-2-2)経営体制の強化

- ①漁業担い手の確保・育成及び後継者育成を促進しています。また、基礎・専門知識に関する講習等により人材育成を充実させ、漁業者をはじめとして業界関係者の資質向上を図り、担い手の確保につなげるなど、地域水産業の活性化に取り組みます。

- ②漁業者等の資本装備の高度化を図り、経営の近代化を促すため、状況に応じて水産制度資金にかかる利子補給を実施します。
- ③近年、継続的に発生している有害赤潮では、多大な被害がみられ、養殖業経営への影響が懸念されています。そのため、緊急時の対策として独自の補助事業を整備し、へい死魚の処分にかかる経費の支援とともに迅速な対応を図ります。また、赤潮、不漁、自然災害等の備えとなる養殖共済及び漁獲共済への加入を支援することで危機管理意識の強化に努めます。

【主要事業】

- 水産業振興事業
- 水産業資金利子補給事業
- 赤潮被害支援事業
- 養殖共済等特別支援事業
- 漁獲共済特別支援事業
- 漁業就業支援事業

(1-2-3)水産物の品質・安全性の向上

- ①大浦地区に水産物荷さばき施設として整備し、令和2年5月に開設した「宇和島水産物地方卸売市場」を拠点として、適正な衛生管理と作業工程の迅速化等による安全・安心な水産物の提供、及び漁業者から流通業者までが一体となった地域水産物の供給を行っていきます。

【主要事業】

- 水産業振興事業

(1-2-4)水産技術の開発

- ①令和元年に発生したアコヤガイ稚貝の大量へい死が継続しており、漁協や大学等と連携し、へい死に耐性を持つアコヤガイの作出に取り組みます。また、大学等の専門機関と連携することを視野に入れ、適切な試験研究施設の整備を進めます。

【主要事業】

- 水産業振興事業

(1-2-5)環境にやさしい水産業の促進

- ①海域を利用する漁業者を中心に環境保全意識の向上に向けた事業を行っています。今後も、従前の事業を継続し、漁業者の環境保全に対する意識啓発に努めるとともに環境にやさしい水産業を促進していきます。

【主要事業】

- 海面清掃事業
- 豊かな里海づくり活動支援事業(水産多面的機能発揮対策事業)

(1-2-6)地産地消の促進と消費の拡大

- ①市内の児童・生徒を対象とした魚市場や魚類養殖場の見学会や、市民を対象とした魚のさばき方教室の開催を支援しています。今後も、「宇和島市魚食普及推進協議会」を中心に関係漁業者・教育機関等とともに宇和島の魚の価値向上及び消費拡大を推進していきます。
- ②旬の魚パンフレットを作成し、市民に配布するなど、今後も「宇和島市魚食普及推進協議会」とともに宇和島の魚のPR及び地産地消を促進していきます。
- ③国内外における様々な市場の開拓に向けて、愛媛県や関係機関とも連携しながら地元産品の販路開拓や消費拡大につながる事業を推進し、本市の認知度やブランドイメージの向上に努めます。

【主要事業】

- 水産業振興事業

(1-2-7)離島漁業の再生

- ①日振島・戸島・嘉島において、漁業再生等を図ることを目的に活性化活動への支援を行っています。今後も、離島漁業再生支援交付金等、国の補助事業を活用し、離島の生産力向上等の取り組みを支援します。

【主要事業】

- 離島漁業再生支援交付金事業
- 豊かな里海づくり活動支援事業(水産多面的機能発揮対策事業)
- 離島活性化交付金事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
前年比正組合員数減少	%	4.1	4.1
漁船漁業漁獲高	億円	10	15
養殖漁業漁獲高	億円	391	400
市の水産業基盤の整備状況に満足している市民の割合(※)	%	27.7	30.5

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

1-3 商工業の振興

[施策の方針]

広域的な商業中心地としての機能の維持と工業の発展を図るため、商工事業者及び商工会議所等の関係機関・団体と連携し、市内商工業の活性化に向けた取り組みを推進します。また、「宇和島市中小企業・小規模事業者振興基本条例」に基づき、商工事業者の支援を図ります。加えて、地域活力の向上と雇用の場の確保を見据え、既存企業の活性化や起業を促進していくとともに、優良企業の誘致に努めます。

[現状と課題]

既存商店街や中心市街地の空洞化が全国的に進行しています。古くから商業が盛んで、広域的な商業中心地として発展してきた本市においても、中心市街地の空き店舗率は 30.7%（2022 年 10 月時点）に上っています。また、高速自動車道の整備等により、松山市等へ消費が流出しているほか、通信販売やネットショッピングの利用が増加していることも相まって、市外への消費流出が進んでいます。

このような中、本市では、商業中心地としての地位を保つべく、商店街団体等が商業活性化を図ることを目的として自主的に行う取組等を補助することによって商業活性化を図っています。今後も、事業者の自主的な取り組みを支援するとともに、商工会議所や商工会、各組合と連携して商業振興を図っていきます。

工業の振興は、地域経済の活性化はもとより、雇用の創出に直結するものとして、まちづくりの上で大きな位置を占めています。しかし本市では、大消費地から遠いという地理的な不利や、まとまった用地や労働力が確保できない等の問題から、地域の工業は長らく低調な状態にあります。

本市の工業は、縫製や食品加工、真珠加工、木材製品製造などの伝統的な地場産業と、機械部品製造などの誘致企業によって構成されており、平成 30 年度からは誘致企業である菓子製造業工場の操業が開始され本市経済の発展と雇用の場の確保に貢献しています。しかし、取り巻く環境が依然として厳しい中で、事業所の撤退や縮小が進み、事業所数や従業者数、製造品出荷額など、いずれも減少傾向にあります。

このため、今後は、商工会議所等の各関係組織・団体との連携はもとより、産・学・官等の連携を強化して一体的な支援に努め、地場産業の高度化や新産業の開発、起業の促進のほか、地場製品の消費拡大を推進していきます。同時に、積極的な誘致活動を展開し、優良企業の立地を促進していく必要があります。

[施策の内容]

(1-3-1) 商業経営の支援

①「地域商業活性化事業補助金」等により、商店街活性化の自主的な取り組みを支援します。

【主要事業】

- 地域商業活性化事業

(1-3-2)中小企業の体質強化

- ①「宇和島市中小企業振興資金融資制度」や「宇和島市小規模事業者経営改善資金利子補給制度」を実施し、中小企業の経営安定化に努めています。今後も、中小企業の振興対策として、財務的な支援を行います。

【主要事業】

- 宇和島市中小企業振興資金融資制度
- 宇和島市小規模事業者経営改善資金利子補給制度

(1-3-3)既存企業の活性化

- ①地元産業を支える中小企業の振興対策として、補助制度を講じ、積極的な取り組みを支援します。

【主要事業】

- 宇和島市中小企業者等応援事業
- 宇和島市中核企業等支援事業
- 宇和島市企業競争力強化支援事業

(1-3-4)創業の支援

- ①創業セミナーや創業者向けの相談等を実施し、地域内創業者の支援を行い、宇和島での新しい事業所の創出に努めます。

【主要事業】

- 創業・就業支援事業
- 創業支援事業計画に基づく各種支援

(1-3-5)企業誘致・留置の推進

- ①市内に事業所を設置する事業者には奨励金を交付するほか、サテライトオフィス等を開設する事業者へ補助を行うことにより、企業誘致の一層の促進を図ります。また、宇和島への進出希望の企業に関する情報収集に努め、企業誘致活動を進めるほか、既存誘致企業を積極的に訪問し、企業留置活動を推進します。

【主要事業】

- 宇和島市企業立地促進奨励金
- サテライトオフィス開設促進事業補助金
- 企業誘致対策事業

(1-3-6)地場産品の消費拡大

①国内外における様々な市場の開拓に向けて、愛媛県や関係機関とも連携しながら地元産品の販路開拓や消費拡大につながる事業を推進し、本市の認知度やブランドイメージの向上に努めます。

【主要事業】

- 産業振興事業

(1-3-7)宇和島真珠のブランド化

①本市の伝統的産業である真珠産業のPRを狙いとし、真珠婚(=結婚30周年)にちなんで、宇和島真珠の知名度の向上及びブランド化を推進します。

【主要事業】

- 「30年目のラブレターin うわじま」事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
中心商店街の空き店舗率	%	29.9	28.5
新規創業件数	件	3	5
企業の誘致件数	件	1	1
市の商業環境に満足している市民の割合(※)	%	5.1	8.0
市内で買い物をしている市民の割合(※)	%	91.1	93.0
市の地場産業の振興や企業誘致に関する取り組みに満足している市民の割合(※)	%	7.1	10.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

1-4 観光の振興

〔施策の方針〕

国内外を問わない交流人口の増加、体験型・滞在型の観光コンテンツの開発、強化とPR活動を中心とした多面的な取り組みを、観光物産協会や観光関連事業者等と一体となって推進していきます。

また、各観光施設が老朽化しており、人口減少時代において、市の規模に見合った施設整備や管理を行っていくため、将来を見据えた観光振興を計画的に図っていきます。

〔現状と課題〕

現在、世界的にも癒しや食、自然や産業の体験、人や暮らし、地域とのふれあいを求めて旅をする傾向が高まっています。こうした観光ニーズの変遷や多様化に応え、リピーターを増やす取り組みが重視されています。

本市には、雄大な山々や美しい宇和海、そして歴史的価値のある宇和島城、天赦園、和霊神社などが存在し、また全国的に有名な闘牛や最大のイベント「うわじま牛鬼まつり」がにぎわいを見せ、真珠や魚類養殖、柑橘生産については、観光産業としての活用も注目されています。

しかし一方で、こうした有形無形の観光資源を誇る本市をより魅力的に伝えることが今後の課題ともいえます。

また、これまで本市では、観光団体の充実強化、観光・交流資源の充実とネットワーク化、体験型観光の展開、広域観光体制の充実、観光PR活動の強化、ボランティアガイドの支援といった取り組みを行い、市外からの観光客の呼び込みに力を入れてきました。

しかし、今後は、国内のみならず海外からの観光客を受け入れるため、デジタルを活用した観光案内の環境整備により、インバウンド(※2)対策も視野に入れた取り組みが必要です。

また、本市は数多くの観光施設を有しており、中には、老朽化が著しい施設もあるため、すべてを維持管理していくことは、費用対効果の面でも難しい部分があります。今後は、本市の観光施設を今一度整理し、持続可能な観光振興を図っていく必要があります。

(※2) インバウンド:外国人旅行者を自国へ誘致すること

〔施策の内容〕

(1-4-1)観光団体の充実強化

①観光物産協会や観光関連事業者等と連携のもと、観光コンテンツの開発や情報発信、計画的な観光施設の維持管理に努め、それらの有効活用を図ります。

【主要事業】

- 観光振興事業
- 観光コンテンツクリエイト(※3)支援事業

(※3) コンテンツクリエイト:コンテンツ制作に携わる人

(1-4-2)観光関連団体の支援と連携

①観光物産協会や観光関連事業者等と行政が共に観光振興の推進を担っていくという気運の醸成、また、観光関連団体への補助金等による支援や情報発信等の連携を図ります。

【主要事業】

- 観光物産協会事業

(1-4-3)体験型・滞在型観光の展開

①観光物産協会や観光関連事業者等との連携により、体験型・滞在型観光コンテンツの開発、強化や情報発信、誘客活動に努め、着地型旅行商品の造成や移住促進とも連携した施策の展開を検討し、宇和島のファンづくりに取り組みます。

【主要事業】

- 観光コンテンツクリエイティブ支援事業
- 観光誘客促進事業

(1-4-4)広域観光体制の充実

①南予広域連携観光交流推進協議会(旅南予協議会)、予土県境地域連携実行委員会など、愛媛県ならびに近隣市町と連携し、各々の魅力を活かしながら合同でのイベント開催やPR活動により誘客活動に努めます。また、愛媛県観光物産協会や本市の観光物産協会、近隣市町との連携により、広域的な視点からの誘客に向け、営業促進を図ります。

【主要事業】

- 四国観光立県推進愛媛協議会事業
- 四国西南地域観光連絡協議会事業
- 南予広域連携観光交流推進協議会事業
- 予土県境地域連携実行委員会事業
- 愛媛県観光物産協会事業

(1-4-5)インバウンド対策

①観光物産協会や観光関連事業者等との連携により、一人でも多くの外国人旅行者に訪れていただけるよう、デジタルを活用した観光案内、通信、キャッシュレス等の環境整備、外国クルーズ客船のおもてなしなどの充実を図ります。

【主要事業】

- 外国クルーズ客船誘致促進事業
- 愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会事業

(1-4-6)観光PR活動の強化

①宇和島市観光情報センター(シロシタ)を中心に、各種メディアの取材等への積極的な協力、

SNS などの時代に応じた様々な手法による観光情報発信に努めます。また、観光客の誘致に向けた取組を促進するなど、ターゲットを絞った効果的な観光プロモーションを図っていきます。

【主要事業】

- 観光情報発信事業
- 観光誘客促進事業

(1-4-7)観光客の受入れ体制づくり

①高速道路の宇和島延伸以降、大規模イベントの実施などを契機に、観光物産協会との連携によって実施してきたボランティアスタッフ研修等を今後も継続し、観光客の受入れ体制づくりに努めていきます。

【主要事業】

- 観光物産協会事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
観光入込客数	千人	1,561	2,685
観光消費額	億円	26.4	47.5
宿泊者数	千人	118	165
市の観光基盤の整備状況に満足している市民の割合 (※)	%	13.6	15.6

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

1-5 雇用対策と勤労者福祉の充実

【施策の方針】

若者の定住促進と就業者が健康で快適に働くことができる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

【現状と課題】

本市では、少子高齢化の急速な進行及び若者の市外流出により、近年、急速に労働力が不足した状態となっており、より条件の良い大都市への人材流出も進んでいます。

事業者にとっては、人材不足によるビジネスチャンスロス(※4)や事業継続に困難を来す事象も発生しており、人材確保が大きな課題となっています。

また、近年明るさが見えつつある第1次産業においても、後継者不足の問題は解消しておらず、地域産業の担い手確保は喫緊の課題となっています。

このため、地域内での就業を促進する各種の施策を関係機関との連携のもと一体的に推進していく必要があります。

また、就業者が生きがいを持ち、健康で快適に働くことができるよう、労働環境の充実に向けた企業等への啓発をはじめ、勤労者福利厚生機能の充実を推進することが必要です。

(※4) ビジネスチャンスロス:事業や取引の機会の損失

【施策の内容】

(1-5-1)雇用機会の確保と雇用の促進

- ①地域内事業者と労働者を結びつける就業マッチングを推進します。また、高校卒業生の地元就職率の向上を目指し、啓発活動を行っていきます。
- ②「男女雇用機会均等法」の趣旨の普及や、シルバー人材センターの充実支援、企業等への啓発等を通じ、女性や高齢者、障がい者の雇用促進に努めます。

【主要事業】

- 創業・就業支援事業

(1-5-2)勤労者福祉の充実

- ①勤労者が健康で快適な生活を送れるよう、労働条件の向上や、働きやすい環境づくりに向けた企業への啓発、余暇情報の提供など、勤労者福祉の充実に努めます。

【主要事業】

- 企業への啓発活動

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
就職率(就職件数／新規求職申込件数)	%	40.0	42.0
管内高校卒業生の管内就職率 (ハローワーク宇和島管内)	%	37.3	40.0
市の雇用・就労対策に関する取り組みに満足している 市民の割合(※)	%	9.2	11.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

1-6 移住・定住の促進

〔施策の方針〕

多様化する移住ニーズに応えられるよう、魅力ある宇和島の暮らしを効果的に情報発信するとともに、きめ細かいサポート体制の構築や移住後のフォローアップを含めた各種支援制度の充実を図り、「住みたい・行きたい・帰りたい」と思ってもらえる「選ばれるまち」を目指します。

〔現状と課題〕

本市の総人口は、1965年の12.2万人をピークに、減少傾向が続いており、特に高校を卒業する8割を超える若者が、進学や就職により市外へ転出している現状があります。

転出超過による人口減少が著しい本市においては、移住・定住の促進(U・I・Jターンの促進)による人口減少の抑制が求められており、市民、民間事業者、行政機関が連携し、移住希望者が移住を決断する際のハードルとなる「仕事と住まいの確保」にかかる支援をさらに強化する必要があります。

加えて、テレワークの浸透によるリモートワークの普及や都市部から地方移住への機運が高まるなど、移住や働き方に関する考え方も多様化しており、新しい価値観に対応できる取組みを推進していく必要があります。

〔施策の内容〕

(1-6-1)移住・定住促進事業の推進

①うわじま移住応援隊等との連携による相談体制の強化、移住後のフォローアップの充実、都市部での移住フェアや相談会の開催を通じた情報発信等を積極的に図り、各種支援策や地域おこし協力隊など国の制度も活用しながら、効果的な移住・定住の促進を図ります。

また、移住・定住を実現するために不可欠な「住まい」の面においても、移住体験住宅の利用を促進するとともに、空き家バンク登録件数の増加を図りながら、住宅の紹介や住宅確保のための助成等を行うことで、安心して移住・定住につながる環境の整備を図ります。

【主要事業】

- 移住・定住促進事業

(1-6-2)若者地元定着事業の推進

①若者の地元定着を目的として、郷土に誇りと愛着を持ち、家族や地域との絆を深めるため、「未来つながる宇和島」によるSNS配信や「学校自慢CM大賞」、「ポケットブックガイド」の配布を行う「おかえりプロジェクト」を通じて、将来の宇和島の担い手である若者が帰って来やすい仕組みづくりの構築を図ります。

また、市外へ転出した若者や本市への移住を希望する市外在住者を対象として、各世代のニーズに応じた支援策を強化し、若者のU・I・Jターンに向けた支援に取り組みます。

【主要事業】

- 若者地元定着事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
県外からの移住者数	人/年	171	450
プロジェクトの全SNSフォロワー件数	件	3,800	7,500

第2章 思いやり(政策目標2)

2-1 健康づくり・医療体制の充実

[施策の方針]

健康寿命を延ばし、豊かで充実した人生を送ることはすべての市民の願いです。そのために、各期に必要なきめ細かい保健・医療サービスの提供と、市民の主体的な健康増進活動を支援する取り組みを進めていきます。

[現状と課題]

近年、わが国では医療制度改革が進み、合併症や症状の悪化などの重症化予防対策が推進されております。本市でも生活習慣病の予防対策に取り組んでいるところですが依然として生活習慣病が増加傾向にあり、予防対策が大きな課題となっています。健康寿命を延ばし、豊かな人生を送るためには、運動の習慣化や、食生活の改善といった生活習慣の改善が効果的とされており、年々人々の意識も高まっています。

本市では、これまで健康づくり推進体制の整備、市民主体の健康づくり活動の促進、食育の促進、母子保健の充実、健康診査・指導、がん対策等の充実のほか、精神保健の充実、感染症対策及びその他啓発事業の充実などを図ってきました。また、市立病院の充実と相互連携、へき地・離島の診療体制の充実、救急医療体制の充実、食の安全・安心の確保を行ってきました。特に、特定健診受診率は開始当初(2008年度)の14.8%から、2019年度には34.2%へ大幅に向上しましたが、その後新型コロナウイルス感染拡大等により、受診者の減少があり、安心して受診できる環境等を整え受診率向上に努める必要があります。

また、全国的にも自殺対策を推進しており心の健康の分野では、地域自殺対策強化事業により、自殺者は2008年度の34人から、2021年度は11人と大幅に減少していますが、今後も対策を続けていく必要があります。

その他の事業についても一定の成果を挙げていますが、今後も長寿・高齢化が進み、これまで以上の健康増進対策が求められ、また心の健康についてもさらにきめ細かい対策が求められると予測されます。しかし、医療費の増大や医師・看護師など医療従事者不足も懸念され、その体制整備には課題もあります。

今後は、市民主体の健康づくり活動、健康診査・指導等の充実を核に据え、保健・医療・福祉・介護が連携して、健康づくり・医療体制の充実を進めていきます。

[施策の内容]

(2-1-1)健康づくり推進体制の整備

①本市の新たな健康づくり・福祉活動の拠点施設として、総合保健福祉施設の整備を検討します。

②各種衛生統計や事業実績、国保データベース(KDB)等を分析し、地域診断を進めます。また、調査やデータ分析は、評価指標としても活用していきます。

【主要事業】

- 保健福祉施設整備事業
- 国保データヘルス計画事業

(2-1-2)市民主体の健康づくり活動の促進

①健康づくり推進計画に基づき、保健、医療、福祉、介護部門が一体となって、「自分の健康は自分でつくる」という意識の啓発を図りながら、市民主体の健康づくり活動の拡大・定着化を促進します。また、本市の健康課題への対策を講じるため、地域診断に基づき、PDCA サイクル(※5)を回し、ライフステージ及び健康度レベル(生活習慣病発症予防・重症化予防)に応じた健康増進を推進します。

【主要事業】

- 健康づくり推進事業
- 国保ヘルスアップ事業

(※5) PDCA サイクル:Plan 計画→ Do 実施→ Check 点検・評価→ Action 見直しの仕組み

(2-1-3)食育の推進

①「宇和島市食育プラン」に基づき、市民主体の食生活改善運動の促進をはじめ、関係機関と情報共有及び連携し、地域の人材を活用した食育の普及啓発を図ります。また、市民の声を反映し、本市の課題に応じた食育事業の取り組みを推進します。

【主要事業】

- 食生活改善推進事業

(2-1-4)母子保健の充実

①すべての子どもとその保護者が健やかに生まれ育つために、ライフステージに応じた健康診査や教育相談支援の充実、その時期に必要な利用できるサービスの提供など、関係機関と連携した妊娠期からの切れ目のない支援を充実します。

【主要事業】

- 母子保健事業
- 子育て世代包括支援センター事業

(2-1-5)健康診査・指導等の充実

①特定健康診査の受診率や特定保健指導実施の向上に努め、本市の健康課題である高血圧対策のみならず生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組みます。また、集団健診にお

いて被扶養者の方も受診可能な体制を整え、広く市民の健康づくりを支援します。

- ②がん対策として検診受診率の向上を目指し、検診内容の見直しや啓発活動を実施します。また、がんにかかった方の支援を充実します。
- ③「うわじま健康マイレージ事業」等を推進し、若い世代から健康づくりができる環境を整えます。また、保健師や管理栄養士へ気軽に相談ができるよう保健活動の発信を行います。

【主要事業】

- 特定健康診査・特定保健指導事業
- 健康増進事業

(2-1-6)精神保健の充実

- ①保健所、医療機関、地域の専門職種や市関係課等と連携し、若年・子育て世代・中高年など、様々な世代へ支援を行います。
- ②自殺対策計画に基づき、本市の自殺の特徴から課題を整理し、地域の特性に応じた自殺対策を推進していきます。

【主要事業】

- 精神保健事業
- 地域自殺対策強化事業

(2-1-7)感染症対策及びその他啓発事業の充実

- ①結核やエイズなどの感染症に関して、ポスター等で正しい知識の普及に努めるとともに、予防接種法に基づく定期接種については、個別通知により、確実な周知を実施します。また、令和2年3月11日に世界保健機関(WHO)がパンデミック宣言を行った新型コロナウイルス感染症のような、新型の感染症が発生した場合にも、県と連携して迅速な対応ができるよう対策に努めます。
- ②献血意識の啓発のため、公の施設等にポスター等の啓発資材を設置するとともに、広報誌や地域行事でのキャンペーンを活用して、献血等に対する理解と協力を求めていくよう努めます。

【主要事業】

- 予防接種事業
- 骨髄バンク登録啓発事業
- 結核予防事業
- 臓器提供啓発事業
- 感染症対策事業
- 薬物乱用防止啓発事業
- 献血推進事業

(2-1-8)市立病院の充実と相互連携

①医師確保に関して地域偏在の拡大が予想されるため、安定的かつ継続的な医療を提供できるよう、県への要請を継続するとともに、大学医局側とのさらなる連携強化を図ります。

また、市立3病院(特に吉田・津島病院)の機能・役割については、地域医療構想に沿った「公立病院経営強化プラン」を策定し、将来の病院の方向性を示すとともに、実現に向けて各種施策に取り組みます。

初期研修医に対しては、研修奨励金貸付制度により、当市での研修を行うための経済的支援を行ってまいります。

さらに、看護師及び薬剤師については、看護師等奨学資金制度及び奨学金返還支援制度も継続して取り組み、市外で学ぶ当市出身者のUターン、市外出身者のIターン就職数を増やせるよう情報発信や採用試験の実施時期を工夫するなどして確保に努めます。

【主要事業】

- 医師確保対策事業
- 看護師・薬剤師確保対策事業

(2-1-9)へき地・離島の診療体制の充実

①診療体制の適正化に努め、医師、看護職員の確保、適正な配置に努めます。また、「診療船うわじま」の運行管理について、効率的な運行を行い、へき地、離島の診療体制の充実が図れるよう努めます。

【主要事業】

- 国保診療所医師・看護師確保対策事業
- 診療船維持整備事業
- 国保診療所施設整備事業

(2-1-10)救急医療体制の充実

①広報誌等で救急医療の適正利用の啓発を継続するとともに、「南予救命救急センター」の運営に必要な医師や看護師等の確保に向けて、関係機関との連携強化や、「看護師等奨学資金制度」の周知、就職説明会の開催など各種施策に積極的に取り組みます。

【主要事業】

- 救急医療対策事業

(2-1-11)食の安全・安心の確保

①保健所等関係機関・団体と連携をとりながら、食の安全・安心の確保に向け、関係団体や市民等に啓発を行います。

【主要事業】

- 食品衛生管理事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
生後4か月までの赤ちゃん訪問率	%	97.8	100.0
乳幼児集団健康診査受診率	%	94.0	95.0
特定健康診査受診率	%	32.3	60.0
特定保健指導終了率	%	34.4	60.0
5大がん検診平均受診率	%	8.9	50.0
食生活改善推進員数	人	166	180
市の保健サービスに満足している市民の割合(※)	%	43.5	50.0
日頃、健康増進のための取り組みをしている市民の割合(※)	%	62.7	70.0
市の医療体制に満足している市民の割合(※)	%	39.2	50.0
かかりつけ医がいる市民の割合(※)	%	65.9	70.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

2-2 地域福祉の充実

〔施策の方針〕

すべての市民が豊かで充実した人生を歩み、住み慣れた地域で支えあいながら健康で安心して暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指して、地域福祉施策を推進していきます。

〔現状と課題〕

これまで以上に少子高齢化に拍車がかかり、加えて、核家族化や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化を背景として、地域活動の担い手不足や住民同士のつながり意識の希薄化等による地域活力の低下が危惧されています。

また、ひきこもりや孤独・孤立、高齢者や子どもなど弱者への虐待、経済情勢等による生活困窮者の増加など、さまざまな社会問題も顕在化しています。

本市ではこれまで、地域福祉推進体制の整備、地域福祉を推進する人づくり、地域福祉の基盤整備、地域福祉に関する連携の構築、地域における安全・安心の確保に努めてきました。

今後は、高齢者福祉、障がい者支援、子ども・子育て支援など分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の構築が求められています。

複雑化、複合化したさまざまな地域の福祉課題に対応していくため、公的なサービスの提供のみならず、市民が相互に支え合い、あらゆる主体が協働して、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進して必要があります。

〔施策の内容〕

(2-2-1) 地域福祉推進体制の整備

- ①相談支援専門員や相談支援事業所など、関係者・団体が連携し、一人ひとりの状況等に合わせ適切なサービスを提供しています。今後は、地域の課題や高齢者・障がい者などの支援に対応するコーディネーターの育成を行い、関係機関や団体相互の連携が円滑に行われる体制の整備を図ります。
- ②生活困窮者への対応について、経済的自立のみにとどまらず、若年層から高齢層まで幅広く就労支援に取り組みます。また、就職氷河期世代支援プラットフォームの設置により、30代～40代の無業者や不安定な仕事に就いている方に対し、個別の要因状況に応じ、ハローワーク、作業所等の関係機関とも連携を図り、きめ細やかな支援に取り組みます。
- ③「生きづらさ」や「孤独・孤立」によって生じる課題を解消するため、見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進します。また、NPOや関係機関との相互連携のもと、孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会づくりに取り組みます。

【主要事業】

- 社会福祉総務事業
- 重層的支援体制整備事業
- 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業

(2-2-2)地域福祉を推進する人づくり

- ①地域福祉を担う団体などが行う、地域社会との交流や啓発活動、福祉に対する理解を深めるための啓発活動などに対し、事業費の補助を行っています。今後は、既存の地域活動を支援し、活動のネットワークの拡大や新たな活動分野の開拓を促し、高齢者の見守りをはじめ、子ども、障がい者などを支援する活動を促進します。
- ②多くの人に地域福祉を知ってもらえるよう福祉学習を開催しています。今後も啓発活動の推進や研修会の開催、市職員等の地域参加の促進、福祉教育の充実、ボランティア活動への意識啓発などの支援を行い、地域福祉活動に主体的に取り組む多様な人材及びそのけん引役となるリーダー、また専門技能を習得した人材の育成を図ります。

【主要事業】

- 地域福祉活動推進事業
- 住民等主体的参加促進事業

(2-2-3)地域福祉の基盤整備

- ①市内4か所(直営1、委託2、指定管理1)に障がい者の地域活動支援センター事業を展開するなど、地域福祉の基盤を整えています。今後は、コミュニティの再生・活性化に向けた取り組みを推進し、地域が一体となって地域福祉活動を行える体制の整備を図るとともに、高齢者等の移動手段の確保やまちづくり・まちおこし活動の支援、地域活動の拠点の整備を進めます。

【主要事業】

- 地域コミュニケーション基盤整備事業
- 地域福祉推進基盤整備事業

(2-2-4)地域福祉に関する連携の構築

- ①相談支援の充実等を目指し、ケースに応じて検討会を開催するなど、複雑・困難化するケース等に対して、適切に対応できるよう保健・医療・介護・福祉など各関係機関等と切れ目のない連携を深めます。
- ②地域の支援ニーズを早期に発見し、きめ細かに対応するため、行政と市民、社会福祉協議会、社会福祉事業者等の連携体制の強化を推進します。
- ③高度で専門的な対応、効果的な地域福祉活動の促進に向け、宇和島圏域、県南予地域、県下住民等との広域的なネットワークづくりに努めます。

【主要事業】

- 保健・医療・介護・福祉連携事業
- 広域ネットワーク構築事業

(2-2-5)地域における安全・安心の確保

①まちづくりや建設などの関係部署に必要な応じて情報提供を行い、今や常識的なものとなってきたバリアフリー(※6)やユニバーサルデザイン(※7)を取り入れるなど、地域に暮らすすべての人が安全に安心して暮らせる地域づくり・まちづくりを進めます。また、防災・防犯・交通安全体制の充実に向けて各事業を実施していきます。

【主要事業】

- 防災・災害時対応充実事業
- 生活安全確保事業

(※6) バリアフリー:障がい者や高齢者などが、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策など

(※7) ユニバーサルデザイン:いかなる人も利用することができる施設・製品・情報の設計

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
地域活動拠点の整備	箇所	2	5
地域福祉活動に参加している市民の割合(※)	%	16.4	30.0
市のバリアフリー化への取り組みに満足している市民の割合(※)	%	26.6	30.0

注(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

2-3 結婚、妊娠・出産 子育て支援の充実

【施策の方針】

未来をつくる子どもたちが一人でも多く生まれ、健やかに育つよう、多面的かつ計画的に子育て支援を推進していきます。

【現状と課題】

わが国では近年ますます少子化が進み、問題は深刻化しています。その背景には、晩婚化や非婚化とともに、経済的な不安から「子どもを産まない」という選択をする夫婦があるなど、仕事と子育てとの両立に対する負担感や、子育てに関する不安感があることが挙げられています。また、少子高齢化による家族形態の変化や、女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、子どもの貧困問題など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

現在本市では、結婚を希望する男女が結婚し、理想の年齢で理想の子ども数を実現することができる環境づくりや、すべての子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくり、まち全体で子育てを支援するために地域で見守り支え合う仕組みづくりに取り組むなど、次代の社会を担う子どもたちの未来のためにさまざまな施策を推進しています。

幼児教育保育施設の運営支援や環境整備による振興、総合的かつ柔軟な子育て支援サービスの提供を進めているほか、子育て家庭における生活の安定と子どもの健全育成のための積極的な経済的支援に努め、さらには、子どもや家庭が抱える課題と向き合い、多様化、複合化している困難を解決するための相談体制の充実化や重層的支援、児童虐待やヤングケアラー、子どもの貧困への対策、母子父子自立支援に取り組み、子ども食堂等と協働した見守り体制の構築なども進めています。

しかし、依然として少子化は深刻さを増していることから、引き続き、結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境づくりに強力に取り組み、長期的な展望に立った子育て支援を総合的に進めていく必要があります。

【施策の内容】

(2-3-1)結婚、妊娠・出産、子育て支援推進体制の整備

- ①結婚を希望する人を応援し、不妊治療も含めた妊娠・出産への理解促進と機運醸成を高める取り組みを行います。
- ②地域全体で子育てをサポートする環境整備を推進し、男女が共に仕事と家庭・子育てを両立することができる就労環境の向上や、妊娠や育児支援、保育・教育環境の充実に努めます。

【主要事業】

- 結婚支援事業

- 男女共同参画事業
- 母子保健事業
- 教育・保育事業
- 子ども・子育て支援事業

(2-3-2)地域における子育て支援の充実

- ①認定こども園や幼稚園、保育所等を含めた就学前教育保育施設のあり方について検討を重ね、統廃合や施設整備を行い、適切な運営支援に努め、教育保育サービスの充実を図ります。
- ②延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業の拡充を検討します。また、地域の実情に合わせ、小学生の放課後の居場所を確保するため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実に努めます。
- ③子ども・子育て会議を活用しながら、子どもの健全育成と社会全体で支援する環境の整備に努めます。
- ④各種手当の支給について、制度の動向を踏まえ、適切な実施及び普及啓発に努めます。

【主要事業】

- 教育・保育事業
- 子ども・子育て支援事業
- 児童手当事業
- 児童扶養手当事業
- 医療費助成事業
- 子育て応援給付金事業

(2-3-3)子どもと母親の健康の確保

- ①妊婦やすべての子どもとその保護者が健やかに生まれ育つために、相談支援の充実やその時期に必要な利用できるサービスの提供など、関係機関と連携した妊娠期からの切れ目のない支援を充実します。
- ②妊娠前の健康づくりや妊娠を望む夫婦への支援のための体制づくりに努めます。

【主要事業】

- 子育て世代包括支援センター事業
- 母子保健事業

(2-3-4)教育環境の整備

- ①子育ての大変さや命の尊さを学ぶために、職場体験を積極的に受け入れ、健やかな成長ができる教育環境を整備します。また、ユニバーサルデザイン(※7)の視点に立った教室づくりを行い、児童生徒が安心して生活し、集中して学習できる環境の整備に努めます。

【主要事業】

● 特別支援教育推進事業

(※7) p45 参照

(2-3-5)子育てを支援する生活環境の整備

①子どもとその保護者が、安全で安心して遊ぶことができる施設の整備に努めます。

【主要事業】

- 子育て世代活動支援センター事業
- 児童館事業

(2-3-6)子どもの安全確保

①行政、警察、学校、家庭及び関係機関・団体との連携のもと、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を推進し、子どもの安全確保に努めます。

【主要事業】

- 交通安全啓発事業

(2-3-7)要保護児童等への対応の推進

①関係機関・団体との連携のもと、「要保護児童対策地域協議会」を核として、児童虐待の早期発見・対応を行い、さらに特定妊婦への支援の充実を図り、支援体制の充実に努めます。

【主要事業】

- 各種相談・見守り事業
- 要保護児童対策事業
- 母子父子福祉事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
延長保育を実施している保育所数	箇所	7	10
休日保育を実施している保育所数	箇所	1	1
病児保育を実施している施設	箇所	1	2
一時預かり事業を実施している施設数	箇所	10	16
地域子育て支援拠点事業を実施している施設数	箇所	6	9
放課後児童健全育成事業を実施している施設数	箇所	10	11
放課後子ども教室を実施している施設数	箇所	11	11
市の保育・子育てサービスに満足している市民の割合 (※)	%	20.6	50.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

2-4 高齢者支援の充実

【施策の方針】

すべての高齢者が住み慣れた地域で、最後まで自分らしく生きがいを持って生きられるよう、また周りから尊重され、支えあって暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、各種施策を総合的に推進します。

【現状と課題】

全国的にも進んでいる少子高齢化は本市においても顕著です。今後もさらに高齢者人口は増えると予測され、高齢者に対する支援は、新たな政策や制度化が期待されています。このことは、超高齢化社会の先駆けとなっているわが国が世界各国から注目を集める分野でもあります。

本市の高齢化率は2022年度には40.3%に達し、全国平均や県平均を大きく上回っています。この傾向は、今後ますます進行すると思われます。

本市では、高齢者支援推進体制の整備、地域包括ケアシステムの構築、介護保険サービスの提供などに努めてきました。さらに、支えあいによるまちづくり、自立生活への支援、認知症高齢者支援体制の整備、社会参画と生きがいづくりといった支援を行っています。

このように多面的かつ計画的に支援やサービス提供を行っていますが、想定される以上に高齢化率は上昇しており、各関係機関との連携強化に基づいたより一層の支援やサービスの充実がこれまで以上に求められています。

そのため、「宇和島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、さらに市民同士がお互いを思いやり支えあう社会の実現に向けて、各種施策を総合的に推進します。

【施策の内容】

(2-4-1) 高齢者支援推進体制の整備

- ①制度やサービスの周知をはじめ、認定調査の充実、苦情への適正な対応、サービスの質の向上、関連施設・機能の整備・確保など、地域包括ケアの実現に向けた推進体制の強化を図り、持続可能な事業展開を図ります。
- ②少子高齢化に伴い不足する高齢者支援の担い手について、国による制度改正の動向等を踏まえながら、新たな資源を発見、開発し、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができる社会づくりを進めていきます。
- ③高齢者が自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されるよう、高齢者の権利を擁護するための仕組みをつくりまします。

【主要事業】

- 介護保険事業
- 高齢者福祉事業

(2-4-2)地域包括ケアシステムの構築

- ①市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- ②高齢者・障がい者・子どもなど、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り高めあう「地域共生社会」の実現を目指します。

【主要事業】

- 地域支援事業
- 重層的支援体制整備事業の地域づくり推進事業

(2-4-3)介護保険サービスの提供

- ①生活機能の低下がある方に対し、重症化を予防するための各種介護予防事業サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、保険者として給付適正化の取り組みを強化します。
- ②介護保険事業を対象とした、訪問介護や通所介護等の居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する介護給付を実施します。今後も、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができる社会づくりを進めます。

【主要事業】

- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 介護保険事業

(2-4-4)支えあいによるまちづくり

- ①地域住民が主体的に地域課題を把握し、住民の支えあいにより課題解決が可能となるまちづくりを目指します。

【主要事業】

- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 包括的支援事業
- 重層的支援体制整備事業の地域づくり推進事業

(2-4-5)自立生活への支援

- ①高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した在宅生活を送れるよう、関係機関と連携しながら、サービスの周知を図り、在宅支援策として適切な運用を目指します。また、個々のニーズに応じたサービス内容の見直し、改善について検討していきます。
- ②重症化予防については、市関係課と協力しながら個別に訪問指導を実施していきます。

【主要事業】

- 介護予防・日常生活支援総合事業

(2-4-6)認知症高齢者支援体制の整備

- ①地域包括支援センターに、「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」の設置等を行い、初期の段階から認知症高齢者やご家族へ関わる仕組みづくりを行います。また、軽度認知障がい(MCI)に対する予防の取り組みを強化します。

【主要事業】

- 包括的支援事業

(2-4-7)社会参画と生きがいづくりの支援

- ①高齢者が社会参画し、社会的役割を持つことで、自らの介護予防につなげるための施策を充実させます。
- ②高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、健康づくり・交流の場の拡大を実施するとともに、核になる人材の育成(元気づくりサポーター)を行うなど、元気な高齢者を増やす取り組みを推進します。
- ③高齢者の就業、社会参加の促進に向け、シルバー人材センターの経営改善の支援に努めます。

【主要事業】

- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 包括的支援事業
- 老人クラブ支援事業
- 高齢者就業機会確保事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
高齢者人口に対する要介護認定者の割合	%	19.9	21.1
老人クラブ会員のスポーツ大会参加者数	人	257	300
シルバー人材センターの会員数	人	311	380
市の高齢者福祉・介護支援サービスに満足している市民の割合(※)	%	24.2	28.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

2-5 障がい者支援の充実

【施策の方針】

障がい者が地域社会の一員として豊かで自立した生活を安心して送れるよう、支援体制の強化など各種施策を総合的に推進します。

【現状と課題】

障がい者が、自立した生活を、住み慣れた地域で安全・安心に送っていける社会の実現は、すべての人の願いです。本市ではこれまで、障がい者が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせる社会の形成に向け、障がい者支援推進体制の整備、啓発活動や情報提供の充実、生活支援・教育の充実に努めてきました。また、障がい者の就労機会の拡大と社会参加の促進、生活環境整備の推進、保健・医療サービスの充実を推進してきました。

これらの取り組みは、「障がい者計画・障がい福祉計画」に基づいて計画的に行っていますが、障がい者は年々増加傾向にあり、同時に障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化も進んでいます。このため、施策の定期的な見直しなども必要となっています。

また、財源の確保にも留意しながら、国などの法・制度に基づき、障がい者にとって本当に必要なサービスを適切に提供できるよう、継続的な障がい福祉を総合的に進めていく必要があります。

【施策の内容】

(2-5-1)障がい者支援推進体制の整備

- ①障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、既存組織の機能強化や関係機関等との連携強化を図りながら、包括的な支援推進体制の整備に努めます。
- ②各種支援サービスの継続を図るとともに周知を効果的に進め、利用促進を図ります。また、一人ひとりに適したサービス等の提供につなげるため、情報提供や相談体制の充実の整備に努めます。

【主要事業】

- 障がい者福祉事業
- 地域生活支援事業
- 自立支援給付事業
- 重度心身障がい者医療事業
- 特別障がい者(児)福祉手当事業
- 特別児童扶養手当事務事業

（2-5-2）理解促進と合理的配慮の提供、差別の解消と権利擁護の推進

- ①ノーマライゼーション（※8）の理念に関する啓発・広報活動の充実、学校や地域における福祉教育の推進、交流活動等の充実により、障がいに対する理解と認識を深めるための取り組みを実施していきます。
- ②障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し認め合い、偏見や差別のないまちづくりを推進します。
- ③「障害者差別解消法」について、ホームページや広報、窓口などを活用した啓発活動や、だれもが受け取りやすく分かりやすい情報提供を行い、市民や企業・職場の障がい者福祉に対するさらなる理解の促進に努めます。

【主要事業】

- 障がい者福祉事業
- 地域生活支援事業

（※8） ノーマライゼーション：だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方

（2-5-3）情報アクセシビリティの向上

- ①誰もが、必要な情報を取得して利用できるよう、情報格差の解消を図り、安心して生活できる環境を整備します。

【主要事業】

- 障がい者福祉事業
- 地域生活支援事業

（2-5-4）教育・育成の充実

- ①関係機関との連携を強化し、障がいの早期発見・早期療育に努めます。相談体制の充実を図り、人生の段階に応じた切れ目のない一貫した支援体制の整備について検討していくなど療育・発達支援提供体制の充実を図ります。
- ②障がいの有無にかかわらず共に教育を受けるインクルーシブ（※9）教育を推進します。

【主要事業】

- 地域生活支援事業
- 障がい児通所支援事業

（※9） インクルーシブ：障がいの有無にかかわらず、個人に必要な「合理的配慮」のもと、誰もが平等に教育を受ける仕組み

（2-5-5）就労機会の拡大と社会参加の促進

- ①関係機関との連携のもと、就労に関する情報提供や企業等への啓発に努めるとともに、就労定着に向けた支援体制について検討していきます。また、障がい者関連施設等との連携

を強化し、福祉的就労の場の確保に努めます。

- ②障がい者が地域の一員として地域社会に参加できるよう、移動を支援する取組を推進するとともに、文化芸術活動やスポーツに参加しやすい環境の整備を図ります。

【主要事業】

- 障がい者福祉事業
- 地域生活支援事業
- 自立支援給付事業
- 障がい者タクシー料金給付事業

(2-5-6)生活環境整備の推進

- ①まちづくり担当部署をはじめ、関係機関への情報提供などを行い、障がい者や高齢者が安心して自立生活を送ることができるよう、情報支援を中心に取り組みを行います。
- ②地域生活を送る上で必要な社会資源の確保について検討していきます。

【主要事業】

- 障がい者福祉事業
- 地域生活支援事業

(2-5-7)保健・医療サービスの充実

- ①情報共有を行うことなどにより、一人ひとりに適したサービス等の提供につなげるため、医療・福祉・教育の各分野との情報共有と連携強化を図り、体制強化に努めます。

【主要事業】

- 自立支援医療
- 重度心身障がい者医療費助成事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
自立支援給付利用者数	人	21,737	23,000
コミュニケーション支援事業利用者数	人	525	600
相談支援事業利用者数	人	679	800
地域活動支援センター事業利用者数	人	5,060	6,000
市の障がい者福祉サービスに満足している市民の割合(※)	%	14.7	20.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

2-6 社会保障の充実

【施策の方針】

すべての市民が健康で文化的な暮らしを営めるよう、また安心して老後の生活が送れるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

【現状と課題】

高齢者の孤独死や介護におけるトラブル、介護・福祉施設における事件・事故の増加など、老後の不安は私たちの身近に存在しています。また社会の超高齢化が進む中、健康的な老後を送るために必要不可欠な医療費の増大が社会問題となっており、全国的に社会保障制度の向上が求められています。

本市では、自立支援など生活困窮者への対応の充実、国民健康保険事業の健全化、後期高齢者医療制度の適正な運営、国民年金制度の周知といった取り組みを行っています。これらの取り組みの中で、特定検診の継続による受診率の向上といった成果も認められています。また、国民健康保険料の収納率向上、国民年金制度への理解度向上や未加入者の加入促進など、適正な制度運用のための周知・啓発活動も継続的に進めています。

国民健康保険制度は、国が義務としてその向上に努めなければならない社会保険の一つであり、国民の健康の向上に寄与することを目的としています。本市の国民健康保険加入者は、市民の約3割を占めており、地域医療保険として市民の健康の保持・増進と福祉の向上に大きく貢献していくことが求められています。

しかし、高齢化がますます進行する中、医療の高度化による医療費の増大などから保険給付費は高い水準で推移しています。このような状況の中、安定した保険運営を行い、保険料を確保することがますます重要になっています。

今後も引き続き、これまでの取り組みを継続・強化し、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

【施策の内容】

(2-6-1)生活困窮者への対応の充実

- ①民生児童委員や関係機関等との連絡・連携体制の強化及び生活保護制度の周知徹底を図り、適正な生活保護の実施に努めます。
- ②「生活困窮者自立支援法」に基づく支援制度と生活保護制度の密な連携体制を図り、要保護世帯のみでなく、生活困窮世帯への早期・包括的支援を行い、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりに努めます。

【主要事業】

- 自立支援プログラム整備事業
- 生活困窮者自立相談支援事業

(2-6-2)国民健康保険事業の健全化

- ①関係機関との連携のもと、特定健診の受診率の向上を目指すとともに、医療費通知及びジェネリック医薬品(※10)勧奨通知の発送を通じて、医療費適正化に向けた取り組みを行います。
- ②広報・啓発活動の充実や滞納者対策の強化、口座振替を通じた納期内納付の促進を図ること、国民健康保険料の収納率の向上に努めます。
- ③広報紙やホームページを活用した周知を行うとともに、国の動向を注視し、制度改正等への適切な対応に努めます。

【主要事業】

- 国保医療費適正化推進事業
- 国保財政充実強化推進事業

(※10) ジェネリック医薬品：厚生労働省の認可を得て製造販売される新薬と同じ有効成分を含む医薬品で後発医薬品ともいう

(2-6-3)後期高齢者医療制度の適正な運営

- ①後期高齢者医療制度について、今後も広域連合と連携し、適正な運営に努めます。
- ②国による制度改正等への適切な対応に努め、広報紙やホームページを活用して制度の周知に努めます。
- ③医療費の適正化に向けて、滞納者対策の強化、口座振替を通じた納期内納付の促進を図り、保険料の収納率の向上に努めます。

【主要事業】

- 後期高齢者医療費適正化推進事業

(2-6-4)国民年金制度の周知

- ①広報・啓発活動や年金相談の充実に努め、市民の正しい理解に努めるとともに、未加入者の加入促進に努めます。

【主要事業】

- 国民年金周知事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
国民健康保険料収納率(現年度)	%	96.02	96.05
国民健康保険加入者一人当たりの療養諸費	万円	32.1	30.0

第3章 支えあい(政策目標3)

3-1 環境自治体の形成

【施策の方針】

「美しい自然と共存し、快適に住み続けられるまち」を実現するため、多面的かつ効果的な取り組みを市民と一体となって推進していきます。

【現状と課題】

地球温暖化やエネルギー問題、さらにはそれらが及ぼす自然や生態系への悪影響は深刻化の一途をたどっています。また、廃プラスチックを含むごみの海洋流出も世界的な課題となっています。私たちには、これらの現状を打破し、未来へ継承できる持続可能型社会を形成することが強く求められています。

本市には、恵み豊かな宇和海をはじめ内外に誇れる自然があります。これらを保全するとともに健全な環境を将来の世代に継承するため、令和2年12月に宇和島市環境基本条例を制定し、令和4年3月に策定した「宇和島市環境基本計画」に基づき、あらゆる角度から環境への取り組みを行っています。

さらに「宇和島市地球温暖化対策実行計画」の運用や、「地域新エネルギービジョン」に基づいた廃油リサイクルによる代替燃料、太陽光やバイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会の実現に向けた施策を推進しています。

これらの取り組みは、不法投棄防止の啓発活動・投棄ごみの回収、環境有用微生物群の配布などとともに、これまで一定の成果を出していますが、国が推進する2050年カーボンニュートラルを実現するためにも、さらなる取組の強化が求められています。

【施策の内容】

(3-1-1)環境自治体の形成に向けた体制の整備

- ①全市的な環境保全の指針となる「宇和島市環境基本計画」に基づき、取組を進めます。また、「宇和島市地球温暖化対策実行計画(第3次)」を計画的に進めていきます。

【主要事業】

- 環境保全・創造事業

(3-1-2)地球温暖化対策

- ①「宇和島市地球温暖化対策実行計画(第3次)」に基づき、本市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等の措置を計画的に実行していきます。

【主要事業】

● 環境対策事業

(3-1-3)再生可能エネルギーの導入

- ①「地域新エネルギービジョン」等に基づき、廃食用油リサイクルによる代替燃料に加え、太陽光や風力、バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーについて、地域と調和のとれた形での導入がなされるよう、取り組みを推進します。

【主要事業】

- 再生エネルギー対策事業

(3-1-4)自然環境の保全

- ①土地利用関連計画に基づき、自然環境の保全に配慮した適正な土地利用を推進するほか、自然保護や生態系の保全等に関する市民主体の活動を推進していきます。

【主要事業】

- 環境対策事業

(3-1-5)公害の防止

- ①海域・河川の水質汚濁をはじめ、大気汚染や騒音、悪臭、振動等について、関係機関との連携のもと、調査や監視、指導等を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

【主要事業】

- 環境対策事業

(3-1-6)市民主体の環境美化・保全活動の促進

- ①環境教育や環境啓発、環境情報の提供や共有を通じて、市民の環境美化・保全意識の高揚を図ります。
- ②各種団体との連携による不法投棄対策の推進、自治会清掃やボランティア清掃の促進、市民主体による環境活動の充実促進等を通じ、地域環境の美化に努めます。
- ③市民や事業所による水質浄化運動や省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、グリーン購入(※11)運動等を促進し、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着に努めます。
- ④環境有用微生物群(EM、えひめ AI- 1)の無料配布により、今後も家庭雑排水等の浄化推進に努めます。

【主要事業】

- 美化対策事業

(※11) グリーン購入：必要性をよく考えて、環境にやさしい製品を購入すること

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
家庭からの廃食用油回収量	ℓ	12,112	13,000
自治会清掃団体数	団体	59	130
ボランティア清掃団体数	団体	113	200
EM 配布量	ℓ	11,514	20,000
放置車両件数	台	0	0
クリーン新宇和島参加者数	人	612	2,000
公用 EV 車両の導入台数	台	2	10
太陽光発電システムを導入している公共施設数	施設	7	13
太陽光発電システムを導入している世帯数	世帯	1,456	2,000
市の自然環境の豊かさに満足している市民の割合 (※)	%	59.5	65.0
環境に配慮した生活をしている市民の割合(※)	%	67.1	70.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

3-2 水道の整備

[施策の方針]

水道事業は、市民生活に欠かせない重要な社会資本であるため、合理的かつ効率的な経営が求められていることから、限られた財源で最大限の効果を得られるよう管路や施設の更新などを行うとともに、広域化を推進し効率的な経営体制を図るなど、安心して安定的な給水を確保するための施策を推進します。

[現状と課題]

水道は、健康で快適な住民生活と経済活動に欠くことのできない重要な社会資本ですが、全国的には、昭和30～40年代を中心とした拡張整備事業等により布設された多くの水道施設の老朽化が進み、更新が必要となっています。また、昨今の大規模災害によるライフライン確保の重要性から、施設の耐震化や危機管理対策がこれまで以上に求められています。

本市においては、地理的な事情などにより、ポンプ場や配水池など多くの施設を建設しており、その更新費用は莫大なものとなっていますが、人口の減少や長期化する景気の低迷、節水型社会への意識転換などにより、財政的にも極めて厳しい環境となっています。

このような中、これらの老朽化した水道施設の更新のほか、南海トラフ巨大地震に備えた施設・管路の耐震化も継続的な課題として取り組んでいるところです。

上水道事業では、「第2次前期基本計画」においては、基幹施設である柿原浄水場について、送水ポンプなどの機械設備の更新、72時間停電に耐えうる燃料タンクの整備、自家発電機設備の更新及び土石流を防ぐための防壁工事を2022年度までに完成させております。また、配水枝管や送水管の耐震化も進めておりますが、今後も継続して漏水事故の多い管路や鉛製給水管、基幹管路を更新するなど、維持管理と有収率の向上が必要となっています。

このような中、2023年度までの事業計画である「第7次水道整備事業計画」に引き続き「第8次水道整備事業計画」を策定し、各種水道施設の整備を計画的に進めていくとともに、これまで以上に水道事業の健全運営が求められていることから、地域の実情に応じた広域的な連携強化を推進するなど、経営基盤強化や経営効率化を図るため、様々な方策を検討していく必要があります。

[施策の内容]

(3-2-1) 安心・快適な給水の確保

- ①漏水による有収率低下や管破損事故に起因する断水被害を防ぐため、老朽化した送配水管路(経年鋳鉄管、接着継手塩ビ管等)を順次更新していきます。
- ②宇和島旧市街地区のブロック化を早期に行い、流量監視体制の強化を図ります。また、漏水量が多いと想定される津島地区(旧津島上水道、旧嵐上水道)の送水管について、漏水調査を徹底して実施していきます。

③水道水の安全性や漏水防止、水道システム強化の観点から、鉛製給水管の工事を推進し、早期の更新完了を目指します。

【主要事業】

- 第7次及び第8次水道整備事業
- 漏水防止対策

(3-2-2)災害対策の充実

①配水池の耐震診断、耐震化工事を実施し、できるだけ早期に全配水池の耐震化の完了を目指します。

②震災時の給水確保に向け、施設整備や必要資機材等の導入推進を図ります。

③「宇和島市水道局危機管理対策マニュアル」に従い、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災訓練の実施など災害対策の強化に努めます。

④日本水道協会地区支部主催の防災訓練に積極的に参加し、災害時に向けた連携強化に努めます。

【主要事業】

- 第7次及び第8次水道整備事業
- 震災応急対策(応急給水等)
- 震災復旧対策

(3-2-3)水道運営基盤の強化と広域化の推進

①水道事業の効率化をより一層図るため、広域化対策の推進を検討していきます。また、有効な人材活用と技術力の底上げに取り組み、持続可能で強じんな事業経営を目指します。

②津島水道企業団との統合計画推進と合わせ、津島地区を含む給水区域内の浄・送・配水施設管理を柿原浄水場で集中して行えるよう整備を図ります。

③旧簡易水道地域である離島に向けた海底送水管のうち、矢ヶ浜～戸島間、戸島～嘉島間を2023年度に更新するとともに、戸島～日振島間および北灘～竹ヶ島間の海底送水管の劣化調査を行います。

④簡易水道統合に合わせて整備されたポンプ場施設や連絡管路等の維持管理に努め、水道水の安定供給を図ります。

【主要事業】

- 業務効率化
- 第7次及び第8次水道整備事業
- 南予水道企業団及び構成市町との連携強化による水道広域化の推進

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
有収率	%	84.4	90.0
基幹管路の耐震化(完了)率	%	18.1	23.0
浄水場の耐震化(完了)率	%	95.9	100.0
配水池の耐震化(完了)率	%	58.2	80.3
市の水道の整備状況に満足している市民の割合(※)	%	60.1	63.2

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

3-3 下水道の整備

【施策の方針】

海域や河川などの水質保全と美しく快適な居住環境の確保に向け、水洗化率の向上など全市的な污水处理体制のさらなる整備とともに、豪雨などによる浸水対策に取り組んでいきます。

【現状と課題】

下水道は、浸水対策や公衆衛生の向上をはじめ、健全な水環境及び循環型社会の実現への貢献など多面的な役割を担う極めて重要な施設です。

本市では、污水处理施策の一元化に向け、効率的な整備及び事業計画の見直し、浄化センターのストックマネジメントなどの下水道事業の経営安定化といった環境整備を進めています。また、豊かな自然環境の保全のため、さらなる水洗化率の向上や漁業集落排水施設の適正管理や浸水対策にも力を注いでいます。

しかしながら、污水处理施策の一元化はいまだ実現できておらず、昨今頻発している豪雨や台風などにおいて想定される浸水被害への対策など、必要とされる取り組みもまだ残されています。

今後は、関連部局相互のより一層の連携強化を図り、全市的な污水处理体制の整備を行っていきます。

【施策の内容】

(3-3-1)全市的な污水处理体制の整備

①污水处理施策の一元化に向け、関連部局相互の連携強化のもと、事業計画の見直しを行い、全市的な污水处理計画の策定を図ります。

【主要事業】

- 污水处理計画策定事業

(3-3-2)公共下水道の経営安定化及び水洗化率の向上

- ①事業計画区域内において点在している未整備地区の解消を図ります。
- ②「地方公営企業法」に基づき、経営状況・財政状況を明確にし、経営の安定化を図ります。
- ③訪問交渉等により、さらなる水洗化率向上を進めます。また、粘り強く滞納整理に努め、未納受益者負担金の回収を図ります。
- ④「ストックマネジメント計画」に基づき、汚泥処理設備の改築・補修を行い、効率的な更新に努めます。

【主要事業】

- 公共下水道事業

(3-3-3) 漁業集落排水施設の適正管理及び水洗化率の向上

①「ストックマネジメント事業」を導入するなど、施設の最適な維持管理に努めます。また、一部の施設においては、今後の人口減少等を踏まえた、施設運営等を研究・検討していきます。

【主要事業】

- 漁村整備事業

(3-3-4) 合併処理浄化槽の設置促進

①「宇和島地区広域循環型社会形成推進地域計画(第4次)」に基づき、一般住宅の合併処理浄化槽の設置を促進します。

【主要事業】

- 宇和島市浄化槽設置整備事業

(3-3-5) 浸水対策の強化

①台風や豪雨の際、速やかに対応できるよう関連部局との緊急連絡体制を整え、協力して雨水排除する体制を確立します。また、恒常的に浸水する危険区域に対し、浸水対策強化を図ります。

【主要事業】

- 浸水対策事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
汚水処理人口普及率	%	60.9	67.3
公共下水道水洗化人口	人	14,679	15,202
公共下水道処理人口	人	16,030	15,576
集落排水水洗化人口	人	562	584
集落排水処理人口	人	740	655
合併処理浄化槽処理人口	人	26,312	25,895
市の下水道の整備状況に満足している市民の割合 (※)	%	38.2	45.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

3-4 廃棄物処理体制の充実

[施策の方針]

循環型社会の実現のため、市民と一体となって「3 R 運動」を推進するとともに、より充実したごみの処理体制の構築に努めます。

[現状と課題]

大量生産・大量消費・大量廃棄型の現代社会のあり方そのものが問われています。従来からの生活様式や社会の仕組みを見直し、消費者・生産者・行政の取り組みにより、廃棄物を出さないライフスタイルや事業活動へ転換していくことが求められています。

世界的に環境保全やエネルギー利用のあり方について活発な議論が行われる中、私たち宇和島市民にもこれまでの生活様式や生産・消費について再考し、地球にやさしいライフスタイルへ移行することが求められています。

本市では、2017年度に宇和島地区広域事務組合環境センターが稼働し、ごみ収集・運搬体制の見直しを行いました。令和4年4月にプラスチック資源循環法が施行されたことに伴い、令和7年度中の取り組み開始を見込んで、プラスチック資源の収集体制の構築が求められています。

また、広報紙やU-CAT(宇和島ケーブルテレビ)・FMがいやなどで資源物回収情報やリサイクル情報の発信などを行っています。そして、生ごみたい肥化リサイクルの推進、草木系バイオマス(※12)の有効活用、食品ロス削減などへの取り組みも行っていきます。

今後も継続的に、ごみ処理・リサイクル体制の充実、適切な情報発信を行いながら、市民と一体となった「3 R 運動」を推進し、循環型社会の実現を目指します。

(※12) 草木系バイオマス:草木系の有機性資源

[施策の内容]

(3-4-1)ごみ処理・リサイクル体制の充実

①広域的連携のもと、宇和島地区広域事務組合による広域的な熱回収施設(焼却施設)やリサイクル施設において、安定したごみ処理事業を継続します。また、ごみや資源物の収集・運搬体制の見直し等を含め、より充実したごみ処理体制の構築に努めます。施設の集約により廃止した中間処理施設は有効利用や除去を順次進め、最終処分場は適切な維持管理による長寿命化を図ります。

【主要事業】

- ごみ収集事業

(3-4-2)3R 運動の促進

①地域メディア等も活用した情報発信の拡充、食品ロス削減、生ごみ処理機補助金やダンボー

ルコンポスト(※13)を活用した生ごみたい肥化の推進、草木系バイオマス(※12)の受け入れ体制の整備と処理物の有効活用、廃食用油回収と BDF(※14)製造及び燃料利用、古紙類・水銀含有廃棄物等の回収による適正処理に努めます。また、新たなリサイクル品目の研究・回収体制整備等を行い、さらなる 3 R 運動の推進、循環型社会推進の事業を展開していきます。

【主要事業】

● リサイクル推進事業

(※12) p65 参照

(※13) ダンボールコンポスト:ダンボールを使った生ごみ処理機

(※14) BDF:生物由来のディーゼル燃料

(3-4-3)適正なし尿処理の推進

①広域的連携のもと、引き続き宇和島地区広域事務組合によるし尿の適正な収集・処理に努めます。

【主要事業】

● し尿収集事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
ごみ総排出量	t	25,899	20,735
市民一人当たりのごみ排出量	g/日	989	865
リサイクル率	%	22.0	28.0
市のごみ処理・リサイクルの状況に満足している市民の割合(※)	%	55.5	56.0
3R運動をしている市民の割合(※)	%	71.7	72.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

3-5 墓地・斎場の整備

[施策の方針]

市民ニーズに合わせ、共葬墓地の維持管理と斎場の整備充実・適正管理を行います。

[現状と課題]

本市には市有の共葬墓地が9か所、市営の斎場が2か所（静愁苑、吉田斎場）あります。これらについて、地元関係者と協力し、また清掃業者に委託するなどして適正な管理を行っています。特に斎場については、老朽化に対応した改修を計画的に行っています。

今後も、共葬墓地は地元関係者と連携を密にしながら適正管理を行っていきます。また斎場2施設については、設備や火葬炉の改修などを計画的に行う必要があります。

[施策の内容]

(3-5-1) 斎場の整備充実と適正管理

①市民ニーズに対応し、斎場の整備充実、適正管理に努めます。特に静愁苑、吉田斎場の2施設は築30年以上が経過しており、設備や火葬炉等の改修計画の精査を図りながら、斎場の整備充実、適正管理に努めます。

【主要事業】

- 宇和島地区葬祭施設管理事業、吉田地区葬祭施設管理事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
市の墓地・斎場の整備状況に満足している市民の割合(※)	%	33.0	40.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

3-6 公園の整備と緑化の推進

[施策の方針]

公園は健康増進、交流、子育てなどのために市民が集う場であり、またいざという時のための防災機能を備えた施設でもあります。快適で安全な環境づくりに向け、公園整備と緑化を推進します。

[現状と課題]

近年、環境保護が声高に叫ばれる中、公園の整備や緑化が果たす役割は極めて重要です。また、未来をつくる子どもたちやその保護者にとっては重要な遊び場であり、また高齢者にとっては貴重な情報交換・交流の場でもあります。公園は思いやりあふれるまちづくりには欠かせないものだといえるでしょう。さらに、災害時には避難場所としての機能を併せ持つ、重要な防災施設でもあります。

本市には、運動公園・総合公園・風致公園がそれぞれ1か所、歴史公園・地区公園がそれぞれ2か所、近隣公園が5か所、街区公園が8か所、都市計画区域外に設置する特定地区公園が1か所あるほか、レクリエーション都市の施設として整備された県管理公園が4地区あります。

本市ではこれまで、これらの公園や緑地の整備を進め、設備や遊具などの点検など事故の未然防止に取り組んできました。今後も、老朽化した施設や遊具は順次改修・更新を行い、安全な公園・緑地づくりを継続的に進めていく必要があります。

[施策の内容]

(3-6-1)公園・緑地整備の総合的推進

①全市的な視点に立ち、公園・緑地整備に関する指針づくりを図るとともに、これに基づき、公園・緑地・親水空間等の整備を総合的かつ計画的に推進します。

【主要事業】

- 公園管理事業

(3-6-2)既設公園の改良と管理体制の充実

①大規模な運動施設から街区公園内の遊具まで、老朽化した既存公園施設・設備の改良・更新を順次行い、公園・緑地本来の機能が損なわれないよう努めるとともに、地域住民や各種団体、企業等による公園・緑地の管理を促進し、長寿命化を図ります。

【主要事業】

- 公園整備事業

(3-6-3)緑化の推進

①公共施設の緑化を推進するとともに、市民意識の啓発を行いながら、市民及び各自治会、行政等が一体となった体制の確立のもと、緑化運動、花いっぱい運動を推進します。

【主要事業】

- 美化推進事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
市民一人当たりの都市公園面積	m ² /人	27.3	28.0
花いっぱい運動実績(花苗配布数)	本	37,063	40,000
市の公園・緑地の整備状況に満足している市民の割合(※)	%	26.9	30.0
市の緑化の推進状況に満足している市民の割合(※)	%	22.1	25.0
緑化運動や花づくり運動をしている市民の割合(※)	%	19.2	25.0

注) (※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

3 - 7 消防・防災体制の充実

【施策の方針】

南海トラフ巨大地震をはじめ、あらゆる災害や外国からの武力攻撃などにも対応できる安全・安心なまちづくりを目指して、総合的な危機管理体制の整備を進めます。

【現状と課題】

近年、激甚化、頻発化している豪雨災害や台風などの自然災害は、身近なところで生命や財産が脅かされるなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。また、近い将来に発生が懸念されている南海トラフ巨大地震においては、地震動と合わせて大規模な津波被害も想定されています。

このような状況の中、未曾有の被害をもたらした平成30年7月豪雨災害を教訓として、各種の災害対策を十分に検討するとともに、市民、事業者、行政が一体となって、さらなる防災・減災対策の強化に取り組むことが必要不可欠です。

そのため本市では、自治会・自主防災組織体単位での防災出前講座の実施や地域の防災訓練への支援、消防団員の処遇改善による団員の確保等を実施するとともに、本庁舎4階に整備された災害対策本部室を拠点とした防災設備や資機材の適正な配備、総合防災情報管理システムを活用した災害情報等の一元管理などにも取り組んでいます。また、災害対策本部運営訓練や職員参集訓練等を通じて、市職員の危機管理に対する意識と危機対応力の向上を図っています。

今後も引き続き、防災意識の普及啓発や、防災活動を支える消防団などの組織強化を図るとともに、市役所の危機対応能力の向上や防災設備の充実、治山・治水対策の推進に力を入れていながら、大規模災害発生後の復興を迅速かつ適切・円滑に実施できるように、事前復興計画の策定にも取り組んでいきます。同時に、世界的に問題となっているテロ活動や武力攻撃などへの対応も考慮する必要があります。

【施策の内容】

(3-7-1)防災意識の普及啓発

①災害に対する備えを確かなものとするため、防災出前講座の実施や広報紙、ホームページ等による正確な情報発信により、市民の防災意識の向上に努めます。

引き続き、地域単位での訓練等を支援し、地域防災力の強化を図るとともに、市全体の防災訓練を実施していきます。

【主要事業】

- 防災体制強化事業

（3-7-2）地域に根ざした防災活動の促進

①「自分たちの地域は、自分たちで守る」体制の確立に向け、防災講習や訓練支援、活動資機材の助成事業を展開し、自主防災組織の結成や活動を支援します。

また、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や、防災士への研修事業を展開し、地域の防災力の向上を図ります。

【主要事業】

- 防災体制強化事業

（3-7-3）消防団組織の充実強化

①国が推進している女性団員や機能別団員等の積極的な加入促進や団員の処遇改善を図り、欠員の補充に努めるとともに、研修や訓練、安全装備品等の充実により、団員の資質向上と2次災害防止に努めます。また、ドローン航空隊のさらなる充実や地域特性の変化に対応した適正な部隊編成を行うため、組織を継続的に見直します。

②老朽化の著しい消防施設や資機材等の集中的かつ計画的な改善を行うとともに、消防水利の確保を図ります。

【主要事業】

- 消防団組織充実強化事業

（3-7-4）常備消防との連携

①常備消防に関しては、宇和島地区広域事務組合消防本部において消防施設・装備の計画的な更新や職員の資質向上が図られ、管轄地域（1市2町）の消防・救急活動が推進されています。また、消防の広域化への方針については、消防本部の意向を尊重するとともに今後も連携強化を図ります。

【主要事業】

- 防災体制強化事業

（3-7-5）市役所の全庁的な危機対応力の向上

①本庁舎4階に整備された災害対策本部室や、新たに構築した総合防災情報管理システムを活用した指揮本部の指示に基づき、迅速かつ適切に対応できる体制を市役所内に構築するため、定期的な訓練や意識啓発を積極的に推進し、すべての市職員の危機管理に対する意識と危機対応力の向上を図ります。また、役割を明確にしたうえで、全庁的に事前復興計画の策定に取り組んでいきます。

【主要事業】

- 防災体制強化事業

(3-7-6)防災施設等の整備充実

- ①災害対策本部機能や消防、自衛隊など災害発生時に活動する各機関の拠点機能を備え、自主防災組織など市民が研修及び訓練を行える防災センターの整備を図ります。
- ②災害時避難行動要支援者対策については、意欲的に活動する自主防災組織を中心に、地域の民生委員、防災士、ケアマネージャー等の協力をいただきながら、個別避難計画の作成を促進し、支援体制の確立を推進していきます。
- ③コミュニティ FM 放送を活用した屋外放送設備や防災ラジオによる情報伝達を正確かつ迅速に実行するため、引き続き設備の維持管理・運用について充実を図ります。
- ④備蓄及び防災資機材の整備を引き続き計画的に進めるとともに、避難路・避難場所の周知徹底を図ります。

【主要事業】

- 防災体制強化事業
- 防災情報設備事業
- 備蓄物資整備事業

(3-7-7)治山・治水対策の推進

- ①災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、自然との共生に配慮しながら、堤防や護岸等の海岸保全施設の整備、河川の改修、がけ崩れの防止や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を進めます。

【主要事業】

- 防災対策事業

(3-7-8)原子力防災対策の推進

- ①原子力災害に対する防災体制を整備するため、避難行動計画に基づく防災訓練等を実施するとともに、市民への原子力防災に関する知識の普及、啓発を進めます。

【主要事業】

- 防災体制強化事業

(3-7-9)武力攻撃等緊急事態対策の推進

- ①武力攻撃等の緊急事態に対処するため、「国民保護計画」に基づく情報の提供や関係機関との連携協力などの施策を推進します。また、全国一斉情報伝達訓練をはじめとする「J アラート(※15)を利用した情報伝達訓練に参加し、充実した運用を図っていきます。

【主要事業】

- 防災体制強化事業

(※15) J アラート:全国瞬時警報システム

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
自主防災組織の組織率	%	94.8	100.0
消防団員数	人	1,977	1,977
市の消防・防災体制に満足している市民の割合(※)	%	45.7	60.0
避難路・避難場所を知っている市民の割合(※)	%	86.4	90.0
この1年間に防火・防災訓練に参加した市民の割合(※)	%	30.1	60.0
食料・飲料の備蓄や家具の転倒防止など災害対策をしている市民の割合(※)	%	59.5	70.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

3-8 交通安全・防犯体制の充実

【施策の方針】

安全・安心な住みよい社会を目指し、交通安全対策のより一層の推進及び防犯体制のさらなる充実を、市民と一体となって進めていきます。

【現状と課題】

交通事故件数及び交通事故死者数はいずれも全国的に減少傾向にありますが、高齢者関連事故の割合が依然として高く、2021年の県内調査においても、高齢者の死亡事故が全体の6割強を占めており、より一層の対応が求められています。

一方、本市内の2021年度における交通事故発生件数は77件、死傷者数は89人（死亡者3人、負傷者86人）で、交通事故発生件数と負傷者数については、いずれも減少傾向にあります。これは、高速道路の普及はもとより、交通安全計画に基づいて関係機関・団体と連携を強化し、交通指導、教育・啓発活動を進めてきた結果だと考えられます。また、危険箇所の点検・調査、交通安全施設の整備、青色防犯パトロールの連絡協調体制の強化等により、事故防止、防犯意識の向上を図ってきたことも効果として表れていると考えられます。

刑法犯の認知件数においても、全国では19年連続で減少し、戦後初めて60万件を下回りました。県内においても18年連続で減少し、統計開始後初めて6千件を下回っています。本市も例外ではなく、青色防犯パトロールによる警戒や、防犯カメラ・防犯灯の設置等のインフラ整備対策を推進してきた結果、2021年度では2016年より67件減少し、387件となりました。

このように、交通事故及び犯罪発生件数も全体的に減少傾向ではありますが、依然として高齢者関連の事故や少年犯罪、特殊詐欺は本市においても増加の一途をたどっており、少子高齢化による高齢者人口の増加に比例した事故発生率の上昇や、核家族化や地域連帯感の希薄化等に伴い、地域における犯罪防止機能の低下が懸念されています。今後は、警察や宇和島市交通安全推進協議会等の関係機関・団体との連携をより強化させるとともに、市民と一丸となった交通安全対策の推進と防犯対策の充実を図る必要があります。

【施策の内容】

（3-8-1）交通安全に関する啓発等の推進

①「交通安全計画」に基づき、関係機関・団体との連携のもと、交通指導員による交通指導をはじめ、交通安全教育・啓発活動を効果的に推進し、市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。特に、高齢者を対象とした効果的な取り組みを積極的に推進します。また、協定団体、公民館等と連携して交通安全教室等を実施するほか、地域における見守り活動などを通じ、生活に密着した交通安全活動を充実させます。

【主要事業】

- 交通安全啓発事業
- 交通安全団体育成事業
- 交通事故未然防止事業

(3-8-2)交通安全施設の整備

- ①危険箇所の点検・調査を行いながら、国・県道の歩道設置をはじめとする安全な道路環境の整備を要請していくとともに、市道等についても、交通量の多い路線や通学路、見通しの悪い交差点を中心にガードレール、カーブミラー、交差点反射鏡などの交通安全施設の整備、危険箇所の改善を図ります。

【主要事業】

- 交通安全施設整備事業

(3-8-3)防犯に関する啓発等の推進と地域安全活動の促進

- ①関係機関・団体との連携のもと、啓発活動やパトロール活動等の充実を図り、市民の防犯意識の一層の高揚に努めるとともに、青色防犯パトロール隊の組織的活動の充実や防犯に関するネットワークの形成など、市民の自主的な防犯・地域安全活動を促進します。

【主要事業】

- 防犯対策事業

(3-8-4)防犯環境の整備

- ①犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、地域における防犯灯の整備について支援します。
- ②犯罪の起こりにくい環境づくりに向け、道路や公園等の公共的空間の見通しの確保や死角の解消に努めます。今後も、地元の要望、意見を反映し改善を行っていきます。

【主要事業】

- 防犯灯整備事業
- 防犯環境整備事業

[成果指標]

指 標 名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
交通事故発生件数	件	77	50
交通事故死亡者数	人	3	0
交通事故負傷者数	人	86	60
犯罪発生件数	件	387	350
防犯灯設置数(延べ)	基	7,973	8,050
市の交通安全・防犯体制に満足している市民の割合 (※)	%	31.9	40.0
身近な地域での防犯活動に参加している市民の割合 (※)	%	7.5	20.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

注)交通事故関係の数は「年度」ではなく「年」の数とする。

3-9 消費者対策の充実

【施策の方針】

市民の消費生活に対する意識と知識を向上させることによって、トラブルの未然防止に努め、消費者対策の充実を図ります。

【現状と課題】

もはや常態化している電話による詐欺被害に加え、SNS などインターネットを介した詐欺や不当請求、悪質商法などが市民の生活を危険にさらしています。これらの被害は全国的あるいは全世界的に深刻化しており、施設・設備や電気製品などによる人々の生命や身体に危害が及ぶような事件・事故も後を絶ちません。

このような中、消費者の安全・安心への意識は高まり、国も消費者庁を中心に消費者対策の充実を図っています。

本市においても、2007年度に消費者相談窓口を設置して以降、様々な取り組みを行い、消費者対策を向上させています。具体的には、宇和島市消費生活センターにおいて、出前講座の実施や、高齢者の被害防止策を講じるほか、チラシなどによる教育・啓発活動も展開しています。

しかし、被害の深刻化は今後も引き続き懸念されるため、取り組みをより一層強化していく必要があります。同時に、関係機関・団体との連携を強化しながら、消費者教育・啓発の推進や相談窓口の充実を図り、トラブルの未然防止に努めます。

【施策の内容】

(3-9-1)消費者教育・啓発等の推進

- ①宇和島市消費生活センターにおいて、県生活センター等、関係機関・団体との連携のもと、消費者講座の開催や学校教育、生涯学習における消費者教育の推進、広報紙・ホームページ等の活用による消費生活情報の提供など、消費者教育・啓発等を推進し、市民の消費生活意識の高揚に努めます。
- ②特に消費者被害の増加が懸念される高齢者に対し、消費者安全確保地域協議会の見守りネットワークを軸に、被害防止に努めます。また、高齢者に対する出前講座も積極的に行います。
- ③金融学習グループの育成等を通じ、市民の自主的な消費生活に関する知識の習得等への取り組みについて検討します。

【主要事業】

- 消費生活出前講座
- 高齢者の消費者被害防止事業

（3-9-2）消費生活相談窓口の充実

①宇和島市消費生活センターにおいて、消費生活相談員 1 名を配置し、市民の消費生活相談業務にあたっています。また、必要に応じて、専門機関や相談窓口に連絡しています。今後も、相談体制の充実を図ります。

【主要事業】

- 消費生活相談事業
- 多重債務相談事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
消費生活相談件数	件	290	350
高齢者の消費者啓発講座受講者数	人	13	100

第4章 住みよさ（政策目標4）

4-1 計画的な土地利用の推進

【施策の方針】

本市の良好な自然環境を保全し、利便性の良い都市環境を構築するため、人口減少及び防災対策を考慮の上、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

【現状と課題】

土地はあらゆる活動の基盤であり、限られた貴重な資源です。豊かな生活を営み、産業を振興するためには高度で有効な土地活用が求められます。

本市は、愛媛県の西南部に位置し、東西 38.15 km、南北 34.94 km、総面積は 468.15 km² で、愛媛県内では 4 番目に広い市域を有しています。また、西側一帯は宇和海に面し、内陸部の盆地に市街地や集落が形成されています。これまでも「宇和島市都市計画マスタープラン」などに基づく計画的な土地利用の推進を図ってきましたが、市街地の空洞化、空き地・空き家の増加、中山間地域を中心とした過疎化、農林業の低迷による農地や森林の荒廃などの問題は依然として存在しています。

また、柑橘栽培などの特色ある農業を支える農地の保全・活用や、森林をはじめとした市域の多くを占める雄大で美しい自然環境の保全に努めることも課題です。同時に、四国西南地域の中核拠点都市としての機能強化・土地活用も求められています。

このため、長期的かつ広域的な視点に立ち、土地利用関連計画の推進と、計画的で調和のとれた土地利用を全市的に進めていく必要があります。

【施策の内容】

(4-1-1) 計画的な土地利用に向けた体制の整備

①本市の実情と将来展望に即した土地利用の明確化を図るため、「宇和島市都市計画マスタープラン」及び「宇和島市立地適正化計画」に基づく 計画的なまちづくりを推進します。

【主要事業】

- 土地利用関連計画推進事業

(4-1-2) 適正な土地利用への誘導

①適正な土地利用のため、用途地域の指定による良好な居住環境の形成や、「宇和島市立地適正化計画」における居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定、低未利用土地の活用など、計画的な土地利用施策を推進します。

【主要事業】

- 計画的土地利用推進事業

（4-1-3）地籍調査事業の推進

①地籍を明確化し、土地の適正かつ有効な活用を図るため、これまでどおり関係機関との連携や啓発活動の充実を進めるとともに、2017年度から人件費の抑制及び事業量の増大のため、一筆地調査(E 工程)の外部委託を導入しており、これによる事業の計画的な推進と早期完了を目指します。

また、宇和島地区については、南海トラフ地震により津波浸水等が予想される人口集中地区(DID 地区)の調査に移行する予定です。

【主要事業】

- 地籍調査事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
地籍調査事業の進捗率(計画面積に対する調査済み面積)	%	72.4	76.3

4-2 市街地の整備

【施策の方針】

既成市街地を中心とした地域を拠点として位置づけ、拠点における都市機能の集積や、地域公共交通の維持等により生活利便性の確保を図る「コンパクト・プラス・ネットワーク(※16)」のまちづくりを目指し、魅力的かつ持続可能な市街地形成を計画的に進めます。

(※16) コンパクト・プラス・ネットワーク: 居住や都市機能を集約した複数の拠点を公共交通でつなぐまちづくり

【現状と課題】

機能的な市街地の形成は、私たちの生活や産業を支える大切な要素です。

これまで本市では、その重要性を鑑み、健康で文化的な市民生活と機能的な都市活動を両立させるため、様々な取り組みを通じて市街地環境づくりに努めてきました。

近年では、本市を含め、全国的に人口減少対策が最重要課題となっています。そのため、本市では、2016年度に「宇和島市立地適正化計画」を策定し、居住誘導区域及び都市機能誘導区域、誘導施設の設定をはじめ、市街地の人口密度を維持するための誘導施策を進めてきました。

これらの取り組みをさらに推進していくためには、関係機関・団体との連携強化が必要不可欠です。また、災害に対する安全性の確保や公共施設等の配置など、多角的な視点を持って総合的に進めていく必要性があります。

【施策の内容】

(4-2-1)市街地整備体制の確立

- ①中心市街地活性化及び持続可能な都市形成に向け「コンパクト・プラス・ネットワーク(※16)」のまちづくりを目指し、自治体のみならず、関係機関・団体との連携強化や市民への都市計画に関する啓発等を通じ、全市的な都市づくり体制の確立及び気運の醸成を図ります。

【主要事業】

- 都市計画事業

(4-2-2)適正な市街地形成の誘導

- ①「宇和島市都市計画マスタープラン」、「宇和島市立地適正化計画」及び、「都市計画法」、「都市再生特別措置法」に基づいた適正な市街地の形成に向けて、人口密度の維持及び生活利便性の維持・確保のための取り組みや、災害に対する安全性の確保に向けた誘導区域等の検討及び誘導推進のための施策を推進します。

また、道路をはじめ、都市を形成する上で根幹となる都市施設について、引き続き、都市計画に基づき整備を推進します。

【主要事業】

- 都市計画事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
都市計画道路整備率	%	80.4	85.0
市の中心市街地の整備状況に満足している市民の割合(※)	%	18.7	20.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

4-3 景観の形成

【施策の方針】

本市の大きな魅力である歴史と自然を最大限に生かして、個性的で美しい景観の形成、整備・保全に努めます。

【現状と課題】

素晴らしい景観は豊かな生活環境をつくり、その土地に個性とうるおいを与えてくれる存在です。したがって、住民の大切な財産として整備・保全していくことが求められています。

本市でも、はるか昔から大切にされてきた歴史・文化や自然、それらが薫る景観は大きな魅力となっており、代々住民によって受け継がれてきています。

これまで本市では、文化的景観(遊子水荷浦)の情報提供及び文化財保護の啓発活動、岩松町並み保存の推進のための学習会・説明会開催などを通じて、地域資源を再確認する取り組みを行ってきました。

これからも地域と一体となり、歴史的価値のある建造物や景観を保存・活用していきます。

【施策の内容】

(4-3-1)市街地の文化的景観の形成

①「宇和島市景観条例」に基づき、市民及び事業者の意識啓発を図りながら、市街地を中心に、歴史文化と共生する個性的で美しい都市景観の形成を進めます。さらに、歴史文化と共生するという点においては、古民家を不用意に取り壊さず、保存・活用を進めていきます。

【主要事業】

- 景観形成事業

(4-3-2)良好な景観形成及び風致の維持

①「宇和島市屋外広告物条例」に基づき、許可基準を満たさない広告物の設置や、老朽化した危険な広告物の放置がされないよう市民及び事業者へ意識啓発を図ります。

【主要事業】

- 景観形成事業

(4-3-3)遊子水荷浦の段畑の保存・管理・活用

①遊子水荷浦地区について、段畑の保存・活用と農林水産業など地域産業の活性化の視点に立ち、段畑を中心とした集落や養殖イカダが浮かぶ海域を含めて景観計画区域を定めています。景観計画に基づき、地域一体となった景観形成を進めるため、文化的景観の保護・保存意識の啓発に努めるとともに、地元住民や遊子公民館と連携し、観光面における集客数の増加を図ります。

また、段畑を含む範囲について、土砂災害警戒区域等に指定されている箇所があるため、愛媛県と連携して、景観に配慮した対策を進めます。

【主要事業】

- 歴史的景観形成事業

(4-3-4)津島地区岩松の伝統的な町並みの保存整備

①岩松地区の「重要伝統的建造物群保存地区」選定に向け、「町並み保存地区」とその周辺地域も含めた広い範囲を「景観計画区域」に指定し、地域の景観資源を生かした景観形成を推進します。また、2017年度から、同地区のまちなみ保存の意識向上を図るための「修理修景補助事業」を進めており、選定後は国費の補助などを受けてさらなる伝統的建造物の保存・活用のための事業を推進します。

また、「西村酒造場」及び「小西本家離れと周辺」について、保存・活用に努めます。

【主要事業】

- 岩松地区町並み保存事業
- 歴史的景観形成事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
景観計画区域の指定	件	1	2
住まいの周りの町並み景観に満足している市民の割合(※)	%	33.0	40.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

4-4 住宅施策の推進

[施策の方針]

安全・安心・快適な住環境を整備し「選ばれるまち」の実現を目指します。

[現状と課題]

住環境を整えることは、豊かな生活を送る上で欠かせない要素であり、まちづくりにとっても必要不可欠です。

一方、少子高齢化の急速な進行や第1次産業の低迷などの影響により、本市でも人口減少に拍車がかかっています。

豊かな生活を支え、「選ばれるまち」を実現するためには、高齢者や障がい者、子育て世帯、移住者などへの配慮も必要です。

本市では、懸念される南海トラフ巨大地震に備えるための耐震診断や市営住宅の修繕を行っていくとともに、空き家の利活用を含めた、安全・安心・快適な住環境をさらに整備していく必要があります。

[施策の内容]

(4-4-1)良好な住環境の整備

- ①移住・定住の促進による人口減少の歯止めと、安全・安心・快適な住環境の確保に向け、関係部局等との協議により、居住系市街地の計画的整備や民間開発の適切な誘導等を図り、良好な住環境の整備を進めます。
- ②南海トラフ巨大地震に備え、民間木造住宅等の耐震診断及び地震対策について、今後も国・県と連携し、支援を継続します。
- ③管理不全な状態にある空家等の管理の適正化並びに老朽危険空家の除却を支援し、安全で安心な暮らしの実現を図ります。

【主要事業】

- 民間住宅対策事業
- 老朽危険空家除却事業

(4-4-2)市営住宅の整備・管理

- ①「宇和島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、総合的な住環境の向上はもとより、若者の定住促進、高齢者や障がい者、子育て家庭への配慮といった視点に立ち、老朽化した市営住宅については除却を進めるとともに、継続して使用する市営住宅については、改善措置を行います。

また、安定的な住宅供給を行うため、民間賃貸住宅の活用を検討します。

【主要事業】

- 公営住宅管理事業
- 公営住宅整備事業

(4-4-3)空き家の利活用促進

①2015 年度に「地方創生交付金」を活用して実施した「空き家調査」に基づき作成された「空き家データベース」を有効活用するとともに、地域おこし協力隊による「空き家バンク」登録等の促進を図り、空き家の利活用に努めます。

【主要事業】

- 移住・定住促進事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
老朽危険空家の除却件数	件	29	50
バリアフリー型公営住宅数	戸	66	90
耐震基準に適合した公営住宅の割合	%	46.4	60
空き家バンク登録物件数	件/年	5	20

4-5 道路・交通網、港湾の整備

[施策の方針]

本市の広域交流拠点としての機能を強化し、発展の可能性を高めるとともに、市民の安全性・利便性の向上を図るため、市内道路網の計画的な整備及び公共交通機関の充実と港湾の整備を進めます。

[現状と課題]

道路は、まちの骨格を形成するとともに、住民生活の向上や産業経済の活性化、均衡ある発展に不可欠な都市基盤です。

2021年4月現在、本市の道路網は、国道56号を主要幹線として、国道320号・378号、主要地方道6路線、一般県道25路線、市道3,214路線で構成されているほか、四国横断自動車道のうち津島道路の整備が進められています。

四国横断自動車道については、現在、津島岩松IC～西予宇和IC間の供用が開始され、また、岩松以南の津島道路岩松～内海間で工事が進められているほか、津島道路に連結する宿毛内海道路内海～御荘間、一本松～宿毛新港間が新たに事業化されるなど、高速交通体系が着実に形成されつつあります。しかし、高速道路本来の効果を発揮するためには、四国が8の字の高規格道路で結ばれる必要があり、津島地区以南から高知県四万十町までの早期整備を要請していく必要があります。

国道については、本市の主要幹線として、引き続き国道56号、国道320号の改良等を要請していく必要があります。また、県道は、国道とともに幹線道路網を形成し、重要な役割を果たしていますが、半島部などの海岸路線においては、地形的な制約により曲折がある狭い道路が多く、今後さらなる改良を促進していく必要があります。

市道については、幅員3.5m未満の狭い道路が多く、改良率も低く整備が遅れており、早急な整備が必要となっています。市街地においては歩車道の分離や緑化など質的な向上を図るとともに、各種道路が機能分担する体系的な道路網を形成することが求められています。また、周辺地域においては拡幅などの改良に努め、地域間を結ぶ生活道路として国道、県道との連携を深めながら整備を図る必要があります。

橋梁及びトンネルについては、国の定める点検要領に基づき計画的に点検を行っています。全体的に老朽化が進んでいる状況にあります。そこで、本市が定めている長寿命化計画に従い、橋梁及びトンネルの補修・補強ならびに架け替えを計画的に行います。同時に、それらに対する経費に対してコスト削減の取り組みを行っていますが、今後も継続的に国からの補助金を確保することが課題となっています。

港湾については、本市には、県管理の重要港湾である宇和島港、地方港湾である玉津港・岩松港、市管理の吉田港の4つの港湾があります。

宇和島港は、宇和海の離島を結ぶ交通の要衝として、また県南予地方の物流拠点港として

大きな役割を担っていますが、近年の外航船舶の大型化には未対応であり、施設の老朽化も進んでいることから、物流の低廉性・安全性の面から改善が求められています。また、狭い海域では一般貨物船・漁船・遊漁船などの混在による効率性・安全性の低下などの問題もみられ、港湾機能の一層の充実が求められています。

また、市管理港湾である吉田港は、かつては生糸や木材、柑橘などの積出港として、活気を呈していましたが、道路整備に伴う陸上輸送への転換によって港湾の様相は変化し、現在は水産品等の取り扱い港として利用されています。現有施設は老朽化しており、適正な維持管理が必要となっています。

公共交通関係では、地域の社会・経済を交通の面から支える基盤として、地域公共交通の総合的な計画である「地域公共交通計画」の策定をはじめ、生活交通バス路線並びに離島航路の確保・維持に努めます。

さらに、高齢化が進む中で、今後もますます公共交通の充実が求められ、DXの推進に伴うキャッシュレス化等も含め、利便性の確保と効率化が必要となります。

【施策の内容】

(4-5-1)四国縦貫・横断自動車道の整備促進

- ①「津島道路岩松～内海間」の早期完成について、「愛媛県四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会」において関係12市町と連携を深め、今後も国等への要望活動を積極的に実施します。
- ②四国西南地域における産業経済の活性化や、観光の振興、交流人口の増加を図るため、「四国8の字ネットワーク」の早期完成について、「四国西南地域道路整備促進協議会」において関係10市町と連携を深め、今後も国等への要望活動を積極的に実施します。
- ③「四国縦貫・横断自動車道の暫定2車線区間の4車線化」について、「松山自動車道・大洲道路4車線化整備促進期成同盟会」において関係13市町と連携を深め、今後も国等への要望活動を積極的に実施します。

【主要事業】

- 整備促進要望

(4-5-2)国・県道の整備促進

- ①本市の主要幹線である国道56号及び国道320号の整備について、「国道56号一本松・宇和島間整備促進協議会」や道路関係協議会等と連携し、今後も国等への要望活動を積極的に実施します。
- ②県道について、生活・産業基盤の確立を図るため、優先的な生活バス路線の計画的な整備について、「道路整備促進期成同盟会愛媛地方協議会」や道路関係協議会等と連携し、今後も県等への要望活動を積極的に実施します。

【主要事業】

- 整備促進要望

（4-5-3）市道等の整備

- ①集落間を結ぶ道路や公共施設関連道路を重点に整備していくほか、生活道路については、緊急度・必要性などを考慮するなど、重要度に応じて順次計画的に整備します。
- ②道路・橋梁及びトンネルの点検を定期的を実施し、緊急性が高い補修及び危険箇所など重要度に応じて順次計画的に整備します。
- ③（仮称）宇和島市自転車活用推進計画に基づき、歩行者と自転車利用者が、安心・安全・快適かつ連続して走行できる空間づくりを行います。

【主要事業】

- 社会資本整備総合交付金事業
- 道路メンテナンス事業（橋梁・トンネル長寿命化修繕計画）
- 道路新設改良事業
- 道路維持事業
- 交通安全対策事業
- （仮称）宇和島市自転車活用推進計画

（4-5-4）快適な道路空間の形成

- ①道路の清掃・美化を進めるとともに、市道において草刈り等を行っていただける団体に対して謝礼金を支払うなど、市民の自主的な環境美化・保全活動を促進します。
- ②公道上の不法占用物件、路上放置自転車について、「道路ふれあい月間」に合わせ、警察等と連携し放置自転車の撤去をするなど、適正な指導を行い、適切な道路利用のための管理を強化します。

【主要事業】

- 交通安全対策事業

（4-5-5）公共交通の充実

- ①地域の社会・経済を交通の面から支える基盤として、鉄道や路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシーなどの地域公共交通の総合的な計画となる「地域公共交通計画」の策定を進めます。
- ②JR 予讃線・予土線の維持・利便性向上を図るため、「愛媛県予土線利用促進協議会」と連携した利用促進や、「愛媛県新幹線導入促進期成同盟会」の四国への新幹線導入に向けた要望活動を推進します。
- ③市民の日常生活に欠かせない身近な交通手段である路線バス・コミュニティバスの維持・効率化に努めるとともに、コミュニティバスも含めた利便性の向上を目指します。
- ④離島に住む市民の暮らしを支える重要な交通手段として、離島航路の利便性の確保と運航の効率化に努め、航路の維持・確保を図ります。

【主要事業】

- 地域公共交通会議設置・開催事業
- 地域公共交通活性化協議会設置・開催事業
- 鉄道整備推進・利用促進事業
- 生活交通バス路線維持・確保事業
- コミュニティバス運行事業
- 離島航路維持・確保事業

(4-5-6) 港湾の整備

- ①重要港湾である宇和島港については、今後は、新たに整備された用地の有効利用を港湾計画等に基づき、検討・推進します。
- ②吉田港については、物流をはじめ、生活・産業を支える重要な社会基盤として、施設の長寿命化を図るなど、適正な維持管理に努めます。
- ③宇和島港・玉津港・岩松港についても、施設の老朽化が顕在化しており、管理者である愛媛県とともに計画的な維持・補修の促進に努めます。

【主要事業】

- 港湾事業(県営事業負担金)
- 吉田港改修事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
改良率	%	29.9	30.6
市道舗装率	%	84.4	84.6
市の道路の整備状況に満足している市民の割合(※)	%	27.5	35.0
コミュニティバス年間乗車人員	人	24,908	21,106
市の公共交通機関の便利さに満足している市民の割合(※)	%	18.3	23.3

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

4-6 デジタル化の推進

【施策の方針】

高い安全性と利便性を兼ね備えた安心で質の高い市民サービスの提供や、情報通信環境の充実など、地域社会や行政におけるデジタル化を推進し、人口減少など本市が直面する課題に対応するとともに、まちの魅力を高め、市内外の人が住みたいまちづくりを推進します。

【現状と課題】

少子高齢化の急速な進展により、経済規模の縮小や労働力不足など様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念される中、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とし、社会課題の解決や豊かさを実感できる生活の実現などに向け、デジタル社会の形成を図るための取り組みが本格化しています。

これまで本市では、インターネット利用環境の充実等の地域情報化、市民への情報提供の迅速化をはじめ、「総合防災情報管理システム」の構築、市公式アプリによる防災や健康、子育て、観光の支援、小・中学校における ICT 環境の整備、「電子図書館サービス」の導入など、地域社会におけるデジタル化を推進してきました。また、行政手続のオンライン化を推進するとともに、窓口での手続きが必要な場合においても、システムの導入により利便性の向上や滞在時間の短縮を図るなど、行政におけるデジタル化にも力を入れて取り組んできました。

さらに、今後は、デジタル社会形成の動向を踏まえて策定した「宇和島市 DX 推進計画」に基づき、「市民本位」と「連携・協働」の方針で地域社会や行政におけるデジタル化のさらなる推進に取り組み、市民サービスの向上や地域の活性化、行政運営の効率化を図ります。

【施策の内容】

(4-6-1) 地域社会におけるデジタル化の推進

- ① 地域におけるインターネット利用環境の充実やデジタルデバインド対策に取り組み、「誰一人取り残さない」デジタル化の実現を目指します。
- ② 防災をはじめ、保健・医療・介護・福祉、環境・公共交通、防犯・交通安全、教育・学習など市民の生活に身近な分野においてデジタル化を推進し、安全・安心の確保や利便性の向上を図るなど、暮らしやすいまちづくりに取り組みます。
- ③ 地域産業・経済やまちの魅力発展・発信においてデジタル技術やデータを有効に活用し、産業の振興や移住・定住の促進を図るなど、地域の活性化に取り組みます。

【主要事業】

- 地域情報ネットワーク管理事業
- デジタル推進事業
- 電子地域ポイント推進事業

（4-6-2）行政におけるデジタル化の推進

- ①デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及に努めるとともに、行政手続のオンライン化の推進やデジタル技術を活用した窓口サービスの向上を図り、市民・事業者の利便性の向上や行政サービスの充実に取り組みます。
- ②自治体情報システムの標準化に向けて着実に取り組むとともに、デジタル技術を活用した業務改革(BPR)を推進し、行政運営の効率化に取り組みます。

【主要事業】

- 行政情報管理事業
- デジタル推進事業

（4-6-3）デジタル化推進基盤の強化

- ①セキュリティ対策を徹底した上で市内のシステムや情報通信環境の整備を進めるとともに、専門的な知見を有する人材の確保やデジタル人材の育成に努め、全庁的な推進体制の強化に取り組みます。
- ②県・市町協働で地域課題の解決等に向けてデジタル化を推進するとともに、地域アプリを活用して市民活動・地域活動を促進するなど、デジタル社会の形成を目指し、行政はもとより地域と一体となって取り組みます。

【主要事業】

- 行政情報管理事業
- 行政情報基盤設備整備事業
- デジタル推進事業
- 電子地域ポイント推進事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
市の地域社会におけるDX推進に満足している市民の割合(※)	%	23.2	50.0
市の行政におけるDX推進に満足している市民の割合(※)	%	25.6	50.0
市の情報通信網の整備状況に満足している市民の割合(※)	%	34.3	50.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

第5章 学びあい(政策目標5)

5-1 学校教育の充実

【施策の方針】

未来をつくる子どもたちが、確かな学力と豊かな心を持ち、生きる力を育めるよう、教育環境を総合的に向上させます。

【現状と課題】

社会情勢の変化に伴い、教育における課題も複雑・多様化しています。その中には、学力低下、いじめや不登校などの問題、非行や犯罪の低年齢化など深刻なものも見受けられます。また、教職員の負担増加などの問題もメディアで取り上げられており、同時に教職員の資質や能力の向上も期待されています。一方、幼児教育への要望はますます高まり、就学前教育のあり方も検討されています。

本市では、幼稚園教育を含め教育内容の充実、施設の耐震化や改修または統廃合などの教育環境の適正化、給食などの安全・安心な教育環境づくり、教職員への研修や研究活動の支援による資質向上など、それぞれの課題に対応する形で取り組みを行っています。また年々深刻化するいじめや不登校などの問題については、当該児童・生徒への支援を行うなどきめ細かな対策を講じています。

しかし、今後も少子化が進むことが予想され、さらなる教育環境の適正化を図る必要があります。そのため、これまでの取り組みを踏襲しながらも、児童・生徒が、より安全に安心して教育を受け、生きる力を育めるよう総合的な取り組みを進めていきます。

【施策の内容】

(5-1-1) 幼児教育の充実

①園児の減少が見込まれる中で、幼稚園教育低年齢化への要望は強まると予想されます。認定こども園や保育所を含めた就学前教育保育施設のあり方について検討を重ね、統廃合や施設整備を行い、教育・保育サービスの充実を図ります。

【主要事業】

- 幼稚園管理事業
- 教育・保育給付事業

(5-1-2) 生きる力を育む教育活動の推進

①資質・能力の育成に向け、ICT(情報通信技術)機器の活用による「個別最適な学びと協働的な学び」の実現を図ります。

- ②社会変化に対応した教育の充実を図るため、国の施策との関連も図りながら、外国語教育やデジタル・シティズンシップ教育（ICTのよき使い手になるよう自ら考えて使える力を育む教育）に力点を置いた教育体制の構築を図ります。さらに、郷土の歴史・文化に誇りを持ち、郷土を愛する児童・生徒の育成に取り組みます。
- ③豊かな心の育成に向け、互いの人権を尊重し助け合い、思いやる心を育む教育の充実と生徒指導・教育相談の充実に努めます。
- ④健やかな体の育成に向け、部活動指導員を確保し、部活動の充実を図るとともに、段階的な地域移行に向けて取り組みます。
- ⑤特別支援教育について、対象児童・生徒の個々の状態と成長に配慮した適切な支援体制を整備するため、学校教育活動支援員の安定的な雇用を確保します。
- ⑥家庭や地域と一体となった開かれた学校づくり、信頼される学校づくりのため、地域学校協働活動及びコミュニティスクールの推進に向けて、学校を核とした地域づくり及び地域再編に努めます。

【主要事業】

- 補充学習支援員配置事業
- 学校自主企画学習事業
- 特色ある学校づくり推進事業
- 学校教育活動支援員配置事業

(5-1-3)学校施設の整備と統廃合の検討・推進

- ①学校施設の老朽化への対応、トイレ改修等教育環境の改善や安全管理の充実等に向け、学校施設の整備を計画的に推進します。
- ②情報教育のための学校 ICT 環境整備の拡充など、教育内容のさらなる充実に向けた設備や教材・教具の整備を図ります。
- ③児童・生徒数の減少を考慮しつつ、教育環境の充実を図るために、地域住民の意見を尊重しながら、学校施設の統廃合及び学区の再編を検討・推進します。

【主要事業】

- 学校施設整備事業
- ICT 教育推進事業
- 学校統廃合検討事業

(5-1-4)心の問題への対応

- ①いじめ防止、早期発見、対処の施策を充実することにより、不登校問題の一層の改善を目指し、SC(スクールカウンセラー)・SSW(スクールソーシャルワーカー)・ハートなんでも相談員・「わかたけ」(こども支援教室)を含めた家庭への支援・指導力を強化します。

【主要事業】

- 不登校・いじめ問題対策事業

（5-1-5）学校給食の充実

- ①学校給食センターの整備を推進し、給食施設や厨房機器の老朽化に対応するとともに、安全で安心な給食を安定して供給できる環境を行います。
- ②児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた給食を提供し、健康増進を図るほか、食育活動を通じて自分自身の食習慣を意識する機会を作るとともに、地産地消を促進し、地元食材への理解を促します。

【主要事業】

- 学校給食管理事業
- 学校給食地産地消推進事業

（5-1-6）教職員の資質・能力の向上と働き方改革の推進

- ①教育専門職としての知識・技能を高め、教育公務員としての自覚を深めるための実践的な研修を継続して実施します。
- ②教職員の働き方改革を推進し、心身の健康を保つとともに、誇りややりがいを持って能力を発揮できる環境づくりに努めます。

【主要事業】

- 教職員の指導力向上事業
- 学校教育活動支援員配置事業
- 部活動改革推進事業
- ストレスチェックの実施

（5-1-7）総合的な安全対策の推進

- ①安全・安心な教育環境を維持するために、通学路や学校施設・設備の維持管理に努めるとともに、地震・津波対策や防災教育の拠点として、学校の総合的な防犯・防災力の向上に努めます。また、主体的な判断をもとに、児童生徒があらゆる危険を回避できる力を育成します。
- ②学校と地域の役割分担や避難所運営に関するルールづくりを行い、地域における防災・減災意識の向上を図ります。

【主要事業】

- 総合防災力強化事業

（5-1-8）高等学校・高等教育機関との連携

- ①人口減少が加速する中、地域に誇りを持ち、将来の本市を担う人材を育成することがますます重要となっていることから、市内の高等学校・高等教育機関との連携のもと、講座の実施や情報発信などにおける協力体制の構築を推進します。また、愛媛大学との連携・協力も引き続き行い、リカレント教育も含め、地元に貢献する人材の育成を図ります。

【主要事業】

- 高等教育対策推進事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
不登校児童・生徒数	人	91	0
いじめ重大事態の発生件数	件	0	0
宇和島産食材の調達率(地産地消)	%	22.1	25.0
市の幼稚園・小中学校などの学校教育環境に満足している市民の割合(※)	%	25.5	50.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

5-2 生涯学習の充実

【施策の方針】

すべての市民が、いつでも、どこでも、だれでも主体的に学ぶことができ、心豊かな人生を送るとともに、その成果を地域社会に生かすことができる生涯学習社会の確立と、人口減少等社会の大きな変化の中で、市民の主体的な参画による持続可能な地域づくりに向けて、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進するため、生涯学習の環境整備を行います。

【現状と課題】

現在進行形で進む、新しい知識・情報・技術の変化・進展が、政治・経済・文化といった社会の在り方に大きな影響を及ぼす中、「教育」を取り巻く環境も「個々の教養の向上」から地域全体の課題解決に向けた「持続可能な地域社会の創り手の育成」に大きく変化をしています。

本市では、「宇和島市教育振興基本計画」に基づき、すべての市民が生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を地域社会に生かすことができる生涯学習社会の確立を目指すとともに、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけるための社会教育を推進しています。

今後も、市民が生涯にわたって行う様々な学習活動を支援するため、公民館の改修や図書館機能の充実に向けた市生涯学習関連施設の環境整備に取り組みます。また、持続可能な地域社会を創るために、住民自らが担い手として主体的に関わっていくための人材育成にも力を入れていきます。

【施策の内容】

(5-2-1)生涯学習推進体制の充実

- ①公民館活動の方向性を合わせるために、取り組むべき重点課題を定め、事業・講座を展開するとともに、地域性を生かした学習関連事業の統合、体系化した特色ある学習プログラムの整備を行います。
- ②計画の進捗状況や教育を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【主要事業】

- 地区公民館運営事業

(5-2-2)生涯学習関連施設の整備充実・機能強化

- ①老朽化が著しい施設や、耐震改修等が必要な施設の改築・耐震改修を継続して実施し、学校等の教育施設との連携強化のもと、地域住民の交流の場として日常的に利用され、気軽に集い語らうことができるような学習環境、設備の整備を行います。

- ②パフィオうわじまでは指定管理者制度により、民間の創意工夫を生かした魅力ある生涯学習事業の展開を図るとともに学習情報の提供だけでなく学習の成果を社会に生かすための発表の場として利用促進を図ります。
- ③中央公民館の青少年市民協働センター(ホリバタ)事業では、青少年の人材育成として、若者の興味関心や選択肢を拓げられる企画の実施、若者の居場所兼活動拠点の更なる整備に取り組めます。
- ④図書館では、パフィオうわじまの中央図書館を中心に簡野道明記念吉田町図書館、中央図書館津島分館及び三間公民館図書室が連携して、図書の充実や資料の整備等、読書の振興に向けた機能の強化を図ります。合わせて、いつでもどこでも利用できる電子図書館の周知及び利用促進に努めます。
- ⑤学習交流センター、中央公民館及び地区公民館を拠点として、生涯学習関連施設の整備充実を図ります。

【主要事業】

- 学習交流センター管理事業
- 中央公民館管理事業
- 中央公民館運営事業
- 地区公民館管理事業

(5-2-3)生涯学習社会を支える人づくり

- ①市民主体の学習活動の活発化を促進するため、講師登録制度の充実を進めるとともに、社会教育団体の育成を図ります。

【主要事業】

- 生涯学習推進講師登録制度

(5-2-4)特色ある生涯学習事業の展開

- ①生涯学習センターと中央公民館の機能分化を図り、さらなる生涯学習事業の展開、学習機会の充実を図ります。
- ②生涯学習センターや公民館において、地域のニーズや課題、特色等をテーマとした事業や講座を展開し、地域住民相互の認識共有、連帯感の醸成に努めます。
- ③個人・団体・企業等と行政が協働して、ふるさと宇和島を未来につなげる持続可能な地域社会の創り手を育成するため、若者や市民団体の地域活動機会の充実を図ります。
- ④電子地域ポイントを積極的に活用し地域コミュニティの活性化を図るとともに、市民自らが共催事業、地域行事等に参画する体制づくりを進めていきます。

【主要事業】

- 学習交流センター管理事業
- 中央公民館管理事業

- 中央公民館運営事業
- 地区公民館管理事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
公民館利用者数	人	137,980	276,000
生涯学習関連の主催・共催事業数	事業	233	1,300
生涯学習関連の主催・共催事業への参加者数	人	18,378	63,000
生涯学習関連の学級・講座開設数	学級 講座	238	310
生涯学習関連の学級・講座参加者数	人	4,429	8,000
青少年市民協働センター(ホリバタ)事業の個人利用 と団体利用者数	人	5,130	5,200
青少年市民協働センター(ホリバタ)事業のイベント利 用者数	人	634	1,000
市の生涯学習活動に関する取り組みに満足している 市民の割合(※)	%	14.4	25.0
日頃、生涯学習活動をしている市民の割合(※)	%	11.7	25.0
図書館利用者数	人	52,548	60,000

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

※2021年度の実績(参加者数等):新型コロナウイルス感染症の影響あり。

5-3 スポーツの振興

【施策の方針】

すべての市民が健康で豊かな生活を送れるよう、生涯スポーツの環境整備を進めます。

【現状と課題】

近年、高齢化社会といわれる中で健康寿命が注目され、ますます健康への意識が高まっています。そのような中で、マラソン大会に代表されるような様々なスポーツの大会などが全国的に開催され、健康維持に対するスポーツへの期待は高まっています。そして、ワークライフバランス（※17）などの影響により、余暇などの自由時間を活用してスポーツを楽しむ風潮が高まっています。

本市でも、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、人々の心身の健全な育成に必要な不可欠なものとしてスポーツを捉え、様々な推進事業を行っております。

その中でも、新たにスポーツ交流センターに温水プールやクライミングホールを設置し、地域のスポーツ振興の推進に寄与しております。

特にクライミングホールについては、スポーツクライミングユース日本代表選手の合宿実績もあり、世界レベルのホールドルートの設定や観客席を活用した指導のしやすさ等、競技力強化にとって非常に良い施設であるとの評価を得ています。

今後は、スポーツ活動を行う上で必要な施設及び設備の多くが老朽化しているため、改修・修繕・工事など、施設の特성에応じて必要な対応を進めていきます。

（※17）ワークライフバランス：仕事と生活の調和

【施策の内容】

（5-3-1）スポーツ施設の整備と利用促進

①利用者が安全・安心・快適にスポーツを行えるよう、施設の老朽化状況や利用者のニーズを把握し、計画的な整備を進めていきます。また、施設照明のLED化を進め、省エネルギーの推進にも努めます。

【主要事業】

- スポーツ施設管理運営事業

（5-3-2）スポーツ団体の育成

①スポーツ振興のため、スポーツ協会との連携や、スポーツ推進委員、スポーツ少年団等のスポーツ組織の育成に継続して取り組みます。

②全国・世界で活躍するトップアスリートを育成するため、選手・指導者の意識向上を目的として、トップアスリートや有名指導者と市内の子どもたち・指導者がふれ合える機会の実現に努めます。

【主要事業】

- スポーツ団体連携・育成等支援事業
- 未来のトップアスリート育成事業

(5-3-3)スポーツ活動をサポートする環境づくり

- ①多様化するスポーツニーズに対応できるよう、スポーツ推進委員をはじめとするスポーツ指導者の育成に努めます。
- ②「合同部活動」や「部活動の地域移行」等について、学校等、関係機関との連携により、運営体制の整備に努めます。

【主要事業】

- スポーツ指導者育成事業
- 部活動改革推進事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
市営スポーツ施設の利用者数	人	640,000	900,000
市スポーツ協会加盟団体数	団体	35	40
市スポーツ少年団登録単位団数	団	18	20
総合型地域スポーツクラブ設立団体数	団体	1	3
日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録者数	人	114	150
市主催スポーツ大会・教室の参加者数	人	1,657	4,500
市のスポーツ振興に関する取り組みに満足している市民の割合(※)	%	17.3	20.0
定期的(週1回以上)にスポーツ活動をしている市民の割合(※)	%	33.8	40.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

5-4 文化芸術の振興と文化財の保存・整備・活用

【施策の方針】

市民が文化芸術を身近に感じ、本市の魅力や歴史・文化的価値を再発見できるよう環境整備を進めていきます。また、貴重な文化財の保存・整備・活用を行うとともに、情報発信の充実を図ります。

【現状と課題】

文化芸術は、それを享受することで心の豊かさを深めることができ、また世代を超えたコミュニケーションに生かすことで、笑顔あふれるまちづくりにも一役買ってくれる重要な要素です。しかし一方では、近年は核家族化などにより、近所付き合いの希薄化が懸念され、地域のつながりも軽薄化しているといった現状があります。

そのような中、本市では、遍路道・穂積橋などを新たな文化財として指定・登録し、保存活用に努め、清良記シンポジウムや児童を対象とした城山探検などの夏休み子どもイベントを開催し、市民の郷土愛や文化財保護の意識高揚を図っています。

また、伊達博物館は建設から約50年が経過し、老朽化が著しいため、改築事業を進めており、令和9年春に新博物館を開館する予定としております。さらに、歴史資料館のバリアフリー化や常設展の更新など歴史的な資料や文化財にふれるための環境整備にも力を入れています。

しかしながら、文化協会をはじめとする文化芸術団体にも高齢化や後継者不足の波が押し寄せており、貴重な文化財や歴史的価値が失われる危険性があるとともに、未来を担う子どもや青少年への提供機会の減少も懸念されます。

こうした状況を打破し、すべての市民が郷土に愛着を感じ、誇りと自信を持って暮らせるよう、環境の整備にとどまらず、文化芸術にふれる機会の増加や人材育成を積極的に行っていきます。また、未来を担う子どもたちへの教育普及活動やインターネットなどでの情報発信も行っていきます。

【施策の内容】

(5-4-1)文化芸術にふれる機会の充実

①文化講演会や伝統芸能をはじめ、魅力ある文化事業を企画・開催し、多様な文化芸術を鑑賞する機会の充実に努めるほか、文化芸術に関する情報提供や他地域との文化交流の機会の提供に努めます。

【主要事業】

- 文化振興事業

(5-4-2)文化芸術団体の育成

①文化協会をはじめ、各種文化芸術団体の育成や、指導者・後継者の育成・確保を図るととも

に、市民による文化祭や自主的な展示会、発表会の開催を支援し、活動成果を発表する機会の充実に努めます。

【主要事業】

- 文化振興事業

(5-4-3)文化施設の整備充実

①高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、伊達博物館を改築するとともに、市全体の総合的な博物館として拡充を図ります。

【主要事業】

- 伊達博物館管理事業
- 伊達博物館改築事業

(5-4-4)文化財の保存・整備・活用

①宇和島城の今後の保存と活用を総合的に協議検討し、整備基本計画を策定し、今後の観光振興ともリンクさせ、宇和島城の価値を高める整備を進めます。

②指定文化財になりうる物件の調査・資料収集等、文化財の調査・保存活動を促進します。また、国・県などの補助事業を活用し、埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の調査を実施し、報告書の作成によって広く市民への啓発に努めます。

③吉田町の「吉田秋祭の神幸行事」が、国の重要無形民俗文化財に指定されるよう取り組みます。指定後は祭りが継続して行われるようにサポートに努めます。

④「新宇和島の自然と文化」の販売や、古文書解読講座、市民歴史文化講座の開催などによる市民の文化財に対する保護意識の啓発に努めます。

【主要事業】

- 宇和島城保存整備事業
- 文化財保護事業
- 民俗文化財調査事業

(5-4-5)歴史文化施設の活用

①ホームページやブログ等を充実させ、情報提供基盤の整備による利用者の拡充を図ります。また、郷土学習や近隣の小中高等学校への出前・出迎授業等を開催し、未来を担う子どもたちへの教育普及活動も行います。

【主要事業】

- 郷土愛育成事業
- 文化振興事業

[成果指標]

指 標 名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
文化団体登録人数	人	2,013	2,000
市民文化祭参加者数	人	5,355	10,000
現地説明会、歴史講座への参加者数	人	191	500
宇和島城・歴史資料館・伊達博物館・国安の郷の 入館者数	人	36,700	110,000
市の芸術・文化振興に関する取り組みに満足している 市民の割合(※)	%	18.0	22.0
日頃、芸術・文化活動に参加している市民の割合(※)	%	9.6	15.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

※2021年度の実績(開催数等):新型コロナウイルス感染症の影響あり。

5-5 青少年の健全育成

〔施策の方針〕

新時代を拓く青少年が心身ともに健全に、また豊かな人間性を育めるよう全市的な体制整備に努め、健全育成活動を積極的に推進します。

〔現状と課題〕

わが国では、犯罪の低年齢化・凶悪化に歯止めがかからず、またいじめや不登校などの問題も陰湿化・複雑化の様子を呈しており、社会的に深刻な問題となっています。

そのような中、本市では、少年センターを中心に補導活動や有害図書回収を実施し、地域の宝である子どもたちの健全育成を図るとともに、放課後等に子どもたちが安全・安心で健やかに過ごせる居場所を確保するために放課後子ども教室を設置して、学習活動やスポーツ・文化活動、体験活動を実施しています。また、公民館においては地域住民・団体との協働・共催により自然体験やキャンプなど、青少年の健全育成における様々な取り組みを行っています。

しかしながら、青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、特に高度情報化社会の急激な進展は、誰もが利便性を享受できる反面、有害情報や危険なサイトに繋がりがやすいインターネット環境にさらされ、規範意識の希薄化、罪悪感の欠如、自己抑制力やコミュニケーション能力の低下を招くとともに、SNS等によるいじめや犯罪被害に巻き込まれるなど、青少年自身が犯罪の被害者・加害者となるリスクも高まっています。

このような大きな変化の中、本市の次世代を担う青少年の豊かな人間性を育むため、学校・家庭・地域の連携を深め、子どもに関わる活動への地域の参加、子どもたち自身の地域への関わりをきっかけとして、地域ぐるみの青少年健全育成を進めていきます。

〔施策の内容〕

(5-5-1) 青少年健全育成体制の整備

① 各種の健全育成活動を総合的かつ効果的に推進するため、少年補導に関する機関及び団体並びに民間有志者等の活動の組織化を図り、全市的に取り組みます。

【主要事業】

- 青少年健全育成推進事業

(5-5-2) 少年センター事業の充実

① 補導活動「愛の一声」運動を全市的な活動に広げるとともに、非行の防止や有害環境の浄化に向けた活動を全市的な取り組みとして推進します。

【主要事業】

- 青少年健全育成推進事業

(5-5-3)家庭・地域の教育力の向上

- ①学校・家庭・地域の連携を深め、子どもに関わる活動への地域の積極的な参画を促すとともに、子どもたち自身の地域への関わりをきっかけとして、地域ぐるみの青少年健全育成、防災や福祉といった「学校を核とした地域づくり」を進めるため、コミュニティスクールと連携した地域学校協働活動を推進します。
- ②子どもたちの健やかな育ちと将来の自己実現を支援するため、地域のニーズに合わせた家庭教育講座の開催や、放課後児童クラブと連携しながら、放課後子ども教室の開設を進めます。
- ③学習支援や体験学習を通じて青少年の健全育成を目指す「うわじま土曜塾」の運営や、交流を通じて、シビックプライドを育むような地域学習の実施、青少年に関わる地域課題の解決に、学校・家庭・地域が連携して取り組みます。

【主要事業】

- 家庭教育支援事業
- 放課後子ども教室推進事業
- うわじま土曜塾運営事業
- 地域学校協働活動推進事業
- 児童魅力発信事業(子ども観光大使)

(5-5-4)豊かな人間性を育む地域活動の促進

- ①青少年の豊かな人間性を育むため、自然体験などを通じて青少年の健全育成に努めるとともに、PTA と連携して防災教育事業を実施します。

【主要事業】

- 地区公民館運営事業
- 児童生徒防災教育推進事業

(5-5-5)青少年団体の育成

- ①地域ぐるみで青少年の健全育成を進めるため、引き続き PTA、愛護会などの青少年関係団体の活動を支援します。

【主要事業】

- 青少年団体育成事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
家庭教育講座開設数	講座	38	70
家庭教育講座参加者数	人	749	2,800
青少年が参加した地域活動の事業数	事業	73	120
地域活動への青少年の参加者数	人	3,028	4,600
市の青少年の健全育成に関する取り組みに満足している市民の割合(※)	%	13.4	25.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

※2021年度の実績(開催数等):新型コロナウイルス感染症の影響あり。

5 - 6 国際化・地域間交流の推進

【施策の方針】

ますます進展する国際化に合わせて、必要な人材の育成や環境整備を進め、活発な交流ができる開かれたまちづくりに努めます。

【現状と課題】

令和2年から世界中で流行した新型コロナウイルス感染症による海外への渡航制限や、国内においても外出自粛要請がなされるなど、対面での交流が困難な状況にありました。

一方、コロナ禍による一時的な人流の停滞はあったものの、スマートフォンの爆発的な普及による情報化の急速な進展、交通手段の進歩などにより、世界各国間・地域間の距離はさらに縮まっています。

また、2025年には日本国際博覧会(大阪・関西万博)を控えるなど、今後ますます国際的交流が活発化していくことが予想されます。

これまで本市では、国際化に対応するべく外国人観光客に向けた市内の施設案内板や観光ホームページ、パンフレットの多言語化などの対策を講じてきました。さらに、2014年度には、ホノルル市との姉妹都市締結10周年に合わせて、市民訪問団とともにホノルル市を訪問したほか、2019年度からは市立宇和島病院の初期研修医がハワイ大学医学部での研修に参加するなど、交流を深めてきました。

その他、中国象山区とも国際的な交流を図り、国内では長野県千曲市、宮城県仙台市、大崎市、北海道石狩郡当別町との姉妹都市交流を行い、親交を深めてきました。

このような国内外で友好関係の構築や、継続的な親交は、多くの分野で本市に活性化を促すことが期待されます。そのため、国際感覚あふれる人材の育成や市民レベルでの交流の活発化、さらには異文化交流の機会を増やすため、外国人市民が進んで参加できる環境整備を進めていきます。

【施策の内容】

(5-6-1)国際感覚あふれる人材の育成

①小中学校に外国語指導助手や英会話指導助手を派遣し、児童生徒の国際感覚の育成に努めます。また、国際感覚を持ち、多様な文化を理解できる人材を育成するため、生涯学習において外国語講座や異文化交流事業の実施に取り組みます。

【主要事業】

- 外国語活動・英語教育推進事業
- 生涯学習振興事業

(5-6-2)国際交流の推進

①既存の国際交流団体との連携など、本市の国際交流活動の充実を図ります。

【主要事業】

- 日中交流促進協議会事業

(5-6-3)姉妹都市交流の推進

①アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市、中国浙江省象山区とのより一層の相互理解と友好親善を図り、交流継続、充実を目指します。

②長野県千曲市、宮城県仙台市、大崎市、北海道石狩郡当別町との姉妹都市交流の充実を図り、交流促進に努めます。

【主要事業】

- 姉妹都市交流事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
市の国内外との交流活動に満足している市民の割合 (※)	%	14.3	15.6
国内外の地域や居住外国人との交流活動をしている 市民の割合(※)	%	6.5	7.8

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

第6章 共に歩む(政策目標6)

6-1 人権尊重社会の確立

[施策の方針]

すべての人がお互いの人権を尊重し、共に生きる社会づくりに向け、あらゆる場を通じて効果的かつ継続的な人権教育・啓発を推進します。

[現状と課題]

お互いの人権を認め合い、尊重し合う共生社会の実現のためには、人権尊重の理念を知識としてだけでなく意識として高めていくとともに、部落問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けた取り組みを進めていくことが重要です。本市では、2021年に「宇和島市人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例」を一部改正し、人権教育協議会などの関係団体等との連携のもと、同和教育を中核とした人権教育・啓発を積極的に推進しています。

しかし2016年以降、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」等、個別の人権課題の法律が施行されたにもかかわらず、現在もなお部落差別をはじめ、女性、障がい者、子ども、高齢者、性的少数者、外国人等への様々な差別が存在しています。また、社会情勢の変化に伴い、新たな人権侵害が生まれ、人権に関する課題は、複雑化し多様化しています。

こうした現状を踏まえ、お互いの多様性を認め合い、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために、自己理解や他者理解を深め、違いを個性として受け止めることのできる感覚を養うことが求められています。そのためには、就学前教育から学校教育の段階で、基盤となる人権意識を培う必要があります。そして、その段階で培った資質をより定着させるために、社会教育を充実させ家庭や地域、職場等が連携し、誰一人取り残さない、取り残されない共生社会の実現を目指す必要があります。

[施策の内容]

(6-1-1)人権教育・啓発推進体制の整備

- ①「人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例」に基づき、人権施策基本計画を策定し、本市の実情に即した取組を計画的かつ総合的に推進していきます。
- ②市民と行政が一体となった人権教育・啓発を推進するため、人権教育協議会の活動支援、関連団体のネットワーク化を促進してきました。今後も、各関係機関との連携をより強固なものとするため、人権・同和教育指導員を中心として、人権・同和教育主任連絡会と人権教育協議会の中核組織である人権・同和教育推進委員会の共通理解を深め、次世代の人権教育指導者の育成に努めます。

【主要事業】

- 人権教育推進体制整備事業

(6-1-2)あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- ①幼児から高齢者まで、市民一人ひとりの人権意識を一層高めていくため、様々な場を通じた人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進しています。今後は、多様化している人権問題を提起する場をさらに広げ、市民全体への人権教育・啓発の深化・浸透につなげていきます。

【主要事業】

- 人権教育啓発事業

(6-1-3)同和地区内の学習活動等の促進

- ①周辺地域との交流活動を促進するとともに、子ども会・識字学級等の活動を支援するなどして、同和地区内における学習活動等の促進に努めています。今後は、地区内に限らず、幅広く交流を図るため、地区外からも支援が必要な方々を交えながら、活動を促進していきます。

【主要事業】

- 人権教育啓発事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
人権に関する講演会の参加者数	人	1,205	2,800
人権に関する講演会の開催回数	回	6	8
人権相談の開催回数	回	25	30
広報等による啓発回数	回	40	42
指導者研修会の開催回数	回	9	19
市の人権教育・啓発に関する取り組みに満足している市民の割合(※)	%	15.2	25.0
地域・職場での人権教育・啓発活動などに参加している市民の割合(※)	%	13.3	24.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

※2021年度の実績(開催数等):新型コロナウイルス感染症の影響あり。

6-2 男女共同参画社会の形成

【施策の方針】

すべての人が個人として尊重され、ここ「ふるさとわじま」で、自らの意思による生き方を選択できるよう、社会のあらゆる分野において男女共同参画が促進されるための施策を推進するとともにその情報発信に努めます。

【現状と課題】

近年、男女共同参画社会が進展する中、国においても「働き方改革」を推進しており、ワークライフバランス(※17)の実現や女性リーダーの育成など、性別を問わず、人生を充実させ、かつ社会で活躍できる環境づくりに取り組んでいます。

本市でも、2018年度に「第3次宇和島市男女共同参画基本計画」を策定し、その実現に取り組んできました。特に男女共同参画出前講座など、学習・研修機会の提供などを通じて、市民の意識改革を推進してきました。

今後は、企業への働きかけなども行い、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会が実現するよう施策を推進していきます。

(※17) p100 参照

【施策の内容】

(6-2-1)男女共同参画社会の実現に向けた体制の整備

①「男女共同参画社会の形成促進に関する施策」を総合的かつ計画的に推進するため、「宇和島市男女共同参画推進本部設置要綱」に基づき、関係部署より担当者を選任し、学習・研修の機会を設けています。また、市民を対象にした男女共同参画出前講座を実施しています。今後は、情報提供の充実やさらなる学習・研修機会の提供など、多彩な事業の展開を通じて市民の意識改革を進めていきます。

【主要事業】

- 男女共同参画推進事業

(6-2-2)男女共同参画社会の形成の促進

①「男女共同参画基本計画」に基づき、社会のあらゆる分野において、男女共同参画が促進されるよう、政策・方針決定過程への男女共同参画の促進や、企業等における男女の均等な機会と待遇の確保など、各種施策の推進に努めています。今後は、企業に対する働きかけなどを行っていきます。

【主要事業】

- 男女共同参画推進事業

(6-2-3)各家庭への男女共同参画の推進に対する啓発活動

①認定こども園・幼稚園・保育所等の就学前施設において、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの教育の充実に努め、各家庭への男女共同参画の推進に対する啓発活動を行います。

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
審議会等委員への女性の登用率	%	25.2	35.0
女性職員の管理職への登用率	%	7.9	12.0
市の男女共同参画の推進に関する取り組みに満足している市民の割合(※)	%	12.7	15.0

注) (※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

6-3 コミュニティの育成

【施策の方針】

次世代をつくる新しい住民自治を目指し、宇和島ならではの地域性を生かした特色あるコミュニティ活動の活性化につながる環境を整えます。

【現状と課題】

社会的な風潮の変化に伴い、コミュニティ活動からの離脱などが全国的に進み、地域のコミュニティ機能の低下が危惧されています。しかし一方で、高齢者福祉や子育てなどで、身近なつながりを尊重する必要性が高まっており、特に防犯や防災対策で地域における自主的な活動の重要性が注目されています。

これらを鑑みると、既存コミュニティの再生と新規コミュニティの創造が大きな課題であり、そのコミュニティをけん引する次世代を担うリーダーの育成が必要となってきます。

本市においては、転入者に対して自治会加入の案内チラシを配布するなどの活動を行っていますが、依然として自治会加入率は低下しており、今後も引き続き加入者を増やす対策をとる必要があります。また、活動拠点となる集会施設などの老朽化が進んでおり、修繕や改築などの要望に応えるなど、コミュニティ活動の活性化につながる環境整備に努める必要があります。

【施策の内容】

(6-3-1) コミュニティ活動の活性化支援

① 広報・啓発や活動への支援等を通じ、市民のコミュニティ意識の高揚やリーダーとなる人材の育成を図ります。

また、自治会への加入を促す取り組みをさらに推進していきます。

② 地域性を生かした特色あるコミュニティ活動に対する支援のほか、地域住民自らの手による地域づくりへの支援など、コミュニティ活動の活性化をサポートする施策を検討し、国・県・市等の補助制度など、コミュニティ活動に必要な情報の提供を継続して行うとともに、人口減少によって生じられる新たなコミュニティ単位の設定・育成等への支援を行います。

【主要事業】

- コミュニティ助成事業

(6-3-2) コミュニティ施設の整備充実

① 活動拠点となる集会施設等の整備及び改修を支援するとともに、これらの施設をはじめ、身近な公園、広場について、地域住民による自主管理・運営を促進します。老朽化した集会所が多いため、今後も引き続き、集会所整備等についての助成を行います。

【主要事業】

● 地域コミュニティ施設整備事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
自治会への加入率	%	74.6	75.0
地域のコミュニティ活動に満足している市民の割合 (※)	%	25.6	30.0
日頃、コミュニティ活動に参加している市民の割合 (※)	%	46.3	50.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

6-4 市民協働のまちづくりの推進

【施策の方針】

「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」に基づき、様々な人や団体等との情報共有を一層円滑にし、市民や行政をはじめ、自治会、NPO や企業など多様な主体による協働のまちづくりを推進する体制づくりに取り組みます。また、新たなまちづくりの担い手を育成し、NPO 等の組織化及び活動を充実させるための支援を行っていきます。

【現状と課題】

多様化する住民ニーズに応え、充実した行政サービスをより多くの市民に伝えるため、広報紙やホームページ、SNS、地元ケーブルテレビを活用した市政広報番組など、クロスメディアを意識した広報活動の充実を図っており、一定の成果が上がっています。また、タウンミーティングを開催するなど、市民の声を施策に反映する行政運営に努めています。さらに、イベントの企画・運営において、各種団体から構成される実行委員及び専門部会を設置するなど、多くの市民との協働を実施してきました。

一方、人口減少が地域コミュニティの活力低下につながっており、地域コミュニティを維持すること自体も困難な状況にあり、また、地域課題に対応した NPO 等も高齢化が進み、活動が困難となっている団体もあります。

複雑化、多様化する地域課題の解決には、多様な主体が互いに支えあいながら、協働できる体制の確立、まちづくりの担い手の育成を図っていく必要があります。

【施策の内容】

(6-4-1)市民と行政との情報・意識の共有化

- ①「伝える」広報から「伝わり、動かす」広報を目指し、広報紙やベースメディアであるホームページの内容充実、さらには SNS を積極的に活用した情報発信など、広報活動の充実を図ります。また、タウンミーティングの開催など広聴活動のさらなる充実を努め、市民の声を市政に反映させる機会を確保し、協働のまちづくりを推進します。
- ②開かれた行政運営を推進するため、公文書の公開、個人情報の開示を行っています。今後も、個人情報の保護に留意しながら円滑な情報公開を推進します。
- ③生涯学習における講座・教室の開催等を通じ、本市のまちづくりに関する学習機会の提供を行っています。今後も、地域のニーズにあった講座の提供に努めます。また、中央公民館の青少年市民協働センター（ホリバタ）事業では、大学や市民活動団体、市内出身の大学生グループなどと協働した取り組みを実施し、利用者である中高生が事業に参画する仕掛けを検討していきます。

【主要事業】

- 広報広聴事業
- 生涯学習振興事業

（6-4-2）多様な分野における市民及び民間の参画・協働の促進

- ① 審議会・委員会の委員の一般公募やワークショップ、パブリックコメントの実施など、各種行政計画の策定・評価への市民参画・協働体制の充実を図り、政策形成過程からその評価・見直しまで、市民の参画・協働を促進します。今後も、審議会・委員会の一般公募やワークショップ等の実施については、各分野において適宜検討していきます。
- ② 本市を多様な魅力あるまちとして国内外に強く印象づけ、シビックプライドの向上や関係人口の創出・強化、本市の魅力の維持と新しい価値の創出といった、シティブランド力の向上につながる事業を ALL 宇和島体制で展開し、「選ばれるまち」を目指します。
- ③ 市民が企画したイベントに補助金を交付するなど、市民参画の促進を図っています。今後も引き続き、イベント等の企画・運営への市民参画を促進するとともに、市ホームページ、市広報等による周知活動を推進し、多くの市民がイベント等に参加できるようにしていきます。

【主要事業】

- パブリックコメント制度
- シティセールス戦略事業
- 市民参画推進事業

（6-4-3）多様な主体との協働によるまちづくりの担い手育成

- ① 多様な主体による協働の取り組みを広げていくためには、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる団体・人材が求められます。そのため、外部人材の導入と NPO・ボランティア団体等の育成・支援に努めます。
- ② 多様な主体が連携し、様々な地域課題に対応するためには、中間支援組織の役割が重要です。連携強化を図ることができる体制構築のため、多様な主体をつなぐ役割を担う中間支援組織の育成支援を推進します。
協働のまちづくりを推進するためには、すべての人が交流できる拠点機能が大切であり、活動拠点の充実を図ります。
- ③ NPO、ボランティア団体等の地域づくり団体が地域課題の解決に向けて取り組む活動を継続・発展させるため、地域づくり団体活動補助制度による支援等、自主的な取り組みを積極的に後押しします。

【主要事業】

- 地域おこし協力隊事業
- 宇和島市 NPO 登録制度
- 中間支援組織(特定非営利活動法人宇和島 NPO センター)の育成
- 活動拠点の充実
- 地域づくり団体支援事業

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
市公式 SNS 合計フォロワー数等	件	14,000	36,000
市内 NPO 法人数	団体	30	35
タウンミーティングの開催数	件	11	16
市 NPO 登録制度による登録団体数	団体	60	75
市の広報・広聴活動に関する取り組みに満足している市民の割合(※)	%	33.5	40.0
市の住民参画に関する取り組みに満足している市民の割合(※)	%	15.6	25.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

6-5 自立した公共経営の推進

【施策の方針】

限りある行政資源(ヒト・モノ・カネ・情報)を最適配分し、「行政経営改革プラン」や「中期財政見通し」等に基づき、健全で持続可能な財政運営を推進します。また、充実した行政サービスを提供するため、組織体制を整えるとともに職員の資質向上に取り組みます。

【現状と課題】

健全な財政運営の推進及び効果的・効率的な組織体制の確立に係る本市の取組については、合併から現在に至るまでに一定の成果を挙げています。加えて、国の地方財政政策による地方交付税の交付水準の回復などにより、主な財政指標は引き続き堅調に推移しています。

また、公平な課税に努め、コンビニ収納や地方税共通納税システムの導入などの納税環境整備に係る取組は、徴収対策や市民の利便性向上に一定の成果を挙げています。さらに、事務事業の再編・整理など、行政の効率化にも力を注いできました。

しかしながらその一方で、本市を取り巻く状況は、少子・高齢化を伴う人口減少、経済状況の変化など様々な要因により大変厳しくなっており、今後、安定した行政運営を継続していくにあたり、依然として厳しい状況に置かれています。

このため、健全で持続可能な財政運営の推進を確保したうえで、行政サービスの向上を図るため、さらなる市民の視点で市民と進める公共経営に向けた取組を推進していくことが必要です。

【施策の内容】

(6-5-1)健全で持続可能な財政運営の推進

- ①社会情勢の変化や市民ニーズの多様化など、当市を取り巻く環境が大きく変わっていく中で、中長期的展望に立った計画的な財政運営を推進するため、歳入の確保と財源の重点的かつ効率的な配分に努め、将来にわたっても持続可能な財政運営を行います。
- ②人口減少による市税や地方交付税の減収が予測される中で、将来の人口ビジョンを踏まえた「宇和島市総合戦略」に基づく人口減少、少子高齢化及び地域経済の縮小に対応する施策を、国や県の施策とも連動しながらスピード感を持って積極的に展開し、人や地域、まちが元気になる魅力的なまちづくりを推進し、市税や地方交付税の安定的な確保に努めます。
- ③市民と行政が本市の財政状況についての共通認識を深めるため、地方公会計制度の統一的な基準に基づいて作成した財務書類を活用し、適切で分かりやすい財政状況の公表に努めます。
- ④固定資産管理システムを活用して財産の実態把握を行い、有効活用を図るとともに、公共施設等の機能を適正に維持しつつ、長期的視点に立って施設の更新・統廃合・長寿命化の検討を行い、将来的な財政負担の軽減・平準化に努めます。

- ⑤公平性及び歳入の確保の観点から、市税等の適正な賦課・徴収、滞納額の縮減を図ります。また、市税等に係る申告・納付手続の電子化を進め、市民の利便性のさらなる向上に努めます。滞納処分の強化については、引き続き取り組んでいきます。

【主要事業】

- 地方公会計制度活用推進事業
- 公共施設総合管理計画の改訂
- 普通財産貸付・売払い
- 市税賦課事業
- 納期内納付推進事業
- 市税等収納事業
- 租税教育推進事業

(6-5-2) 充実した行政サービスの提供

- ①事務事業について、業務改革(BPR)及び行政におけるデジタル化のさらなる推進を図ることにより、行政資源の最適化に努めます。
- ②行政サービスの充実、行政事務の効率化等に係る取り組みについては、「行政経営改革プラン」において行政経営改革アクションプランに掲げ、関係課と連携の上、適宜見直しを実施し、充実した行政サービスの提供に努めるとともに、歳出の適正化を図っています。また、健全な財政運営の推進及び効果的・効率的な組織体制の確立に係る取り組みについては、合併から現在に至るまでに一定の成果を挙げています。今後も、さらなる市民サービスの向上を図るため、行政サービスの提供に関する見直しを引き続き実施します。
- ③人事評価制度を見直し、個々の能力や実績に応じた給与等となるよう取り組んでいます。今後も、人事評価の公平性・納得性を高めるとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うために必要な見直しを行っていきます。

【主要事業】

- 行政改革推進事業

(6-5-3) 組織体制の充実

- ①組織機構の効率化を進めていくとともに、「定員管理計画」に基づく適正な職員配置を行い、行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制の確立を図ります。また、行政サービス向上のため、「人材育成基本方針」に沿った職員の意識改革と能力開発を進め、職員の資質向上に努めます。

【主要事業】

- 人事管理事業

（6-5-4）窓口サービスの充実

①市民満足度の向上に向け、第2次窓口業務の見直しとして、国民健康保険などの業務の一部を市民課窓口で実施しています。また、異動受付支援システムや申請書作成支援システムを導入し、届出や申請時に手書きする負担の軽減、待ち時間の短縮など市民サービスの向上を図るとともに、キャッシュレス決済や窓口呼出システムの導入、住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスの実施など、デジタル技術を活用した市民の利便性向上に努めています。さらに、おくやみコーナーでは、事前に予約していただくことで手続きにかかる時間の大幅な短縮や、リレー方式による担当課への案内など、今後も、市民の視点に立った窓口業務のさらなる効率化を図るとともに、市民サービスセンターの円滑な運営とコンビニ交付サービスの充実や、マイナンバーカードの交付促進に努めます。

【主要事業】

- 戸籍住民基本台帳事業
- 窓口業務体制改善事業
- 市民サービスセンター運営事業

（6-5-5）広域行政の推進

①多様化・高度化・広域化した市民ニーズに効果的、効率的に応えるため、宇和島圏域をはじめ周辺市町との連携を強化し、広域行政を推進しています。今後は、宇和島地区広域事務組合との連携により、より効果的・効率的な広域行政を推進します。また、定住自立圏形成に関する協定書及び共生ビジョンに基づき、宇和島圏域における連携した取り組みや施策を展開し、地域の活性化とともに、選ばれる地域づくりを目指し、定住促進を図ります。

【主要事業】

- 定住自立圏形成事業

〔成果指標〕

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
口座振替を利用している納税義務者の割合	%	40.7	42.0
市の行政改革に関する進捗状況について満足している市民の割合(※)	%	13.6	30.0
市職員の対応に満足している市民の割合(※)	%	47.9	52.0

注)(※)の市民の割合(実績)は、2022年度に行った住民アンケート調査の結果による。

第7章 つなぐ(政策目標7)

7-1 すまいとくらしの再建

【施策の方針】

平成30年7月豪雨災害で被災された方々の生活再建のために必要な住宅、雇用、医療、福祉、教育などを総合的に支援するとともに、「すべてのひとにやさしい、将来世代にわたって安心して暮らせる」まちづくりを進めます。

【現状と課題】

本市に未曾有の被害をもたらした平成30年7月豪雨災害は、り災証明の交付件数が、全壊から一部損壊までを合わせると1,780件に及ぶなど、市民の生活基盤に大きな被害を及ぼしました。

豪雨災害後、被害状況の速やかな調査、被災した方に対する生活相談の充実、生活していくための住居の復旧や提供のほか、地域とボランティア・産業団体などをつなぐ組織づくりに取り組んだことで、被害状況の調査や災害ボランティア支援などの一部支援は完了しましたが、いまなお応急仮設住宅で避難生活を余儀なくされている被災者等に対する生活再建や住居支援は継続して取り組む必要があります。

【施策の内容】

(7-1-1)生活再建支援・給付

①被災者に対する生活相談、被災者生活再建支援金の給付等により生活再建を支援します。

【主要事業】

- 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付
- 被災見舞金・被災者生活再建支援金の給付
- 被災者生活・健康支援
- 被災者見守り・相談支援事業

(7-1-2)住宅支援

①住宅に被害を受け、自力では住居を確保できない、若しくは修理することができない被災者に対し、応急仮設住宅の提供等を行います。

【主要事業】

- 借り上げ型応急仮設住宅(民間賃貸住宅)

(7-1-3)中間支援組織との連携

①継続的に被災者支援を行っていくために、住民・企業・NPO・行政等をつなぐ民間主体の中間支援組織との連携に取り組み、地域の方にとってコミュニティとなる場の形成や住民の支え合いにつなげていきます。

【主要事業】

- 中間支援組織(特定非営利活動法人宇和島 NPO センター)との連携

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
被災者生活再建支援金(加算分)の支給割合	%	98.7	100.0
借り上げ型応急仮設住宅(民間賃貸住宅)からの再建割合	%	92.5	100.0

7-2 安全な地域づくり

【施策の方針】

平成30年7月豪雨災害の教訓を踏まえ、河川整備、砂防・治山等の安全対策を実施するとともに、自助・共助・公助による地域防災力の向上、コミュニティ強化等、ハード事業及びソフト事業の両面において、「市民の命を守る、災害に強い」まちづくりを進めます。

【現状と課題】

今回の豪雨による災害の多くは、土砂崩れと河川の氾濫等に伴うものとなりました。

豪雨災害からの応急復旧は完了しましたが、大規模な被害を受けた地域においては、まだ本復旧できていない箇所も残っています。

このため、今後の安心な地域づくりのためには、国・県の協力も得て、地震、津波への対策も含め、計画的な整備を進める必要があります。また、ソフト面では、まずは「命を守る」ことを第一とし、「自助・共助・公助」により、みんなで安心・安全に暮らせるまちをつくっていくことを目指して取り組む必要があります。

【施策の内容】

(7-2-1) 地域防災力の強化

① 関係機関との連携強化、防災意識の啓発など、地域防災力の強化に取り組みます。

【主要事業】

- 自主防災組織等の育成強化
- 防災士の育成・フォローアップ
- 児童・生徒防災啓発

(7-2-2) 水道復旧

① 被災した浄水場の代替浄水施設を適正に運用するとともに、引き続き安定した水道供給を目指します。

【主要事業】

- 代替浄水施設の運用(吉田・三間)

(7-2-3) 公共土木施設復旧

① 道路・河川等の公共土木施設の復旧を行います。

【主要事業】

- 市道・市管理河川災害復旧工事 等

(7-2-4)社会教育施設・スポーツ施設等復旧

①吉田公園、吉田野球場の復旧を行います。

【主要事業】

- 吉田公園野球場 等

[成果指標]

指 標 名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
事前復興計画の策定	人	0	100.0
吉田公園野球場の復旧	%	0	100.0

7-3 産業・経済の復興

【施策の方針】

平成30年7月豪雨災害において、甚大な被害を受けた農林水産業、商業、サービス業などの地域産業のあらゆる分野の産業復旧に向けた取り組みを支援し、地域経済の「元気・活力」を早期に取り戻すことで、「働く場のある」まちづくりを進めます。

【現状と課題】

今回の豪雨災害が起こる以前から、後継者不足や地域産業の活性化は大きな課題となっており、災害による影響から、さらに拍車がかかることが懸念されます。

特に、甚大な被害を受けた柑橘産業では「担い手・後継者の確保」が課題とされています。

災害をバネに、今一度、地域の内側と外側から、この地域にある資源や力を見直すとともに、地域経済の「元気・活力」を早期に取り戻す取り組みを進めます。

市民が安心してここに住み続け、そして次の世代へと確かなバトンを渡せるよう、創造的復旧と並行して復興を推し進めていく必要があります。

【施策の内容】

(7-3-1) 柑橘産業復興

① 甚大な被害を受けた農地農業用施設については、早期に復旧ができるよう継続して災害復旧事業の進捗に努めます。

また、農家の方々が将来も安心して営農できるよう、災害に強く、生産性、作業性に配慮した再編復旧事業についても関係機関と連携しながら事業の推進を図ります。

更に、営農再開に向けて早期成園化を図るため、大苗育苗や根域制限栽培等のソフト事業についても、国や県、JA 等関係機関と連携のもと積極的に推進し、当市の農業の復旧復興を目指します。

【主要事業】

- 果樹経営支援対策事業(JA基金事業)
- 農地・農業用施設災害復旧事業
- 農地再編整備事業
- 柑橘担い手育成プロジェクト

(7-3-2) シティセールス戦略

① 様々なプロジェクトを実施していくなかで、今回の災害を受け、改めて目指すべきまちのあり方を見据え、復興の後押しとなる情報発信や効果的な事業展開を図ります。

【主要事業】

- うわじまブランド魅力化計画の実施

[成果指標]

指標名	単位	2021年度 (実績)	2027年度 (目標)
農地・農業用施設災害復旧事業	%	57.4	100
農地再編整備事業	%	0	100

資料編

策定経過

策定審議会委員名簿

諮問・答申書

第2次宇和島市総合計画後期基本計画【策定経過】

時 期	事 項	内 容
令和4年12月27日 ～ 令和5年1月13日	第2次宇和島市総合計画後期基本 計画住民アンケートの実施	
令和5年1月19日	第1回 第2次宇和島市総合計画 策定審議会	委嘱・計画概要の説明、 委員会の説明等
令和5年3月1日	第2回 第2次宇和島市総合計画 策定審議会	住民アンケートの結果 報告、計画素案の検討
令和5年3月8日 ～ 令和5年3月17日	第3回 第2次宇和島市総合計画 策定審議会(書面開催)	計画案の検討
令和5年3月29日	第4回 第2次宇和島市総合計画 策定審議会	計画案及び答申案の 検討
令和5年3月20日 ～ 令和5年4月10日	第2次宇和島市総合計画後期基本 計画(案)パブリックコメントの実施	

第2次宇和島市総合計画【策定審議会委員名簿】

所 属	委員氏名	備 考
えひめ南農業協同組合	山崎 治紀	各種団体代表者
南予森林組合	杉本 光	//
愛媛県漁業協同組合うわみ支所	○佐々木 護	//
宇和島商工会議所	里井 さゆり	//
吉田三間商工会	土山 直美	//
津島町商工会	前田 広恵	//
宇和島市観光物産協会	森田 澄江	//
宇和島市社会福祉協議会	山本 裕子	//
宇和島市保育協議会	河野 謙三	//
宇和島市老人クラブ連合会	本田 裕明	//
宇和島市連合自治会	宮本 直明	//
宇和島市女性団体連絡協議会	山下 仁佐栄	//
宇和島市 PTA 連合会	芳谷 圭一	//
宇和島青年会議所	行定 圭一	//
宇和島 NPO センター	谷本 友子	//
宇和島市教育委員会	木下 充卓	学識経験者
国立大学法人愛媛大学	◎前田 眞	//
公募委員	川崎 健二	公募市民

(敬称略、◎は会長、○は副会長)

令和5年4月19日

宇和島市長 岡原文彰 様

第2次宇和島市総合計画策定審議会
会長 前田 眞

第2次宇和島市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

第2次宇和島市総合計画策定審議会設置規則第2条の規定により、「第2次宇和島市総合計画後期基本計画（案）」について、次のとおり答申します。

答 申

本市は、平成30年3月に計画期間を10年間とした、まちづくりの指針である「第2次宇和島市総合計画」を策定し、本計画の基本構想において、目指すべき将来像を「継承・共育・発信のまち～世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇る ふるさとうわじまの実現を目指して～」と定め、合わせて、その実現に向けて、計画期間を平成30年度から令和4年度とする前期基本計画を策定し、今日まで各種施策が展開されてきたところである。

今後も、市民と行政が連携を深め、あらゆる世代が、世代を超えて、魅力ある、誇りを持てるまちづくりを進めていくため、引き続き、基本計画を策定することは必要であり、前期基本計画の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえて必要な見直しを行った、「第2次宇和島市総合計画後期基本計画(案)」は概ね適切であると認め、審議過程での意見、要望を下記のとおり付して答申とする。

記

- 1 第2次宇和島市総合計画前期基本計画に示した施策内容について、実施状況を整理・分析し、その評価を本計画に生かすよう努められたい。
- 2 本計画策定にあたり実施した、市民を対象にしたアンケートから見えた市民の意識・意向を把握するとともに、市民の要望に対して真摯に対応するよう努められたい。
- 3 市民が、本市の魅力を確認し、誇りを持って暮らせるよう、世代を超えて学ぶことができる共育体制の推進に努められたい。
- 4 少子高齢化の進行に加え、人口減少も加速しており、「将来に渡るまちの担い手たちをいかに育成していくか」が大きな課題となっている。
 - (1) 人口減少対策は本市の喫緊の課題であり、市外へ転出した若者や本市への移住希望者に対して「選ばれるまち」となるよう移住・定住につながる環境整備に努められたい。
 - (2) 未来をつくる子どもたちが一人でも多く生まれ、健やかに育つよう、結婚・妊娠・出産・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境づくりに取り組むよう努められたい。

- 5 市民の安定した暮らしのため、市の基幹産業である第一次産業の振興はもとより、そのブランド化についても戦略的に事業を実施し、効果的な取り組みのもと、地域経済の活性化につながるよう努められたい。
- 6 子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、市民が健康で、安全・安心に暮らせるよう、医療・福祉・介護・防災環境の充実に努められたい。
- 7 本市の多様な観光・歴史資源を十分に生かし、滞在空間を創出するとともに、市民を含め、多くの人にその魅力を伝え、交流人口の拡大に努められたい。
- 8 その他(補足事項)について

答申に合わせて、策定審議会の中で出された意見を次のとおり報告する。

(1)優先課題に対して、重点的に取り組むことが大切である。

○人口減少対策

○前期基本計画で成果指標を達成できなかった施策 など

(2)策定審議会のメンバーは、若い世代を中心とした委員で構成すべきである。

市長におかれましては、当審議会の審議の結果を真摯に受け止められ、総合的かつ計画的な行政運営に取り組まれるようお願い申し上げます。



第2次宇和島市総合計画

2023年4月

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

TEL 0895-24-1111(代表)

FAX 0895-20-1905

E-mail kikaku@city.uwajima.lg.jp

URL <https://www.city.uwajima.ehime.jp/>

編集 宇和島市総務企画部 企画課
